

令和7年第4回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 里村 誠悦

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和7年12月16日（火）

開会	3
開議・審査方法	3
○大矢保委員（自民クラブ）	3
1 浪岡地区のごみ収集について	3
2 斎場等について	4
3 新青森駅の渋滞について	6
4 子育て世帯へのおこめ券配付について	7
5 旧青森国際ホテル再開発について	9
6 空き地について	10
7 農地バンクについて	11
○木戸喜美男委員（創青会）	12
1 アウガ駐車場について	13
2 鶴ヶ坂地区の水道施設整備について	15
3 倒木対策について	17
○竹山美虎委員（市民クラブ）	20
1 りんご雪害対策事業について	20
2 桜川福祉館建設工事について	23
3 補装具交付・修理事業について	23
○工藤夕介委員（公明党）	25
1 鳥獣被害対策について	25
2 急病センターについて	27
3 青森公立大学について	27
○村川みどり委員（日本共産党）	29
1 生活保護について	29
2 手話施策推進法に基づく市の取組について	31
3 総合福祉センターについて	32
休憩	34

再開	34
4 児童手当について	34
5 国保について	35
6 後期高齢者医療について	36
7 戸籍法改正について	37
8 合浦亭について	40
9 小・中学校の避雷設備について	41
10 通学先の決定について	42
11 市民図書館について	44
12 開示請求について	45
○小熊ひと美委員（立憲民主・社民）	46
1 障害者福祉費について	46
2 まちづくり寄附制度推進事業について	49
3 動物収容・譲渡対策施設整備事業について	50
4 競輪事業特別会計補正予算について	52
○木村淳司委員（創青会）	54
1 防災・災害時の対応体制の整備について	54
2 道路・公園の維持修繕契約の見直しについて	61
3 病院事業について	65
休憩	70
再開	70
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	70
1 土木費の減額補正について	70
2 市営バスについて	72
○天内慎也委員（日本共産党）	72
1 浪岡地区の防災無線について	73
2 青森市清掃工場について	73
3 浪岡中央児童館について	74
4 消防団について	75
○藤田誠委員（立憲民主・社民）	76
1 港湾文化交流施設活性化事業について	77
2 児童生徒安全管理事業について	77
3 指定緊急避難場所キーボックス自動解錠システム導入委託業務 について	79
散会	81
2日目 令和7年12月17日（水）	
○柿崎孝治委員（自民クラブ）	82

1	市民センターの利用について	82
2	地域コミュニティーについて	85
3	新青森駅西口駐車場について	88
4	外国人について	91
○	工藤健委員（市民クラブ）	94
1	小学校施設整備事業について	94
2	新青森駅駐車場について	97
3	ホタテガイ養殖について	102
○	澁谷洋子委員（自民クラブ）	105
1	除排雪について	105
2	市民病院について	108
3	青森市役所のねぶた制作について	110
4	ごみ袋について	111
5	ホタテガイ生産安定対策事業について	114
○	関貴光委員（自民クラブ）	116
1	鶴ヶ坂地区の水道施設整備について	116
2	昨年度行われた税制改正（令和7年度税制改正）に伴う 税収について	118
	採決	119
	閉会	120

1 開催日時 令和7年12月16日（火曜日）午前10時～午後4時18分
令和7年12月17日（水曜日）午前10時～午後0時13分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第137号 令和7年度青森市一般会計補正予算（第5号）
議案第138号 令和7年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第139号 令和7年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第140号 令和7年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第141号 令和7年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第142号 令和7年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）
議案第143号 令和7年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第144号 令和7年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第145号 令和7年度青森市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第146号 令和7年度青森市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第147号 令和7年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号）
議案第148号 令和7年度青森市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第149号 令和7年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長	赤平勇人	委員	柿崎孝治
副委員長	里村誠悦	委員	澁谷洋子
委員	小熊ひと美	委員	天内慎也
委員	奈良祥孝	委員	村川みどり
委員	工藤夕介	委員	藤田誠
委員	中田靖人	委員	木戸喜美男
委員	関貴光	委員	工藤健
委員	木村淳司	委員	渡部伸広
委員	竹山美虎	委員	大矢保
委員	軽米智雅子		

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長	赤坂	寛	保健部長	千葉	康伸
副市長	横山	英大	経済部長	横内	信満
教育長	工藤	裕司	経済部理事	工藤	拓実
企業局長	舘山	新	農林水産部長	大久保	文人
代表監査委員	鹿内	勲	都市整備部長	中井	諒介
総務部長	小野	正貴	都市整備部理事	土岐	政温
総務部理事	村上	靖	浪岡振興部長	奈良	英文
企画部長	金谷	浩光	市民病院事務局長	今	国弘
企画部理事	中村	敦	会計管理者	齋藤	賢剛
税務部長	横内	修	教育委員会事務局教育部長	武井	秀雄
市民部長	佐藤	秀彦	教育委員会事務局理事	泉	宏明
環境部長	佐々木	浩文	水道部長	舘山	公子
福祉部長	白戸	高史	交通部長	高野	雅子
こども未来部長	大久保	綾子			

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	田村	亜希世	議事調査課主査	柿崎	良輔
議事調査課長	横内	英雄	議事調査課主事	杉浦	晃平
議事調査課主査	花田	昌	議事調査課主事	笹	雄貴
議事調査課主査	石田	彩美			

1日目 令和7年12月16日（火曜日）午前10時開会

○赤平勇人委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました、議案第137号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第149号「令和7年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計13件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第137号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第149号「令和7年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計13件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は、会派持ち時間内で融通できることになっております。

なお、12月11日に開催された本委員会の組織会の終了後に、質疑者は14人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。

どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第137号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第149号「令和7年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計13件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、大矢保委員。

○大矢保委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ちょっと最近、忘年会が続いて、舌が回らなくなることもあるかもしれませんが、質疑させていただきます。

それでは、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、浪岡地区のごみの収集について、運搬体制の現状と今後の考え方について教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの浪岡地区の家庭ごみ収集運搬体制についての御質疑にお答えいたします。

現在、黒石地区清掃施設組合では、浪岡地区を含む同組合の管轄区域の家庭ごみ収集運搬につきまして、浪岡地区の3者を含む民間事業者17者に業務委託し、実施しているところです。

同組合の解散に伴いまして、令和8年度からの浪岡地区の家庭ごみ収集運搬につきましては、本市が民間事業者に業務委託し、実施することとなりますが、実施に当たりましては、青森市中小企業振興基本条例に基づき、浪岡地区を含む本市に本店または主たる事業所を有する事業者への発注を基本とし、令和8年度からの浪岡地区における家庭ごみの収集が円滑に行われる環境を整える予定であります。

今後につきましては、関係法令の規定を踏まえ、透明かつ公正な競争及び適正な履行の確保に留意するとともに、事業者の受注機会の確保に配慮しながら、持続可能で安定的なごみ収集運搬体制の構築に取り組んでまいります。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 浪岡地区については一般の市民から、何か文書で来るんだけれども、なかなか理解できないということを、私、聞いています。

それで、ごみのカレンダーってありますよね。あれを早期に配っていただいて——あれを見れば一目で分かると思います。私も、四、五年前からごみの担当者になっていきますので、あれを早期に配布してくださるようお願いをして、この項は終わります。

次は、4款衛生費3項斎場費1目斎場費について、青森市斎場建替事業の補正予算の内容と、工事の進捗状況を示していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の青森市斎場建替事業の補正予算の内容と工事の進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

青森市斎場建替事業につきましては、令和5年第4回青森市議会定例会におきまして、青森市斎場整備運営等事業施設整備業務に係る契約の締結といたしまして御議決いただき、事業を進めております。

設計・建設工事請負契約における契約金額は、28億280万円に物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額であります。今回の補正予算は、契約に基づく物価変動の影響分と、地中埋設物等の契約当時には予期できなかった工事費の増額について対応するものであります。

内訳といたしましては、1つに、物価変動に基づく工事費の増額につきましては、

契約締結以降、建設工事の各細目に係る労務費や、建築資材などの物価は上昇を続けておりまして、契約相手方の事業者から契約書に規定する全体スライドを適用したサービス購入料改定の請求があり、協議の結果、物価変動による影響分を認め、増額変更を行おうとするものであります。増額となる金額は、令和7年度分として、8531万8997円、令和8年度分として7864万9485円となったものであります。

2つに、当該事業地の地盤状況が、市で行った地質調査の情報よりも、くい工事で、より増強する必要があったこと、園庭や以前の駐車場の解体工事では、市で把握し、事業者へ提供した情報では、予測できなかった量のコンクリート殻などが地中から確認され、支障となる地中埋設物の撤去を行う必要があったことから、981万900円の増額請求があったものです。

3つに、園庭にあった、あずまやの屋根スレートにアスベストが含まれていたため、適正に解体及び処理を行う費用について、108万2400円の増額請求があったものです。

以上、令和7年度分歳出補正予算といたしまして、9621万2000円の工事請負費と火葬炉メーカー工場での火葬炉設備検査のための旅費13万円を計上しまして、物価変動による令和8年度影響分として7865万円を債務負担行為として設定するものであります。

変更金額の合計は、1億7486万1782円となりまして、当初契約額に対して約6.24%の増額となりまして、本定例会に上程しております補正予算について御議決を賜れば、専決処分により変更契約を締結する予定としております。

工事の進捗状況につきましては、計画どおり進められておりまして、これからの冬期間は内装工事を中心として進め、雪解けする頃には、火葬炉メーカー工場において、検査した火葬炉設備を建物内に搬入・設置するとともに、その他工事を進め、令和8年8月の完成、10月の供用開始を予定しております。

以上です。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

ところで、火葬の後に残る残骨灰の取扱いと、残骨灰に含まれた有価物について令和5年度と令和6年度の売払い収入額を示していただきたいと思います。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 残骨灰の取扱いと売払い収入額についての御質疑にお答えいたします。

火葬を行い、御遺族が収骨した後に残る焼骨や、ひつぎに附属していた金属、その他灰などの混合物は残骨灰と呼ばれるものであります。青森市斎場及び浪岡斎園に残置されたものは、施設設置者であります市の責任により処分する必要があります。

残骨灰を無害化及び分別する処理につきましては、廃棄物の処理及び有価物の売

払いも含めて事業者と契約しており、その過程で残る遺骨、すなわち残骨については、本市に返還していただき、三内霊園に本年度整備いたしました供養塔に埋蔵することとしております。

当該契約による残骨灰の売払い収入額は、令和5年度は1081万5405円、令和6年度は1458万1875円となっております。

以上です。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 1000万円を超えているということで、私も死ねば、金の入れ歯を置いていかないといけないのかなと思っていますけれども、あとそれと、墓地については、公営墓地が結構、返却されているということもあるだろうし、放置されている墓地が結構ありますので、雪が解けましたら、調査のほうを急いでいただいて、有効に土地が活用できるようにしていただきたいことを要望してこれで終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費についてお伺いをします。

新青森駅周辺の渋滞対策について、県議会でも話題になっておりますが、私自身も西口の駐車場が満杯で、どこに視察に行くにしても遅れたという実績もありますので、ちょっとお伺いしますが、西口は無理だと思うんですけども、東口は、私が見ていけば、いつもバスプールのところに二、三台しかバスがないということを感じています。

そこで年末年始、一般客でも乗り入れできるような、そういう体制を取っていくべきじゃないかと思うんですが、県が市に対して、渋滞対策をどのように示しているのか、お伺いをします。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の新青森駅周辺の渋滞対策についての御質疑にお答えします。

先般、青森県議会におきまして、県としては、本県の玄関口である新青森駅の利便性向上が重要と考えていることから、JR東日本とも連携の上で、青森市に対して、新幹線利用者の増加等の利用実態を踏まえながら、東口の活用も含めて、駅利用者の利便性の向上に取り組むよう、働きかけていきますとの発言があったと承知をしております。

新青森駅の周辺整備に当たりましては、交通手段ごとの乗降場所を明確に区分することとして、警察、バス協会、タクシー協会等の関係機関との協議により、東口はバスやタクシーなどの公共交通を中心とした駅前広場として、大型車のバスと小型車のタクシーのプールを分離して設置し、西口は一般車両の乗降場と一体となった駐車場として整備したものであります。

新青森駅周辺の渋滞につきましては、昨冬の年末年始における記録的な豪雪に伴う、奥羽本線運休とUターン時期が重なりましたことから、駐車場入り口が詰まったことにより渋滞が発生したことについては承知をしておりますが、その他は入庫

待ちの車列はありますものの、周辺道路の渋滞については発生していないと認識しているところであります。

本市は、これまで混雑の解消に向けた取組として、西口に一般車両の駐車スペースを増やす、民間駐車場の利用案内、また、乗降場を降車専用とする社会実験などを行ってきました。

社会実験におきましては、乗降場の混雑は解消され、新幹線を利用の方がおおむねスムーズに乗車できていたことから、一定の効果はあったものと考えております。

新青森駅東口駅前広場バスプールの活用という一部意見につきましては、当該バスプールは、ねぶたん号やみずうみ号といった路線バスの利用が中心となっており、新幹線の発着時刻に集中する傾向があることに加え、ねぶた祭や紅葉などの観光シーズン、また修学旅行などの時期には、貸切りバスが多数待機しており、非常に混雑している状況にあります。

また、バスプールを一般送迎車両に開放することについて、バス協会及び警察に御意見を伺いましたところ、大型車両であるバスと一般車両の混在は、ドライバーの目線の違いや死角が発生しやすいなど、バスだけの利用よりも事故発生の危険性が高くなるということから、難色を示されております。

以上のことを踏まえまして、本市といたしましては、事故防止等の観点から、新青森駅東口駅前広場の一般車両への開放は困難であると考えているところであります。

以上であります。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 答弁の中で、駅東口のほうの一般送迎車両への開放は困難であるということでしたが、駐車場はいつも混んでいるので、混雑の解消に向けた取組を今後も継続していただきたいと思えます。

私は何回も——この前、10月に名古屋へ行ったときにも遅刻しそうになりましたし、私はいつも青森新都市病院の駐車場に車を置いていくんですけども、いつも具合が悪いので、少し緩和していただけるように、もう少し考えていただければいいなど、そういうふうに思えますので、よろしくお願いします。

次に、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、お米ですくすく子育て応援事業におけるおこめ券配付の進捗状況と配付に要する経費の内訳についてお示しをしていただきたいと思えます。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からのおこめ券配付の進捗状況と経費の内訳についての御質疑にお答えいたします。

子育て世帯へのおこめ券配付につきましては、令和7年第3回市議会定例会におきまして、関連予算の御議決をいただいた後、速やかに配付のための準備を進め、

去る11月25日から、各御家庭への配付を開始したところであります。

配付の進捗状況につきましては、昨日、12月15日の午前7時の段階で、おこめ券配付対象世帯、1万9888世帯のうち、1万8795世帯への配付を終えており、進捗率といたしましては94.5%に達しております。

引き続き、未配付の御家庭に対しましても、年内での配付完了を目指し、配付を進めてまいります。

次に、おこめ券の配付に要する経費の内訳についてであります。お米ですくすく子育て応援事業の現時点での決算見込額といたしましては、おこめ券の購入経費が9880万2000円、おこめ券の封入・封緘・配達等の業務委託料が1192万4000円、事務用品費が5万9000円、全体事業費といたしましては、1億1078万5000円を見込んでおり、その全額について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしております。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

九十何%いったってということで、それはそれでいいんですが、一般質問で聞きましたけれども、今度国の交付金が約26億円来るといふ——それも果たしておこめ券だけでいいのかなのか、各自治体は、もうはっきり言って、ばらばらになっていきます。

今、企画部長にも聞くんですが、約26億円来ると。ただ、またおこめ券なのかどうなのかは定かではありませんけれども、例えば、コロナがはやったときに、水道料減額を——水道部で、内部留保とか、そういうのはできるんじゃないのかと思うんですよ。

水道部——この前の誰かの市政報告会で、鶴ヶ坂の簡易水道事業を実施するってしゃべった人がいるんだけど、議会に何も提案もされないで、1人でやるような、どうのこうの。私は頭にきたんだけど、ちょっと議会との関係が分からないと思っているんだけど——そういうので内部留保できるんじゃないのかなと思うんだけど、ただ約26億円を市民に分けてしまっただけでいいのかなのか、私はそう思います。

だから、青森市が市民のために一生懸命頑張っているのに、市民が青森市のために何をしてくれるって誰も考えない。分けてくれるんじゃないかって、それしか考えてない。青森市の内部のことをもう少し考えて、やればいいんじゃないかと思うんですよ。だから、水道部で内部留保するとか、これからはっきり言えば、まだまだやる事業っていっぱいあると思います。

ただ、うちの中田委員が、6月には宿泊料取ればいいんじゃないかという（発言する者あり）宿泊税——税か、税で200円ったらあり得ねえべな。宿泊料金だべや。宿泊金か。（発言する者あり）税ったら何%ってなるんだよ。お前たち、その言葉、分かんねえんだべ。俺の質疑中だ。しゃべるんでない。そういうので、今、エバー

航空が来年から増便になるとか、観光客が約 1.5 倍伸びてるとか、そういうものに対して目をつけていって、青森市の財政がもっと潤うような、そういうような、やっぱり財政運用していかねば——40 億円より少ないですよ。今、病院建てるときどうするの。そういうところをもう少し、内部留保できるような施策をやっていかねば、ただ国からもらって分けるのは意味ないんじゃないかなと思うんですよ。

だから、そういうところをもう少し考えていただければいいかと、そういうふうに思っこの質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

8 款土木費 4 項都市計画費 1 目都市計画総務費、旧青森国際ホテル跡地地区の市街地再開発事業について、令和 7 年度における準備組合との協議、検討内容を示していただきたいと思ひます。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業についての御質疑にお答えいたします。

旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業につきましては、令和 6 年 3 月の都市計画決定後、旧青森国際ホテル跡地地区市街地再開発準備組合におきまして、組合設立認可及び事業計画認可に向け精査をしておりましたところ、資材高騰や地権者との協議等により、事業計画内容を変更せざるを得ない状況となったとのことあります。

このことから、令和 7 年 2 月に準備組合から本市に対して、都市計画決定時から変更となりましたスケジュールといたしまして、1 つに、組合設立認可及び事業計画認可の時期につきましては、当初の令和 6 年度予定を令和 7 年度予定に延伸、2 つに、事業完了の時期につきましては、当初の令和 10 年度予定を再度調整との報告がありました。

令和 7 年度におきましては、年度内の組合設立認可及び事業計画認可に向けまして、準備組合において組合設立に向けました地権者との調整や、現在の土地、建物の資産価値の調査等を進めており、本市では、進捗状況について、事業者から随時報告を受けるとともに、事業の進捗に応じて協議、指導を行ってきておりますので、今後とも引き続き適切に対応してまいります。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 令和 6 年度から令和 7 年度に繰り越した予算がありますよね。その内容についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和 7 年度への繰越予算についての御質疑にお答えいたします。

令和 6 年度から令和 7 年度へ繰り越した予算につきましては、準備組合へ支援する事業計画作成費に対する補助金となっており、その内訳といたしましては、用地測量、土地鑑定、建物調査に対する補助金といたしまして 3569 万 6000 円、基本設

計、資金計画作成に対する補助金といたしまして 3640 万 2000 円となっており、合計で 7209 万 8000 円となっております。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 この再開発については、順調に進んでいると思っておりますか。

柳町にまた新しく再開発しますよね。同じ手法でやるということなんですかね。ちょっとそこを教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 大矢委員からの市街地再開発事業についての御質疑にお答えいたします。

まず1つ目に、事業の進捗状況というところでありまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現在事業計画作成中というふうに組合のほうから伺っているところでありまして、まだ事業計画が明らかになっているところではございませんので、引き続き協議を進めてまいります。

続きまして、本町の市街地再開発事業についての御質疑であります。また事業計画の検討段階というところではありますけれども、現在、旧国際ホテル跡地の再開発と同様に、市街地再開発事業についての都市計画決定の手続を市のほうで進めておりますので、その結果、都市計画決定された場合につきましては、同じ手法というふうに認識しております。

以上です。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

それでは次に、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費、空き地についてお伺いをします。

増加する空き地の荒廃を防ぐため、国とか地方自治体が一生懸命にやっておりますけれども、人口減少等において、空き地がこの4年間で倍増しているという報道がされています。

その中には、レンタル農園などでのまちづくりに活用するということがありますけれども、今年10月14日の読売新聞では、青森市の取組として住宅密集地の空き地を市民雪寄せ場事業に活用している事例が紹介されていました。

偶然、私も見たんですけれども、それは私が議員になってから提案して、平成7年に提案をして平成13年に採用されるまで、そのときの企画財政部長が固定資産税を免除するのは駄目だと言うので、結構争いになりましたけれども、ようやく平成13年に採用していただきました。

そういうのがありまして、空き地を利用した市民雪寄せ場事業の内容と昨年度の活用状況及び本年度の申込み状況を示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 大矢委員の市民雪寄せ場事業の内容等についての御

質疑にお答えします。

市民雪寄せ場事業は、雪処理をスムーズに行うための場所の確保に関する市民ニーズが高くなっていることを踏まえ、市民の自主的な雪処理を支援するため、平成13年度から開始したものであり、所有する空き地を冬期間、12月1日から翌年3月31日まで、地域の雪寄せ場として無償で町会に貸付けをした場合、翌年度の固定資産税の3分の1を限度に減免をしております。

市民雪寄せ場の確保に向けた取組としましては、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会青森支部などから空き地の情報を提供いただいておりますほか、広報あおもりや本市ホームページでの周知、固定資産税の納入通知書へのチラシの同封などを実施しているところであります。

市民雪寄せ場につきましては、令和6年度は341か所、今年度は12月11日時点で345か所設置し、広く地域の皆様に活用いただいております、随時申込みの受付を行っております。

以上であります。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 全国版で紹介された市民雪寄せ場事業ですけれども、これからもだんだん空き地が多くなっていくと思うし、豪雪になれば、はっきり言って、空き家も倒壊していくというのであれば、土地も空くと思うんですよ。

だからやっぱり適切に町会に働きかけて、この事業をもう少し継続的にできるよう、多く増やせるようにしていただきたいと要望して終わりたいと思います。

次は、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農地バンクについて概要を示していただきたいと思います。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の農地バンクの概要についての御質疑にお答えいたします。

農地バンクにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に定める農地中間管理機構のことであります。

この農地中間管理機構につきましては、離農や経営規模を縮小する農家から農地を借り受け、経営規模を拡大したい農家や新規就農者に貸付けを行うことにより、農地の有効活用を図ることを目的とする農地中間管理事業を実施するため、各都道府県に設置されているものであります。

本県では、公益社団法人あおもり農業支援センターが農地中間管理機構に指定されており、農業者からの相談や申請の受付、貸借契約等の業務につきましては、各市町村が同センターから委託を受け、実施しているものであります。

また、農地中間管理機構におきましては、令和4年度に改正されました農業経営基盤強化促進法により、令和7年度から各地域で作成されました地域計画に基づき、当該計画に位置づけられた者に対し、所有者不明農地、遊休農地を含め、農地の集

約化を進めることとしております。

農地中間管理事業を利用した農地の貸借につきましては、農地を貸し出したい農地の出し手と農地を借り受けたい受け手が、それぞれ農地中間管理機構に登録し、双方で貸借の合意に至った場合、農地中間管理機構を含めた3者で貸借契約を締結することとなっております。

直近の契約実績につきましては、令和4年度の契約件数は127件、面積では73ヘクタールとなっております。同じく令和5年度では、契約件数は113件、面積で162ヘクタール、令和6年度では契約件数283件、面積で294.1ヘクタールとなっております。

農地中間管理事業の活用により、農地の受け手にとりましては、複数の出し手への賃料を農地中間管理機構にまとめて支払いできるなど、手続の簡素化が図られることなどのメリットがあります。

また、農地の出し手にとりましては、貸し付けた農地が適切に管理されること、受け手が離農等により不在になった場合は、新たな受け手に転貸されるとともに、転貸までの期間は農地中間管理機構が適切に管理することなどのメリットがあります。

また、10アール未満の自作地を除く、所有する全ての農地を農地中間管理機構に貸し付け、出し手、受け手、農地中間管理機構の3者間で契約が成立した場合、契約期間が10年以上15年未満の場合は3年間、契約期間が15年以上の場合は5年間、固定資産税が2分の1に軽減される制度もあります。

農地中間管理事業及び当該事業を利用することによる固定資産税の軽減や、その他メリットにつきましては、農業政策課及び農業委員会事務局の窓口で周知しているほか、チラシの配布、市ホームページ等においても情報発信をしているところであります。

○赤平勇人委員長 大矢委員。

○大矢保委員 個人的なことなのですが、私もちょっとうっかりして、農地バンクに登録するのを忘れていました。私の土地は平内町にあったんだけど、平内町の農業委員会から、農地でなくて雑種地にしてくださいという御要望が来て、おかしくないですか、税金が上がるのではないですかってしゃべったら、はっきり言えば、さっき半額になるって言ったけれども、例えば1万円のところを5000円になるんだけど、そのまま放置していると1万8000円になると、そういうような説明なんですよ。これは大変だなと思っているんだけど、はっきり言って、放置している人結構いるんですよ。だから、もっと周知、広報をこれからも徹底してほしいなと思いますので、この点をよろしくお願い申し上げます。

農業の一言で終わります。ありがとうございました。

○赤平勇人委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

創青会、木戸喜美男でございます。

初めに、駐車場事業特別会計、1款駐車場事業費1項駐車場運営管理事業費1目駐車場運営管理事業費についてお伺いいたします。

アウガ駐車場と青森駅前公園地下駐車場では、本年の7月末から駐車場の安定的な財源確保を目的に24時間最大料金や定期駐車料金を導入いたしました。これに合わせて、出口料金所にキャッシュレス決済対応の自動精算機を設置することで、24時間入出庫できる環境を整え、駐車場利用者の利便性向上につながったものと思っております。

アウガ駐車場の駐車区画につきましては、私も何度か利用させていただきましたが、駐車場を上がっていくと3階から5階の右側、要するに——何て言うんですか、車路の右側と言うんですかね——上っていくと、右側の駐車場の部分であります。そのところが、柱と隣接する区分が特に狭く、利用しづらいと感じております。

そこで質疑いたします。

アウガ駐車場の駐車区画の幅の状況をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 木戸委員のアウガ駐車場の駐車区画の幅の状況についての御質疑にお答えいたします。

アウガ駐車場は、車種の多様性を勘案いたしながら522台の駐車スペースを確保しており、その区画の幅につきましては、青森市駐車場条例及び国土交通省の推奨基準に基づきまして、幅2.5メートル以上、奥行き6.0メートル以上の障害者等優先駐車場スペース23台を含む、普通車の駐車スペースを206台、幅2.3メートル以上、奥行き5.0メートル以上の小型乗用車の駐車スペースを306台、幅2.0メートル以上、奥行き3.6メートル以上の軽自動車の駐車スペースを10台としております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

車種の多様性を勘案しながら、青森市駐車場条例及び国土交通省の推奨基準に基づき、駐車スペースを確保しているとのことでありました。

軽自動車の駐車スペース以外は、小型自動車、いわゆる普通自動車だと思います。

基準の駐車スペースを確保しているとのことでしたが、先ほど申し上げました3階から5階の右側、車路の内側というんですか——上っていく車路の右側——分かりますでしょうか、駐車スペース。そして、軽自動車以外の駐車スペースのために小型自動車の基準以上の幅を確保している区画になります。とはいえ、先ほど言った3階から5階までのところの右側のほうには、3台ずつ止めるスペースが3つあります。3つあるんですが、右側の3つ目のほうは、右側のほうに筋交いが入っていてコンクリートに収まっています。あとの真ん中の区分、そして左側の部分、そ

れで、左側の部分のところに筋交いが入っています。また、3台止めるところがあります。それで、筋交いが入っているコンクリートの区画があります。

その左側の区画のコンクリートの部分、そのところに1台入ることによって、ドアを開ければスペースが狭くて大変だというのが、私の今の言い分であります。皆さん、お分かりになりますでしょうか。

普通、スペースに車を入れます。入れた状態だと、下のほうに表示——白いUの字型になって、ドアを開けてもぶつからないように、こちらの車もぶつからないようにということで、白いペイントでマーキングしていますよね。

ところが、一番左側のほうの筋交いのあるところ、そこは1本のラインだけで、全然、Uの字型の状況にはなっていない。よって、幅が狭いけれども、見れば、何か入れるよねというふうな形で止めに行きます。それで、止めたはいいんですが、出るときにドアを開けると、下のほうに筋交いのバツテンになっている基礎の部分、そこに何センチメートルだろうか——20センチメートルぐらいの高さのコンクリートがあるんですよ。それにドアががつつんとぶつかるんです。

それで、そこをうまくすり抜けて出ようと思うと、今度、バックミラーが——ドアミラーを収納していないで出した状態だと、もう出られないんです。おなかを引っ込めて横に行くんだけど、なかなかこの出っ張りのおなかが邪魔して、うまくいかない。よって、もう一回、車に乗ってドアミラーを格納することで、パタンと収めます。そして、やっと車から前のほうに出て、それからアウガの中のほうに行つて、用を足してまた帰ってくると。

いや、これはちょっとうまくないなと。ただ、私の車は年代物で、もう古い車だから、少しぐらいドアがぶつかっても何ら差し支えないんですが、今皆さん、結構いい車に乗って、新車がばんばん走っています。そういった車が、そういうところに行つて、私と同じようなことを繰り返すようであれば、これはうまくないな。

よって、できたらその部分、3台止めるんでなくて2台にしたらどうかな、そのように思います。そうすることによって、車のドアがぶつかることもない。それで、その区画では、2台が減になる部分でいけばいいのかなと思っております。それくらい減になっても、そんなに駐車場が満杯になるということはないのかなと思っておりましたので、ぜひその部分を検討していただければ、私は大変ありがたいなと思っております。

そこで再質疑させていただきますが、アウガ駐車場3階から5階の一部の幅が狭い駐車区画について、市民の方々が快適に駐車場を利用できるように幅を広げるべきと考えますが、市の考えをお知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 アウガ駐車場3階から5階の一部の駐車区画についての再質疑にお答えいたします。

アウガ駐車場3階から5階の駐車スペースにつきましては、幅2.5メートル以上

の普通車駐車スペースが 44 台、幅 2.5 メートル未満の軽自動車及び小型自動車の駐車スペースが 130 台となっております。

駐車スペースの拡幅につきましては、引き続き安全で効率的な駐車場環境の確保に努めつつ、利用状況を確認しながら検討してまいります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁、まずありがとうございました。

駐車スペースの確保について、利用状況を確認しながら検討するとのことでありました。

3階から5階の一部の幅が狭い駐車区画への対応につきましては、先ほども言ったりしていますけれども、簡単にカラーコーンを置いて1つの区画を潰して、2台分をそのままやって、今暫定的にそういう形でもいいのかなとか、いろいろあると思います。

そういった簡単なことでなくて、これからやっぱり、青森市役所の駐車場であり、来る方が役所の駐車場に止めて、ドアを開いたらがつんとぶつかって、本当に嫌な思いしたなど。そう思うことをなくして、やっぱり安心して使える、どの車も——軽車両であれ、普通車であれ、その部分は安心して止められる。そういう形で2台なら2台分のラインを引き直す。そういうことによって、利用者が安心して使えると思います。

よって、これも予算がかかりますと言われます。何事も予算はあるでしょうけれども、そこで企画部長、ぜひ何とか予算をつけていただいて、早めのライン引きをして、安心して市民がこのアウガの駐車場の右側の3区画の部分、そこには3台でなくて2台止めて、安心して市役所のほうに来られるようお願いしたいなと思っておりますので、強く要望して、この項を終わります。

次に、議案別冊 45 ページの令和7年度青森市水道事業会計補正予算に関して質疑いたします。

これまで、小豆畑議員、関議員、そして私も一緒になり、鶴ヶ坂のところに水道管をぜひつないでいただければありがたいということで、再三お願いしてきました。そこで、鶴ヶ坂地区の水道施設整備に当たり、簡易水道をつけていくというふうなお話を聞きました。そこでお聞きします。

鶴ヶ坂地区の水道施設整備に当たり、簡易水道を前提とした理由についてお知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 鶴ヶ坂地区の水道施設整備についての御質疑にお答えいたします。

鶴ヶ坂地区は、市内の給水区域内で唯一の水道未整備地区でありますため、以前から鶴ヶ坂町会、西部第5区連合町会の連名により、早急な水道整備を求める要望

書が提出されてまいりました。

これを受け、水道部では昨年、鶴ヶ坂地区住民の皆様の飲料水への不安解消を図り、健康で文化的な生活を守るため、簡易水道での整備を前提に事前調査等を行うことを決定し、令和7年度から着手することとしたものであります。

簡易水道での整備を前提とした理由につきましては、既存の浄水施設を活用し、水道管を延伸して整備することと比較しまして、1つに、簡易水道として整備したほうが整備コストが抑えられること、2つに、簡易水道の場合、工事期間も短縮できること、3つに、簡易水道ではダウンサイジングが可能になることといったメリットがありますことから、簡易水道を前提に検討を進めることとしたものであります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

まず、整備コストが抑えられること、そして工事期間も短縮できるということでもあります。

ただ、今現在、井戸の——何て言うんですか、水脈があるのかどうかというので、いろいろやっているかとは思いますが、まず、我々、こういった議員をやっていると、地元では何で鶴ヶ坂は簡易水道なんだと。簡易水道って何だという質問を受けましたので、あえてお聞きしたところであります。

そこで、上水道と簡易水道の違いをお知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 上水道と簡易水道の違いについての再度の御質疑にお答えいたします。

水道法においては、給水対象となる人口が101人以上を水道事業とし、そのうち5000人以下を簡易水道事業と定義しており、5001人以上は水道法上の名称はありませんが、簡易水道事業と区別するため、一般的に上水道事業と呼ばれており、給水対象となる人口によって名称に違いがあるところであります。

一方で、上水道事業、簡易水道事業ともに、水質基準に適合する水道水をつくり、かつ水質を保持することが水道法で義務づけられており、水道施設の技術的基準も同様でありますことから、違いはないものであります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございました。

簡易水道と上下水道、これについては、技術的に基準も同様であるということで、大変ありがとうございます。

それでは、市内に簡易水道は何か所あるのかお知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 市内の簡易水道施設についての再度の御質疑にお答えいたし

ます。

現在市内には、雲谷地区、入内地区、孫内地区、岩渡地区、王余魚沢地区及び細野・相沢地区の計6地区に簡易水道施設があります。

○赤平勇人委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

この市内に計6つの地区があるということで、私も今びっくりしまして、孫内は以前、簡易水道であるというふうなことは、鶴ヶ坂の水道の件でお話を聞いて、大体は聞いておりました。でも、そのほかに5つあったんだ。いや、びっくりしました。

それで、やっぱり鶴ヶ坂の人たちもそうですけれども、我々新城の人もそうなんですけど、この簡易水道って、本当に名前が簡易となるので、簡単な水でごまかされているのではないかという意味合いもあったり、そういう大きなお世話と言えば変だけれども、まず心配している人がおりましたので、お聞きしました。

それでは、簡易水道においても、上水道と同様に水質面で良好な状態が保たれるのかお知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 簡易水道の水質についての再質疑にお答えいたします。

上水道事業、簡易水道事業いずれにおきましても、国が定める51項目の水質基準、水道施設が備えるべき要件を定めました施設基準、水道水の消毒、その他衛生上必要な措置を定めた水道法における技術的基準については、同一のものとなっております。

このため水道部では、上水道事業、簡易水道事業の区別なく、水道法に定める水質検査を毎月実施、公表しているところであり、本市の水道を利用する全ての方に安全でおいしく、良質な水道水をお届けできるよう各種事業を進めてまいります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

まず、51項目の水質基準、そして検査も定期的にやっているということで、この陰には本当にいろいろ御苦労があるのかなと思っております。

また私たちも一頃、青森の水は日本一おいしい、そういう話も聞きましたし、これから職員の皆さん、大変かとは思いますが、ぜひいろんな面で努力しながら、市民に安心できて、そして、おいしい水をとということでもあります。

まず、鶴ヶ坂地区の市民が1日も早く、おいしい水道水が飲めるように強く要望してこの項を終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、倒木対策についてお伺いいたします。

今年の9月と11月に県立つくしが丘病院の裏側の市道で倒木が発生し、2回と

も新城中学校付近一帯が停電となりました。

停電が頻発すると周辺の市民は不安となり、冬のこの時期に暖房器具などが使用できなくなるほか、停電が長引くと冷蔵庫の冷凍あるいは冷蔵が効かず、年末年始用の食品を冷凍しておいたのに解けてしまうんじゃないか、木戸さん、早く電気を通してちょうだいよというふうな話も聞かれました。

そこでお伺いたします。

今年の9月と11月に県立つくしが丘病院裏手の市道で倒木があった際の市の対応についてお知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木戸委員の倒木対応についての御質疑にお答えします。

県立つくしが丘病院西側の市道新城中学校通り線における倒木について、直近では令和7年9月13日と同年11月7日に発生しており、いずれも道路管理者である本市と当該市道沿線の電線を管理している東北電力ネットワーク株式会社にて対応いたしました。

9月13日に発生した倒木は、同日午後11時50分頃に通行者から本市へ通報があり、同14日の午前1時15分頃に現地確認しましたところ、2本の倒木を確認しました。

このうち1本は完全に道路へ倒れていたため、本市職員がその場で除去しましたものの、もう1本の倒木については電線にかかっていたため、東北電力ネットワーク株式会社に対応を依頼し、同日午前6時20分に同社の除去作業が完了しました。

また、11月7日に発生した倒木は、同日午前10時頃に新城交番から本市へ連絡があり、午前10時30分頃に現地確認しましたところ、9月発生の倒木箇所付近において1本の倒木を確認しました。

倒木は電線にかかっており、東北電力ネットワーク株式会社の係員が先行して、現場確認を行いながら、同社作業班の到着を待っている状況でありました。

作業着手までの間におきましては、同社係員とともに本市職員も交通整理等を行いながら、同社作業班の到着を待ち、同日14時20分から作業を開始し、同日15時40分に除去作業を完了いたしました。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

市と電線管理者が協力して倒木対応に当たった。迅速に作業することによって、停電も早期に解消され、市民も安心したことと思います。

倒木後の迅速な復旧作業は非常に大事であるものの、電線の横に樹木がある道路は市道のほかたくさんあることと思います。倒木による停電を予防することが重要であると感じているところでもあります。

そこで再質疑いたします。

市では、倒木による停電を防ぐため、どのような対策を考えているのかお知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 倒木による停電防止対策についての御質疑にお答えいたします。

国では、倒木による送配電線の断線等による停電が発生した場合、住民生活への影響が大きく、一般送配電事業者や地方公共団体は、迅速な対応に苦慮するケースが多く、停電予防のための樹木の事前伐採は、有効な手段であるとしておりまして、令和2年に電気事業法を改正し、一般送配電事業者が非常災害時や非常災害時に備えた平時からの関係機関との連携等を盛り込んだ災害時連携計画を作成しなければならないと定めたところであります。

このような中、他都市におきましては、事前伐採の促進に向けました連携強化の取組といたしまして、一般送配電事業者と連携し、倒木による道路の通行止めや停電を防止するための事前伐採及び重要インフラ施設周辺におけます事前伐採等を実施している事例も見られているところであります。

東北電力ネットワーク株式会社によりますと、青森県内におきましては、令和5年に青森県と樹木の事前伐採について連携すること等を定めました災害時の協力に関する協定を締結いたしましたほか、令和6年には五所川原電力センター管内の5市町、令和7年には八戸電力センター管内の7市町村と協定を締結したとのことであります。

本市といたしましては、倒木によります停電や道路閉塞等を事前に防止するため、樹木の事前伐採を実施することは重要な取組であると認識しておりまして、今後、他都市の取組を参考にしながら、県や一般送配電事業者と事前伐採に係る連携について協議してまいります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁どうもありがとうございました。

この停電の部分、倒木がありました。今その近辺に環状線、7号線の環状線を弘前方面に走っていくと左側に入っていく側道がありました。それで、その側道を入れていって上り坂になると丁字路になり、右に行くと中学校かな。それで、左に行くと——現在の倒木のあった現場だと思えます。

私も再三気になって、少し見に行ったら、その側道を上っていく左側、そこにアカシアの木が何本ぐらいあったんだろうね——30本ぐらいあるのかね。その30本ぐらいあるアカシアの木がピンクのテープで印ついて——巻き巻きしてありました。電柱が中に入っているし、線も走っているので、多分、これは後々、伐採するのかな——そのためのマーキングというか、テープで切っていくというふうなものに

なっているのかなと思っていました。

ただ、私にして言わせれば、こういったことも予防策というか、そういったものが本当に必要であります。ただ、私有地とか公有地とかいろんなものがあります。よって、そういったところで、そう簡単に物事はいかないかとは思いますが、そういったところをぜひ気にしながら、そして、自分たちでできるようなところがあるのであれば、伐採、そういったものをしていただければ大変ありがたいと思います。

今後道路脇の樹木について注意を払いながら、倒木の際には、今回のようにまた迅速に対応していただくとともに、倒木による停電防止対策に、引き続き取り組んでいただきますことを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○赤平勇人委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブの竹山美虎でございます。

早速質疑に入りたいと思います。

1点目は、議案別冊「令和7年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和7年第4回定例会）」、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関連をして、雪害対策事業について伺います。

今定例会に提出されているりんご雪害対策事業については、昨冬の豪雪災害を受けて、幹線農道の緊急除雪を行うというものであって、防災・減災対策と受け止め、これについては全く異論ありません。今、地球の温暖化は確実に進んでおります。

今年も、相次いだ大規模な山林火災、昨冬の豪雪災害、夏の猛暑、大雨による洪水、土砂崩れ、このように全国に及ぶ激甚災害の背景には地球温暖化の影響があるということを多分否定する人はいないでしょう。

そして、これらの災害は、今後も毎年起こり得るという考えで行動しなければならない。同時に、今後に備えることが肝要であると思います。

そこで、お聞きしたいと思います。

昨冬の豪雪による農業被害に対して、市としては様々な支援策を講じてきたと思いますけれども、その実績についてまずお知らせください。

また、もし同じような雪害が今後起きた場合、こういった対策を想定していくのか市の考えをお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 竹山委員の農作物の雪害対策についての御質疑にお答えいたします。

初めに、昨冬の豪雪により、リンゴ園地におきましては、リンゴ樹の樹体損傷26万8272本、これによる減収量1588トン、被害金額19億4628万8000円となっております。

また、獣害によるリンゴ樹の樹体損傷 6494 本、これによる減収量 269 トン、被害金額は 1 億 6902 万 5000 円となっております。

また、農業用パイプハウスの被害棟数 148 棟、これに伴います被害金額 1 億 916 万 7000 円、また、畜産施設では被害棟数 6 棟、これに伴う被害金額 2802 万 1000 円となったところであります。

本市では、果樹園地における豪雪被害を最小限に抑えるため、販売用果樹生産者を対象に融雪剤や塗布剤の購入に要する経費を支援する令和 6 年度豪雪災害農業緊急対策事業を実施しております。

当該事業の実績につきましては、生産者 301 戸に対し、補助金 384 万 1825 円を交付しております。

また、令和 7 年度におきましては、豪雪により被害を受けた果樹園地の早期復旧を図るため、販売用果樹生産者を対象に、モニリア病防除薬剤、被害樹の修復資材、補植用の苗木、殺鼠剤等の購入に要する経費及び被害樹の伐採伐根に係る経費を支援するため、令和 7 年度被災果樹栽培農家支援事業を実施しております。

当該事業の実績につきましては、生産者 408 戸に対し、補助金 1078 万 806 円を交付しております。

また、豪雪により被害を受けた農業者等が、倒壊した農業用パイプハウスを早期に復旧し、営農活動を継続していただくため、農業用パイプハウスの再建及び修繕等に要する経費を支援する青森市被災施設園芸農家支援事業を実施しております。

当該事業の実績につきましては、12 月 15 日時点で、再建及び修繕を行った 8 棟に対し、補助金 530 万 5000 円を交付しております。また、撤去した 5 棟に対しまして、補助金 2 万 8000 円を交付したところであります。

さらに青森県におきましては、豪雪による果樹生産への影響を抑え、早急に産地の再生を図るため、果樹生産者に対しまして、被害樹の修復や撤去に必要な作業用機械の借り上げに係る経費を支援する令和 7 年度青森県りんご等果樹雪害復旧緊急支援事業を実施しております。

当該事業の本市域における実績につきましては、対象となる生産者 7 戸、補助金 52 万円であります。

また、国におきましても、今冬の大雪によるリンゴ樹の枝折れ、幹割れ被害を支援するため、対象となる果樹生産者に対し、被害果樹の植え替えや、これに伴います未収益期間の幼木管理経費を支援するため、令和 6 年から 7 年までの冬期の大雪対応産地緊急支援事業を実施しております。

当該事業における本市域での実績につきましては、見込みではありますが、対象となる生産者 3 戸、補助金 121 万 9920 円となっております。

今後の雪害対策につきましては、降積雪期においてリンゴ樹の被害を発生させない、また、軽減を図るため、リンゴ農家が行う樹体の雪下ろしや枝抜き、融雪剤の散布などの雪害対策や剪定などの冬期作業を効率的に行えるよう、幹線農道の除雪

を実施することとし、本定例会補正予算案に計上し、御審議いただいているところであります。

また、りんご園地環境整備事業により、災害に強い園地づくりを支援してまいります。

なお、豪雪による被害によっては今年度の収穫量に大きく影響を与えるとともに、被害程度によっては樹体の回復に長い年月を要し、収量への影響も長期にわたることが懸念されますことから、昨冬の豪雪からの復旧状況を踏まえ、必要な支援を行い、今後とも農家の皆様が安心して農業生産に邁進していただけるよう取り組んでまいります。

○赤平勇人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

様々な対応、対策をしてきたということで、一々申し上げませんが、やっぱり昨冬は大変な被害があったということで、生産者に対する対策をしっかりとってきた。引き続き令和7年度においても、そういう対応をしているということでありました。

さらに、ちょっと市の対応とは違う意味での支援を県あるいは国も行ったと。かなりの金額ですよ。りんご園の関係と含めて、農業用パイプハウス、これもかなりの被害がありました。

私も浪岡地区に行って、いろいろ現場を見させていただきましたけれども、大変な被害だと。もしかすると数百万円で間に合わない、そういう被害があったということで、市と連携していろいろな対策を講じれるものについては講じると。

生産者の人によれば、全額を補助してもらえるとというのが一番いいんでしょうけれども、そうも行かないよと。保険の関係もあるし、日頃から備えているものが様々あるでしょうから、それをしっかり活用して、引き続きやってちょうだいという話をしたこともあります。それで、その方からは、大変迅速な対応をしてもらって、ありがたいという話もいただきました。

今後の雪害対策については、幹線道路の除雪の関係は先ほど話をしたとおりでありますけれども、それと同時にりんご園地環境整備事業によって災害に強い園地づくりを支援すると。よろしくをお願いします。

あと、豪雪による被害によっては、樹体の回復に長い年月がかかったり、収量への影響も長期にわたることが懸念されると。昨冬の豪雪からの復旧状況を踏まえた支援も行っていきたいというふうな話もありましたので、ぜひ農家の人と寄り添って、対応していただければということをお願いいたします。

昨日、おとといも北海道で一晩で約70センチメートルという、なんか昨冬を思い出すような、そういう雪の降り方していますから、農家の皆さんが安心して農業生産できるように、ぜひ気を抜かないで、しっかり取り組んでいただきたいと思います。この項はこれで終わります。

2点目は、議案別冊「令和7年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和7年第4回定例会）」8ページの第3表債務負担行為補正に関連をして、桜川福祉館の建設工事について伺います。

桜川福祉館改築事業の現在の状況と今後のスケジュールについて教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 竹山委員からの桜川福祉館改築事業についての御質疑にお答えいたします。

桜川福祉館の建て替えにつきましては、当初は令和7年5月から解体及び建設工事を進める予定でありましたが、令和7年度の当初予算編成過程の中でスケジュールの見直しが図られ、令和7年度は解体工事のみとし、令和8年度以降に建設工事を行うことになりました。

このことから、去る6月23日に地元町会長を対象とした地域説明会を開催し、また、7月22日には桜川福祉館の利用者を対象とした説明会も開催し、見直し後のスケジュール等について説明を行ったところであります。

桜川福祉館の建て替えの現在の状況といたしましては、説明会で御説明したスケジュールどおり、旧施設を8月末で休館し、9月から解体工事に着手して、年内には完了する予定であります。

今後は、建設工事に着手することになりますが、当初のスケジュールが変更になりましたことから、できるだけ早い時期に着手したいと考え、本定例会に建設工事等に要する経費について債務負担行為を設定するための補正予算案を提出し、御審議いただいているところであります。

債務負担行為の設定について御議決をいただいた後、令和7年度中に契約手続を進め、令和8年度当初予算に関連経費を計上した上で、令和8年度の早い時期から建設工事に着手し、見直し後のスケジュールどおり令和9年1月までに完成となるよう努めてまいります。

○赤平勇人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 了解しました。

スケジュールは一部見直しをして、現在は解体工事、年内には完了すると。それで、来年度の早い時期に建設工事に入っていきたいと。そして、最終的に令和9年1月の完成を目指すということでした。着々と進めてください。この項は以上で終わります。

続いて、3点目に移ります。

同様に、議案別冊「令和7年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和7年第4回定例会）」ということで、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費に関連をして、補装具交付・修理事業について伺います。

補装具交付・修理事業の概要及び今回の3959万円の増額補正の内容について示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 竹山委員からの補装具交付・修理事業の増額補正についての御質疑にお答えいたします。

補装具交付・修理事業は、障害のある方や難病患者等に対して、失われた身体機能を補完または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用することにより、日常生活の効率の向上を図ること等を目的とし、補装具の購入または修理に要した費用を支給するものであります。

主な補装具の種目といたしましては、肢体不自由の方に対しての義肢、装具、車椅子、視覚障害のある方に対しての視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、聴覚障害のある方に対しての補聴器等があり、種目に応じ1年から6年までの耐用年数が設定されているものであります。

補装具交付・修理事業の事業費につきましては、姿勢保持装置、義肢、重度の障害で話せない方が視線やスイッチで文字や音声で意思を伝えるための意思伝達装置など、1件当たりの支給金額が高い補装具の交付件数が増加していることから、今回の12月補正では3959万円の増額補正を行うものであります。

○赤平勇人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

今回、この補正額が4000万円弱ということで、いつもより少し多いなというふうにしたものですから、中身を確認しました。

言うなれば、1件当たりの支給金額が高い補装具の交付件数が増加していると。加えて、多分障害の人たちも増加しているということが背景にはあるのかなというふうに感じました。

種目に応じて1年から6年までの耐用年数というのが、設定されていますけれども、そこで1つだけ確認します。

この耐用年数が来た場合に更新ということになるのか、そこだけちょっと教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 耐用年数についての再度の御質疑にお答えいたします。

耐用年数、基本的に設定されておりますが、耐用年数が来たからといって、更新というわけではありません。

耐用年数が来た後に、使用ができなくなる状態になった場合に申請していただいて交付するというふうな流れになっております。

○赤平勇人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 了解しました。

いずれにしても、障害者の人たちが日常生活を安心して送れるように、引き続き支援をお願いします。

それから、これは障害者ということではないんだけど、今日の記事でしたか、

十和田市が加齢性難聴者の補聴器補助を来年の4月から始めるといふような記事がありました。

私も複数の人から、何とかならないかというような話をいただいております、県内でもそういう補助をしているところも出ておりますので、お金のかかるということもありますけれども、ぜひそこは検討していただきたいなということを申し上げて終わります。

○赤平勇人委員長 次に、工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 公明党、工藤夕介でございます。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関連いたしまして、鳥獣被害対策につきましてお伺いをいたします。

熊やイノシシなどによる鳥獣被害の深刻化は、本市のみならず、全国各地で見られているところであります。とりわけ熊による被害は深刻でありまして、特に果樹への被害が全体の約半数を占めまして、2025年には熊の出没件数が過去最多を記録しているところであります。

加えまして、こうした被害への対策費も結構かさんでいる状況にありまして、農業従事者の方の意欲低下、また離農、耕作放棄地の増加にもつながり、課題解決が重要かつ急務であるところであります。

そこで質疑をいたします。

本市におけるツキノワグマの農作物被害防止対策をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤委員のツキノワグマによる農作物被害対策についての御質疑にお答えいたします。

本市では野生鳥獣による農作物被害対策を円滑かつ効果的に講ずるため、青森市鳥獣被害防止計画を策定し、また、青森県猟友会や青森警察署など関係機関との連携により、令和3年度に青森市鳥獣被害防止対策協議会を設立するとともに、青森市鳥獣被害対策実施隊や青森市捕獲サポート隊を組織するなど、実施体制を整えながら取り組んでいるところであります。

令和7年11月末時点で農地におけるツキノワグマの出没件数は85件、被害件数は37件となっております。

ツキノワグマによる農作物被害の対策につきましては、出没情報に基づく現地調査及び情報発信、青森市鳥獣被害対策実施隊や青森市捕獲サポート隊による巡回パトロール、園地への箱わなの設置及び捕獲活動——なお、令和7年度におきましては、園地への箱わなの設置は23か所、捕獲頭数17頭となっております。その他、忌避剤やロケット花火、動物駆逐用煙火の提供などを実施しているところであります。

また、ニホンザル用に設置いたしました総延長4265メートルの侵入防止電気柵につきましても、ニホンザルのみならず、ツキノワグマによる農作物被害も減少し

たとの声が寄せられております。

今後におきましても、農業者が安心して農作業を行えるよう、今年度の農作物の被害状況及び農作物被害対策を踏まえ、ツキノワグマ及び野生鳥獣による農作物被害対策を講じてまいります。

○赤平勇人委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 詳細にわたりまして、御答弁ありがとうございます。

鳥獣被害防止特措法に基づきまして、自治体が設置をします被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊が、農林水産省により定められているところでもあります。

本市におかれましても、鳥獣被害防止計画に基づきまして、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシなどの野生鳥獣による農作物の被害対策や住民の安全確保のため、捕獲活動や巡回活動、また、被害状況調査などを担っておられます青森市鳥獣被害対策実施隊、青森市捕獲サポート隊が御活躍をされているとのことであります。

再質疑いたしますが、青森市鳥獣被害対策実施隊の令和5年度から令和7年度までの隊員数の推移をお示しくください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市鳥獣被害対策実施隊の隊員数の推移についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市鳥獣被害対策実施隊につきましては、猟友会及び本市の職員で構成されておりまして、その隊員数につきましては、令和5年度は28名、令和6年度は28名、令和7年度は11月末現在で38名となっております。

○赤平勇人委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

隊員の増員について、強い意識を注がれながら取り組んでおられることと思えます。

取組に当たる隊員の皆様の実務ですが、常に命の危険との隣り合わせであり、重い責任がかかる実務でもあります。

しかしながら、各地の関係者の皆様におかれては、その危険度に見合う報酬ではないと感じておられる方が多くいらっしゃるようであります。

本市以外におきましても、課題を抱えておられるところが結構ありまして、例えばですけれども、一般社団法人北海道猟友会では、農家が狩猟免許を取得するなどして、2023年度から2024年度にかけて200名以上増員ができた一方で、自治体の判断で市街地での緊急銃猟が可能になったことに関し、熊などに反撃された場合などのハンターの補償は明確になっていないという状況もあり、万一の際、補償が受けられるよう、処遇改善といった課題を抱えておられるそうであります。

また、このほど2025年11月21日から、本県の最低賃金も1029円となりましたこともあり、こうした種々の課題等も鑑みていただいて、ツキノワグマを含みます

鳥獣被害対策に取り組む青森市鳥獣被害対策実施隊の活動報酬の引上げを切に要望させていただきます。

この項目については、以上といたします。ありがとうございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費6目救急医療対策費に関連いたしまして、急病センター運営管理事務についてお伺いをいたします。

急病センターは、休日や夜間など、医療機関の受診が困難な時間帯に、急な病気やけがで診察が必要になった患者の方を受け入れる施設でありまして、かかりつけ医の受診を待つことが難しい場合での受入先としても非常に重要な役割を担っております。

急病センターに携わっておられる皆様に対しましては、常日頃からの御尽力、御活躍に心より感謝を申し上げる次第であります。

年の瀬もいよいよ押し迫りまして、この年末年始の急病センターの役割もより重みを増してこられるところでもあります。

そこで質疑いたしますが、青森市急病センター運営管理事務の補正内容についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 工藤委員の青森市急病センター運営管理事務の補正内容についての御質疑にお答えいたします。

青森市急病センターは、一次救急の医療機関として、夜間に比較的軽度な症状の急病患者に対して応急処置を行っております。

補正予算の内容であります。季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行時期に対応し、検査や治療に必要な検査キット、医薬品について、使用状況等を踏まえ、その購入費用を計上しているものであります。

今シーズンは、季節性インフルエンザの流行時期が早まっており、引き続き感染症発生動向に注視し、流行状況を見極めながら医薬品等が不足することのないよう対応してまいります。

○赤平勇人委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

季節性インフルエンザについて、流行時期が早まっているとの御答弁でありました。

令和7年11月10日から令和7年11月16日までの、いわゆる第46週ですが、感染症発生動向調査において、東津軽並びに青森市保健所管内のレベルが、警報レベルを上回ったということでありましたが、流行時期が落ち着きを見るまで、もう少ししばらく時を要することにはなろうかと思っておりますが、引き続き動向を注視していただきまして、御対応お願い申し上げまして、この項目については以上といたします。ありがとうございます。

最後に、10款教育費4項公立大学費1目公立大学費に関連いたしまして、公立大

学法人運営推進事務についてお伺いをいたします。

大学は、1つに教育、1つに研究、1つに社会貢献——3つの主要な役割を担っているところでもあります。具体的には、知識の伝承と人材育成、また、新たな知識の創造、そして、その成果を社会に還元することを通じまして、社会の発展に貢献する、なくてはならない存在が大学であります。

本市の青森公立大学もまた同様に、なくてはならない大事な存在であります。

そこで、貴大学の運営について質疑をいたします。

青森公立大学の補正予算の概要についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 工藤委員からの青森公立大学の補正予算についての御質疑にお答えいたします。

お尋ねの補正予算の概要につきましては、本定例会におきまして、1億8146万8000円の増額の予算案を計上し御審議をいただいているところでもあります。

この内訳といたしましては、1つに、市から大学の運営のために必要な経費を交付しております運営費交付金につきまして、令和2年度に策定しました第3期中期目標期間における基準額を令和7年度当初予算において計上したところですが、その後の人件費や光熱水費等の高騰の影響により増額になった分として1億794万6000円、2つに、令和7年度から制度が拡充された扶養する子の人数が3人以上である世帯への授業料等の無償化分といたしまして7352万2000円となっており、いずれの経費におきましても、大学の運営や制度改正に伴い必要となった経費を見込んだものであります。

○赤平勇人委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。御答弁、承知をいたしました。

貴大学の運営におきましても、やはり人件費や光熱水費等の物価高騰、こちらの影響を受けているとのことでありました。

本年5月に、私が所属しております文教経済常任委員会で行いました議員とカダる会においてですが、貴大学の学生と意見交換等をさせていただきまして、大変に勉強になったところでもあります。

その中で、学生さんから、食費が結構大変だという声が目立って聞かれたところでもありました。

貴大学では少し前に、日本学生支援機構の支援事業を活用され、値引き分の補助——一部の学食のメニューが100円引きで提供されて、学生たちから歓迎の声が寄せられたお話も伺ったところでもありますけれども、物価高騰が依然として存在をしている現状でもありますので、今後もまた、こうした学生に寄り添った取組を設けてくださいますようお願いを申し上げまして、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○赤平勇人委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

項目が13項目ありますので、お昼を挟んで午後もやりたいと思いますので、途中で休憩を入れていただいて構いません。

それでは、3款民生費3項生活保護費1目生活保護総務費に関連して、生活保護について、家族介護料加算について質疑します。

家族介護料加算とは、重度の障害児・者を日常的に介護している世帯に加算支給されるものです。2024年11月に、大阪府堺市で家族介護料の必要な世帯への支給漏れが52世帯あったことが発覚し、それが他都市に波及しています。その後、京都市でも39件の支給漏れが発覚しています。

そこでお聞きします。本市においては適切に対応されているのかお尋ねします。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 村川委員からの家族介護料加算についての御質疑にお答えいたします。

生活保護費における家族介護料とは、障害により日常生活の全てについて介護を必要とする者を、その者と同一世帯に属する者が、日常かつ継続的に介護している場合に、月額1万3490円が加算支給されるものであります。

介護を必要とする者とは、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級もしくは2級、または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当し、当該障害により日常生活における食事、排便、入浴の3つの基本動作の全てについて介護を必要とする者であります。

本市におきましては、家族介護料加算を受給している世帯は、12月1日現在1世帯となっております。

昨年来、他自治体において、家族介護料加算の支給漏れが発覚し、追加支給が行われたことは承知しており、現在、本市においても同様のケースがないかを確認するため、家族介護料加算の対象となり得る世帯を中心に詳細な調査を行っているところであります。調査結果により、万一、支給漏れが判明した場合には、対象となる方に追加支給を行うなど、適切に対応してまいります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 同じく、同じような加算で重度障害者加算というものもあります。

重度障害者加算の対象世帯数、加算している世帯数とそれから重度障害者加算と家族介護料加算の違いをお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 村川委員からの重度障害者加算についての再質疑にお答えいたします。

まず、重度障害者加算につきましては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介

護を必要とする者と規定されておりまして、こちらについて、生活保護費に月額1万6100円を加算するものであります。

12月1日現在における重度障害者加算の対象世帯は、39世帯となっております。

先ほどの家族介護料加算につきましては、3つの要件、家族介護料加算につきましては、身体障害者福祉法施行令施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級もしくは2級、または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当し、こちらがちょっと違う部分になるんですが、当該障害により日常生活における食事、排便、入浴の3つの基本動作の全てについて介護を要する者、必要とする者というふうな規定となっております。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 なので、家族介護料加算のほうが基準的には厳しいということになると思います。

全国的にはこの2つの加算を混同しているケースが見られています。

千葉県などでは、重度障害者加算の認定要件を誤って家族介護料の認定要件を適用しているケースがあるなど、そういうケースも見られているので、それぞれの認定要件をしっかりと把握して、漏れのないように支給することが求められていると思います。

例えば、重度障害者加算の場合は、施設に入所中の場合は支給されないけれども、入院しているときは支給される。家族介護料加算は、入院中は支給されないとか、そういう細かな基準の違いもあるんですけれども、やはりちょっと混同しているということもあるので、しっかりとケースワーカーの人たちに周知する必要があるんじゃないかなと思っています。

また、質疑しますけれども、家族介護料について、ヘルパーを使っていたり、障害者福祉サービスを使っていることで、加算が打ち切られるということはないというふうに認識してますけれども、市の見解を示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 介護サービス等を使用している場合の認識についての御質疑にお答えいたします。

本年8月発行の国の問答集におきまして、福祉サービスを受けていることをもって一律に認定できないものではないとしつつ、同一世帯に属する者の介護の実態等を踏まえて適切に認定する必要があると示されております。

本市といたしましても、当該通知に基づき、他の福祉サービスを利用している場合であっても、家族介護の実態によっては家族介護料加算の対象となるケースがあり得るものと認識しております。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 なので、1件ということはないと思います。

現在調査中だということですので、その家族介護料加算が必要な人に適切に算定

されるように、それぞれのケースワーカーに情報共有が図られるように要望したいと思ひますし、その調査の結果については、しっかり議会に対しても報告し、加算の追加支給、あるいは5年間遡って、支給漏れの遡りも必要になってくると思ひますので、そのことはきちんと報告してもらふことを要望して、この件については終わります。

福祉部関係、ずっと言ひていきます。続いて、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉に関連して、手話施策推進法に基づく市の取組について質疑します。

今年の6月に手話の習得や使用、手話通訳者の確保、手話文化の保存など、手話のさらなる普及を目指す手話施策推進法が成立しています。子どもの手話習得支援や、学校や職場、地域での手話を円滑に使用できる環境整備などを推進するということが盛り込まれています。

そこで、手話に関する施策の推進に関する法律に基づく、新たな市の取組を行う考えはないか示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 村川委員からの手話に関する施策の推進に関する法律についての御質疑にお答えいたします。

国におきましては、本年6月25日に手話に関する施策の推進に関する法律、いわゆる手話施策推進法が施行されました。この法律では、手話はこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であると位置づけられております。また、国及び地方公共団体は、手話の習得や使用の促進、手話文化の保存・継承・発展、さらに手話に関する国民の理解と関心の深化に向け、施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとされております。

本市におきましては、法の施行以前より、令和2年4月1日に施行した青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例に基づき、手話が言語であることへの理解促進や多様な意思疎通手段の普及に着実に取り組んでまいりました。

具体的には、幼児教育・保育や学校教育における普及啓発、本市職員向け研修の実施に加え、本庁舎1階エントランスホールでのブルーライトアップを通じた手話言語の国際デーの周知、障害者週間におけるパネル展示など、手話への関心を高める施策を継続して実施しております。また、令和6年11月に策定した青森市障がい者総合プランにおきましても、情報アクセシビリティーの向上及び意思疎通支援の充実を柱の一つに掲げ、手話施策の総合的な推進を図っているところであります。

新たな取組につきましては、現時点では、国から法に基づく具体的な内容に関する通知や指針が示されておらず、直ちに実施する段階にはないものと認識しておりますが、今後の国の動向を注視しつつ、適切に対応していく必要があると考えております。

本市といたしましては、同法の趣旨及び地方公共団体に求められる役割を踏まえ、まずは、これまで条例や障がい者総合プランに基づき進めてきた取組を継続・発展

させることで、引き続き、手話をはじめとした多様な意思疎通への理解促進と環境整備に努めてまいります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今のところ新たにやることは考えてないけれども、これまでやってきたことを継続していくという答弁でした。

手話は言語であるということが、果たして青森市内で広がっているのかといえ、条例はできたけれども、ほとんど広がっていない状況です。青森市はこれまで、いろんな、様々なことをやってきたというふうにおっしゃいますけれども、聾啞者の皆さんは、やはり全く手話が言語だというふうに広がっていない、そういうふう認識しています。

なので、青森市は十分やっているという認識と、聾啞者の皆さんとの、やっぱりギャップが今ある状況の中で、そういうギャップを埋めていく取組ってというのが必要になってくると思うんですけれども、市はどのように認識してるのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 当事者、ろうあ協会とのギャップについての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、施策の推進に当たりまして、関係機関のほか、当事者の方にも参画いただいている青森市障がい者自立支援協議会や障がい者福祉専門分科会にろうあ協会からも委員として御参加いただくなど、当事者の声を施策に反映させるよう努めております。こうした体制の下、条例や障がい者総合プランの策定に際しても、ろうあ協会と協議を重ね、連携して施策を進めてまいりました。また、協会とは、毎年の要望書の提出に加え、昨年度からは、条例に関する個別の意見交換会や手話通訳者を交えた3者会議も定期的開催しております。これらの中で、協会からは、普及啓発の強化を求められる一方、担い手不足等の課題も共有されており、事業の受け止め方に認識の相違があることも確認しております。

今後は、これまでの取組を継続しつつ、丁寧な対話を重ねることで相互理解を深め、認識のギャップを解消してまいりたいと考えております。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ぜひよろしくをお願いします。

条例の理念をやっぱり普及させていくという取組、あるいは聾啞者のための相談員の配置、そしてやはり懸案事項である全国最低レベルの手話通訳者派遣事業の報酬単価の見直しなど、課題は山積していますので、さらなる拡充をお願いしたいと思います。

最後に1つ、行っちゃいたいと思います。

3款民生費1項社会福祉費7目総合福祉センター費について。

毎週私、総合福祉センターで講座を受講しているんですけれども、1階の研修室の暗幕カーテンがぼろぼろで、穴が空いて隙間だらけという状況の中で、動画とか

も見ることもあるのでカーテンを閉めるんですけれども、その隙間から光が漏れているというような状態で、失笑が起きます。どうしようもなんねえなど、青森市だもんなどというふうに、参加者全員があきれるといった場面が多々あります。

日頃からセンター利用している聾啞者の方にも聞いたら、もう大分昔からだねというふうに言っていました。

カーテンを直す考えはないでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 総合福祉センターのカーテンについての再度の御質疑にお答えいたします。

総合福祉センターにつきましては、昭和 61 年 4 月の開館から約 40 年が経過し、設備及び備品の老朽化により修繕箇所が増えており、これまで指定管理者と連携しながら、施設の運営に支障を来さないよう、必要不可欠な修繕を優先して対応してきたところであります。

委員お尋ねの総合福祉センター 1 階の研修室にある遮光カーテンにつきましては、日中にプロジェクターを使用する際に必要なものでありますが、経年劣化により遮光機能が低下している状態にあります。

当センターの指定管理者に確認したところ、現状においては工夫しながら対応しており、プロジェクターの投影ができなくなるまでの状況には至っていないというものであります。

カーテンの修繕につきましては、指定管理者と連携しながら、他施設の設備及び備品の状況も含め、緊急度・優先度を見極めながら適切に対応してまいります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 現状では投影ができなくなる状態には至っていない、工夫しながら対応している。どういうふうに使っているかといえば、ピンセット、洗濯ばさみか何かで、裂けているところに、それぞれ洗濯ばさみを使って、空かないようにして、工夫しているという状況で、ちょっとあまりにも市の施設としてはお粗末かなというふうに思っています。

だって自分のうちのカーテンが裂けたら、当然交換しますよね。部長、どうですか。自分の家のカーテンが裂けたら直しますよね。答弁求めます。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 自分のうちのカーテンが裂けた場合の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

自分のうちのカーテン——まあ、カーテンも含めて、壊れたらすぐに修理する、交換するというふうなことは、そのときの状況に応じてのことになるのかなと思います。

以上であります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○**村川みどり委員** 支障がないって言うけれども、施設利用者にとっては支障があります。

穴の空いたぼろぼろなカーテンをやっぱりそのまま放置すべきではないと思いますので、早急な改善を求めて、午前中の質疑は終わります。

○**赤平勇人委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

午後1時再開

○**赤平勇人委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

村川みどり委員。

○**村川みどり委員** それでは続いて、児童手当について質疑します。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費に関連して、児童手当について、夫婦間で児童手当の受給者を、主たる生計維持者である父から配偶者である母に変更する場合の条件について示してください。

○**赤平勇人委員長** 答弁を求めます。こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 村川委員からの児童手当の受給者変更の条件についての御質疑にお答えいたします。

児童手当法第4条第3項におきましては、児童を養育する父と母のように、児童を監護し、生計を同じくする者が複数いる場合には、当該児童の生計を維持する程度の高い者によって当該児童は監護され、生計を同じくするものとみなすことが規定されております。

このため、当該規定に基づき、夫婦間にあつては、父または母のうち、生計を維持する程度の高い者を児童手当の受給者として決定しており、原則として、夫婦間で主たる生計維持者が変更になる場合には、児童手当の受給者を変更することができるものであります。

またこのほか、夫婦間における児童手当の受給者の変更に関して、例外的に認めるケースとして、1つに、離婚前提別居やDV避難で、児童手当の受給者が児童と別居し養育していないような場合、2つに、児童手当の受給者が、自らの収入や児童手当を専らギャンブルなどの児童の生計とは無関係なものに充て、家計や児童の養育について顧みないような場合などが示されており、こうした事例に該当する場合であれば、夫婦間で児童手当の受給者を変更することができるものであります。

○**赤平勇人委員長** 村川委員。

○村川みどり委員 今回の場合は、ほぼほぼ夫婦で収入が同じだったということと、管理する上で、配偶者のほう、違うほうが管理しやすいということもあって、変更の相談に行ったんですけれども、恐らくちょっと、窓口での対応が、できませんと機械的で、若干説明が足りなかったんじゃないかなというケースでしたので、やはり頭ごなしに生計が高いほうしかできませんとか、そういうことではなくって、選択肢を示して、丁寧な窓口の対応をお願いしたいと思います。これに関しては終わります。

次に、国保です。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連して、質疑します。

令和7年10月17日、厚労省は国保税の滞納で医療費の窓口負担となった世帯から、自己負担が困難だと申出があれば、自治体の判断で負担を3割にできるとする事務連絡を全国に通知しています。

前回、9月議会でも質問したんですけれども、そこでお尋ねします。

国保税の滞納で、窓口で10割負担となったが、10割負担が困難な世帯について、3割負担としてもらうためには、具合が悪くても必ず自治体の窓口相談に行かなければならないのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 医療機関等窓口での10割負担が困難な場合についての御質疑にお答えいたします。

国民健康保険税を特別な事情がないのにもかかわらず、長期間滞納している方を医療機関等窓口10割負担とする制度の目的は、滞納者との納付相談の機会を確保するためであります。

平成21年1月20日付、厚生労働省からの「被保険者資格証明書に係る政府答弁書について」の事務連絡により、世帯主が市町村窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合においては、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができるとしており、現在では、先日、通知がまいりましたが、短期被保険者証を資格確認書等に置き換えた対応となっているものであります。したがって、医療機関の窓口での10割負担が困難である場合は、市の窓口において相談をしていただく必要があります。

いずれにいたしましても、病気発症やけがは突然起こり得るものでありますことから、医療機関等への受診が必要となる前に、納付相談にお越しいただけるよう、引き続き、納付勧奨の機会を捉えて呼びかけてまいります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市の窓口に来ないと駄目だということなんですけれども、事前に相談に行けばいいんですけれども、なかなか病気はそれこそ突然発症するので、

そういうわけにもいきません。

それでも、どうしても医療を受ける必要が生じて、受診することになりました。窓口で10割負担できませんと言った場合、3割負担になるか、そして10割負担になるかは、病院の判断だということになるのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

医療機関においては、あくまでも、資格を確認いたしまして、その人が10割であれば10割の負担ということになります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それだと、やっぱりこの通知の意味がなされないんだということになるんだと思います。

確かに通知にも、自治体の判断で3割負担にできるというふうにはなっているんですけども、病院を受診して、10割負担にされたらやっぱりこの通知の意味がもうなくて、10割負担ができないからこそ、受診できなくて、それが重症化のおそれにもつながるため、それを防ぐために、今回通知が出されたということもあるわけですから、少なくとも、病院を受診して、滞納してるけれども、私は10割負担をするのは困難ですというような申出があった場合は、窓口で10割負担させないようにしてほしい。そのための手だてを青森市で考えてほしいと思います。これは要望しておきたいと思います。

次に、後期高齢者医療についてです。3款民生費1項社会福祉費6目医療費援助事業について。

75歳以上の後期高齢者医療費の窓口負担は原則1割なんですけれども、2022年10月の制度の改悪で、単身世帯は年収200万円以上、複数世帯は年収320万円以上で2割負担に引き上げられました。ただし、その際、急激な負担増を抑制するため、施行後3年間、外来受診の負担増加額を最大でも月3000円に収まるように経過措置してきました。

そこでお尋ねします。令和7年9月30日で終了となった負担軽減の配慮措置の対象となる窓口負担2割の人数はどれくらいいるのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 負担軽減の配慮措置終了についての御質疑にお答えいたします。

後期高齢者医療制度における医療費の窓口負担2割については、現役世代の負担軽減と国民皆保険制度の持続可能性の確保を目的として、令和4年10月1日から導入されたものであります。窓口負担2割となる対象者については、現役並みの所得世帯の基準には満たないものの、一定基準以上の所得があると判定された世帯の被保険者となります。なお、急激な負担増を避けるため、2割負担となる方には、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、外来診療の窓口負担割合

引上げに伴う1か月の負担増加額を3000円までに抑える配慮措置が講じられておりました。

配慮措置終了となった令和7年9月30日時点での本市における窓口負担2割の被保険者数については、9209人となっています。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この2割負担の被保険者に対する配慮処置が終了することで、市民への明らかな負担増になっているという認識はあるでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 市の認識についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年9月30日をもって、2割負担の方に対する配慮措置が終了し、医療費の自己負担額が増加する方がいることは認識しておりますが、一定の所得がある高齢者にも、その負担能力に応じた負担を求めることで、現役世代の負担軽減を図り、世代間の公平性を確保するとともに、社会保障制度全体の持続性を高めていくという本制度改正の趣旨に鑑み、皆様に必要な御負担をいただいているものであります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ただ、受診すれば増加すると、負担は増加するというのは、誰が見ても明らかなことです。

厚労省の推計によると、自己負担増加額は平均で、年間1人9000円程度となっています。物価高で苦しんでいる中で、さらに75歳以上の高齢者に年間約9000円もの負担が襲いかかっています。市もそのことは認識しているわけですから、やはり高齢者への物価高対策、しっかり生活を支える施策の実行を求めておきたいと思えます。

次に、戸籍法改正について質疑します。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に関連して、戸籍の氏名に片仮名で振り仮名を記す改正戸籍法が施行され、本籍地のある自治体から確認のための通知書が届いています。間違われた読み方を使われている場合は、来年5月26日までに届出をしないといけないことになっています。

そこで質疑します。現在の進捗状況をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 村川委員の戸籍への氏名の振り仮名記載の進捗についての御質疑にお答えいたします。

戸籍への氏名の振り仮名の記載につきましては、令和5年6月に戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されまして、従前、氏名の振り仮名は戸籍上公証されておりましたが、施行日である令和7年5月26日から、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されたものです。

本市では、令和7年7月末から8月にかけて、施行日時点で本籍を本市に置いて

いる28万4967人の方に、戸籍に記載される予定の振り仮名を通知したところです。

通知された氏名の振り仮名が、現在使用されている振り仮名と異なっている場合は、マイナポータルからのオンラインでの届出、本籍地やお住まいの市区町村への郵送や窓口での届出が必要となっております。また、通知された氏名の振り仮名が正しい場合は、手続は不要となっておりますが、早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したいというような場合は届出が必要となっております。

氏名の振り仮名の届出につきましては、令和7年11月30日時点で、氏の振り仮名の届けを224件、名の振り仮名の届けを555件、計779件受理したところです。このうち、通知と異なる氏の振り仮名の届出は26件、名の振り仮名の届出は69件となっております。届出のあった氏名の振り仮名につきましては、受理後、戸籍及び住民票に記載されます。なお、通知された氏名の振り仮名が正しいなど、氏名の振り仮名の届出をしなかった方につきましては、令和8年5月26日以降、戸籍及び住民票に振り仮名が記載されることとなっております。

以上です。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 振り仮名が間違っつけられていた人のその後の手続についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 氏名の振り仮名届出後の手続についての再度の御質疑にお答えいたします。

通知されました振り仮名と異なる振り仮名の届出をした場合のうち、現在使用されている年金の受け取り金融機関の口座の名義やパスポートの記載事項と異なっているような場合は、口座の名義変更やパスポートの記載事項変更などの手続が必要となる場合があります。

この件については、あらかじめ通知書に記載の上、御案内しておりますほか、マイナポータルで届出する際にも注意点として掲載されております。また、窓口で届出される方に対しましても、厚生労働省が作成したチラシの内容を御案内するなど、手続についての周知に努めているところです。

以上です。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これは、本人が気づかないで、来年の5月26日の期限を経過してしまった場合はどうなるのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 本人が今回の届出されなかった場合は、自動的に戸籍のほうに、通知でお送りした振り仮名が振られるということになりますので、そちらに対して、変更がある場合は変更の届出をしていただくということになります。

以上です。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 期限が過ぎて、やっぱり違っていたという場合はどうなるのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 期限が過ぎて変更が生じた場合、基本的に、通知——今回の期限内の変更、いわゆるその通知の内容と異なるという届出が1回なされれば、それが自動的に戸籍に反映される話は先ほど申し上げました。さらにそこから、やっぱり違った、変更したいということになりますと、これは家庭裁判所での手続が必要になると。一度本人が意思表示した上で変更するということになりますので、家庭裁判所での手続が必要になる。また、委員お尋ねの期間が過ぎた場合、来年の5月26日以降に、自動的に反映された戸籍の記載された振り仮名が、あれ、やっぱりこれ違うなという場合、この段階では、本人の御意思というものがまだ表明されていない状態ですので、一度に限り、家庭裁判所の手続を踏まず、届出のみで変更手続ができることとなります。

以上です。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、住民票についている振り仮名は、1990年代に電子データを導入した際に振った振り仮名で、打ち間違いなどもあるというふうにされていて、それを訂正されていない人は、法務省の調査では名前は2%、氏は0.4%誤っている、登録されている可能性があると言われていました。

また、今回の改正法で戸籍に記す氏名の振り仮名は、一般的に認められているものとなりました。今後生まれてくる子どもたちの名前も、一般的に認められている読み方に限定されました。これまでも、こういう漢字で、こういう読み方をするのってというような名前ってたくさんあったと思うんですけども、例えば、一般的に認められているものというふうに限定されてしまえば、一般的で認められていないから、この名前の戸籍が、提出は駄目ですよというふうな扱いにならないのかというふうに危惧されていることもあります。

これから生まれてくる子どもの振り仮名の扱いは、どのようになるのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年5月26日から戸籍法の改正によりまして、氏名として用いられる文字の読み方として一般的に認められるものでなければならないという規定がもうなされております。

したがいまして、先ほど委員がおっしゃられた、通常その読み方では読めない、国のほうの例示としては、漢字の意味、それから読み方と関連性をおよそ、または全く認めることができない、どうしてもそういうふうには普通に読めないというよ

うな文字を使っている場合、それからまた、漢字に対応するものに加えて、これと明らかに異なる別の単語を付しているような場合、例えば、例示で、国のほうでされてるのが、健康の健という字を書いて、「けん」ではなくて「けんいちろう」と読むとか、そういった読み方をしている場合、およそそれからは読み取れないというような字をした場合、また3つとして、漢字の持つ意味と反対の意味になる読み方であったり、読み方からすると別人と誤解されたり、読み違いと誤解されたりするような読み方、そういったもの、「高」と書いて「ひくし」と読ませるとか、こういった例示もされてますが、そういったようなもの、または社会を混乱させたり、差別的・反社会的、そういった社会通念上相当とは言えないものについては届出することができなくなっております。

これについて届出がなされた場合、疑義が生じた場合、市町村の判断だけでは難しい場合については、法務局のほうに疑義照会等させていただいて適切に処理することとしております。

以上です。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 親が、最初に子どもにしてあげることが子どもへの命名権です。

親の思いがいっぱい詰まった名前を十分尊重して、命名権の侵害にならないよう、これまでどおりの柔軟な対応っていうのは必要だと思います。

一方で、一般的に認められている読み方というふうになっているので、基準が曖昧です。他の自治体では認められているのに、一方の自治体では、これは一般的でないというふうになる場合も懸念されています。また、窓口業務の負担も煩雑になることも懸念されています。

こうした中で、この戸籍法の改正は、マイナンバー制度のデジタル化を推進するためのものです。国民の利便性というよりは、マイナンバーカードの利用拡大と普及のための法改正で、個人の大切な氏名の在り方まで制限されるような、この戸籍法改正には非常に危惧していることも申し述べておきたいと思います。

次に、教育関係に行きたいと思います。

10 款教育費 5 項社会教育費 4 目文化施設費に関連して、合浦亭について質疑します。

茶道が趣味だという市民の方から声が寄せられました。

これまで多くのお茶会に参加し、お茶をたててきた、9月13日から15日、市主催で開かれたお茶会へ参加しました。当日、最高気温が30度を超えていたこともあり、合浦亭の室温はかなり高かった。エアコンをつけようとしたが、どの部屋にも設置されていなかった。仕方なく窓を開けて外の空気を入れようとしたところ、どの窓にも網戸が設置されていなかった。その結果、窓から入ってきた虫が飛び交う中で、お茶会を催すことになったということでした。

そこでお伺いします。合浦亭にエアコンや網戸の設置が必要だと思いますが、教

育委員会の考えを示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 村川委員からの合浦亭についての御質疑にお答えいたします。

合浦亭は、茶道、華道、俳句、短歌等の文化活動及び各種研究集会の用に供し、もって芸術文化の振興及び市民福祉の増進に寄与することを目的に設置した施設であり、全国でも数少ない海浜公園である合浦公園の景観と調和が取れた数寄屋風の木造平屋造りによる貴重な文化施設であります。

合浦亭につきましては、施設の状況を踏まえ、これまで主に雪囲いや塀、生け垣について修繕や改修を行っており、令和6年度には、利用者の声を踏まえ、トイレの洋式化工事を行い、温水洗浄便座を設置しております。

また、現状として、6月から8月までの暑い時期における利用者数の平均が、一月当たり25名と少なくなっていることから、エアコンや網戸を設置しておりませんが、近年における猛暑日の増加に伴い、利用者からエアコン設置についての要望があることは承知しております。

文化施設の修繕や改修につきましては、合浦亭のみならず、リンクステーションホール青森、リンクモア平安閣市民ホール及び協同組合タッケン美術展示館を含め、毎年度、限られた予算の中で、利用者の安全・安心に関わるものや法令等に基づくものなど、優先度・緊急度が高いものから実施することとしており、合浦亭のエアコンや網戸の設置につきましても、他の施設との優先順位を見極めた上で、近年の気象状況を踏まえながら対応してまいります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 暑い猛暑日が続きますので、ぜひエアコンの設置を要望したいと思います。

次に、小・中学校の雷を避ける設備——避雷設備について。10款教育費2項小学校費1目学校管理費に関連して、全国的にも部活動中に落雷が発生し、生徒が意識不明の重体になったなどの報道がある中、先日は青森西高校に落雷があつて火災も発生したという報道もありました。

まず、避雷設備が設置されていない小・中学校をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 村川委員からの小・中学校の避雷設備に関する御質疑にお答えいたします。

避雷針などの避雷設備は落雷による火災や設備の故障を防ぐことを目的として、雷のエネルギーを安全に地面へ逃がすために設置されているもので、その設置基準につきましては、建築基準法により高さが20メートルを超える建物への設置が義務づけられております。3階建ての一般的な小・中学校の場合、屋上に上がるための塔屋を含め、高さは約18メートルとなっております。

市内の小・中学校につきましては、建築基準法に基づき、建物の高さが 20 メートルを超える全ての小・中学校に避雷設備を設置しており、小学校につきましては、設置済みが 29 校、未設置が 13 校、中学校につきましては、設置済みが 15 校、未設置が 4 校となっております。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 未設置が小・中学校合わせて 17 校と。未設置校への避雷設備の必要性、その考えをお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 小・中学校の避雷設備に関する再度の御質疑にお答えいたします。

雷は高い場所に落ちやすいという性質がありますことから、建築基準法では、落雷のリスクが高い、高さ 20 メートルを超える建物に対して、避雷設備の設置を義務づけております。

また、文部科学省では、本年 4 月 10 日に発生した部活動中の落雷事故を受けて、4 月 11 日付で「落雷事故の防止について」を通知しており、この中で、「落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する」などの対応を示しております。あわせて、気象庁では、雷に遭遇した場合は、できるだけ早く安全な空間へ避難することが、雷から身を守るための有効な手段であるとして、その中で、鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部は比較的安全な空間であることを示しております。

これらのことを踏まえ、教育委員会といたしましては、小・中学校への避雷設備の設置につきましては、引き続き、法令等の規定に基づき対応してまいります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 避雷設備自体は、建物そのものへの落雷を防ぐもので、それこそ校庭で部活をやっている児童・生徒を保護するものではないので、さっき言ったとおり、注意喚起するっていうことは必要だとしても、やはり旗を掲揚するポールなんかは落雷しているケースもあって、それを伝わって校内とか、体育館の機器類が破損するというケースも報告されているので、いずれにしても、子どもたちの命を守ることを第一にして対応していただくことを要望したいと思います。

次に、10 款教育費 1 項教育総務費 1 目事務局費に関連して、通学先の決定について質疑します。

令和 6 年度に小・中学校の指定変更をしている児童・生徒数を示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 村川委員の指定変更している児童・生徒数についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、学校教育法施行令及び青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の規定に基づき、児童・生徒の住所地の学区により、入学すべき学校を指定

しております。指定校以外の学校への入学・転入学につきましては、希望する理由が一定の要件に該当する場合に指定変更を認めております。

委員お尋ねの指定変更の手続を行った児童・生徒数につきましては、令和6年度において小学生が362人、中学生が385人の計747人となっております。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、指定変更の一定の要件ということをおっしゃっていましたが、その要件についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 指定変更の要件についての再質疑にお答えいたします。

教育委員会では、学校指定変更許可基準を定めており、指定変更を希望する要件として、通学距離、交通の便などの地理的理由がある場合、身体的理由により、受入れが可能な学校への変更を希望する場合、火災・天災、家族の病気等の個別の特殊事情がある場合、特別支援学級のある学校への変更を希望する場合、住所変更により学区が変更となったが、これまでの学校への就学を希望する場合、兄・姉と同一の学校への就学を希望する場合、夫婦共働き等の理由により、放課後、児童を祖父母宅等へ預ける場合、1年以内に転居予定があるため、あらかじめ転居先の学区の学校への就学を希望する場合、その他教育的配慮が必要な場合などに指定変更を許可しております。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その手続の際に、保護者に対して、通学時の事故等の責任は全て負います、保護者が全て負いますというふうな記載を一筆求めているようですが、それを書かせる理由について示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 記載の理由についての再質疑にお答えいたします。

指定変更は児童・生徒の住所地の学区外の学校へ安全に通学できることを前提に認めているものでありますが、指定変更を希望する要件によっては、通学距離が長くなり、徒歩による通学が困難となる状況が考えられます。その場合、通学方法につきましては、当該児童・生徒の安全を最優先に考え、保護者等が送迎を行う、公共交通機関を利用するなど、保護者において御検討いただいているところであります。

保護者が通学方法に責任を持つ旨を記載いただいている理由につきましては、児童・生徒の通学方法が、確実に確保されること、また、冬期の道路事情等により、児童・生徒が登校できないといったことがないよう確認するためをお願いしているものであります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それだと、きちんと登校できるようにお願いしますぐらいでいいと思うんですけれども、わざわざ通学時の事故等の責任は全て負いますというような一筆を書かせられると、学校は、通学時の、帰宅時の責任は取りませんからと言われているよだという声があります。指定変更したとしても、おうちに帰るまでの責任は学校にも、そして保護者にもあるはずです。指定変更したんだから責任を持ってくださいというやり方は、やはり地域と学校と家庭との連携が重要だと言われている中で、保護者に対しては不安と不満と、そして、不信感を抱かせると思います。ぜひ、この一筆を書かせるやり方の見直しを求めておきたいと思います。

次に、市民図書館についてです。

10 款教育費 5 項社会教育費 3 目図書館費に関連して。コロナにかかってしまって、返却期限を過ぎた市民に対し、いつまでコロナって言うてるのや、いつ返すのや、クレーム来てるんだよと、多分予約していた本が返ってきてないからそういうふうと言ったんだと思うんですけれども、それはそれは、ひどい口調で返却を迫られたという声がありました。その方は日常的にも車椅子に乗っている障害者でもあります。

返却期限が過ぎたからといって借金の取立てのようにどなり立て、返却を求めるやり方は、公的な市民図書館の業務として、合理的配慮にも欠けるし、あってはならない行為だと思います。

そこでお聞きします。図書館資料の貸出期間を過ぎている利用者への対応について示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 村川委員からの市民図書館の利用者への対応に関する御質疑にお答えいたします。

市民図書館では、本や雑誌などの図書館資料の貸出期間について、貸出日当日を含め 15 日間と定め、利用者には期限内での返却をお願いしております。また、返却期限を過ぎた場合は、電話やメールなどで連絡をしているほか、1 か月を過ぎてもなお返却されない場合は督促状を送付しております。

今回相談が寄せられた利用者の方には、8 月末の返却期限を過ぎて以降、電話やメールなどによる連絡、督促状の送付などにより、返却を促しておりましたが、11 月になっても連絡が取れなかったこと、また、当該利用者が借りた本に、次の予約が入ってから 1 か月以上となったことから、利用者と電話連絡が取れた 11 月中旬に図書館業務の受託事業者の担当者が語気を強めてしまい、大変御不快な思いをさせてしまったものであります。

市民図書館では、いかなる場合においても、利用者に対し、強い口調等により不快な思いをさせるような対応はあってはならないものと考えておりますことから、このたびの事案を重く受け止め、改めて窓口業務を担当する受託事業者、さらには、職員一人一人に対し、親切丁寧な対応に努めるよう周知したところであります。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ぜひ、合理的配慮も含めて、丁寧な、親切な対応をお願いしたいと思います。

最後ですけれども、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費、開示請求について質疑します。

過去3年間の開示請求数と、その主なものについて示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 村川委員の開示請求についての御質疑にお答えいたします。

開示請求には、行政文書に係る開示請求と個人情報に係る開示請求があります。

令和4年度から令和6年度までの開示請求件数は、行政文書に係る開示請求が令和4年度は674件、令和5年度は766件、令和6年度は750件、個人情報に係る開示請求が令和4年度は55件、令和5年度は65件、令和6年度は61件となっております。また、開示請求の内容は多岐にわたりますため、一概に分類することは困難であります。また、主なものとして、市が保有する各種台帳や計画書、事業所の開設・営業許可に関する文書などが挙げられます。

以上です。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 開示決定までの期間は何日だと定められているのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 開示請求に対する決定までの期限についての再質疑にお答えいたします。

まず、行政文書の開示請求につきましては、青森市情報公開条例によりまして、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行うこととしております。ただし、事務処理上の支障があるなど、正当な理由がある場合には30日以内を限度として、期間の延長を認めております。また、対象文書が著しく大量で45日以内に全件の決定を行うことが、事務に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、45日以内で対応できる部分を先に開示決定等をし、対応し切れない残りの部分について、後日決定する特例を認めております。

次に、個人情報の開示請求につきましても同様でありまして、青森市個人情報の保護に関する法律施行条例によりまして、開示決定等は15日以内に行うこととしております。ただし、事務処理上の困難がある場合には30日以内の延長が可能であり、対象となる保有個人情報が著しく大量である場合には45日以内で対応できる部分を先に開示決定等をし、対応し切れない残りの部分を、後日決定する特例を認めているところであります。

以上です。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ある課に開示請求した際に、職員から開示決定日の変更を求め

られた市民がいました。その市民は、それはできませんと言って断ったので、公文書偽造にはならなかったものの、もし変更していたら偽造に当たります。

こういう対応は適切ではないと思いますけれども、総務部総務課の見解を示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 開示請求事務手続についての再質疑にお答えいたします。

このたびの事案は、身体の不自由な方からの開示請求に係るものでありまして、開示請求の相談を受けた課は、当該者が何度も市役所に足を運ばなくてもいいように、当該者の立場に立ち、寄り添った対応といたしまして、同意のもとに開示請求書をお預かりしていたところ、当該者の意思が変わり、結果として、行政文書の開示日が約2か月後になったものと聞き及んでおります。

行政文書の開示請求につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、青森市情報公開条例により、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行うこととしておりますものの、事務処理上の支障があるなど正当な理由がある場合には、期間の延長等を認めているものであります。

したがって、青森市情報公開条例どおりの手続を行うといたしますと、開示請求書を窓口を持参した際に開示請求の受付をし、当該請求内容について何らかの不備があれば期間の延長等を行い、その上で開示決定等をし、請求があった書類の開示を行うという、一連の手続になるものと考えますが、接遇という観点から見れば、来庁者に寄り添った対応の結果であったものと認識しております。

以上です。

○赤平勇人委員長 村川委員。

○村川みどり委員 受け取っている本人は、そういうふうには感じていません。

そもそも開示請求した日に、その日を確定せず受け付けるということも問題だと思われ、やはり延長の手続も行われていなかったし、最終的には2か月もかかったということは、やはり不信を招く要因につながっています。

ぜひ窓口職員に対して開示請求制度が、しっかりと周知されるようお願いして、これで質疑を終わります。

○赤平勇人委員長 次に、小熊ひと美委員。

○小熊ひと美委員 立憲民主・社民党、小熊ひと美です。

質疑は、障害者福祉、まちづくり寄附制度、動物収容・譲渡対策、競輪事業の順に進めます。

では、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費に関連して、自立支援給付事業及び障害児給付事業について質疑をいたします。

令和7年度12月補正予算で、障害者支援関連事業の利用者増加等に対応する経費などとして、9億5996万7000円が計上されています。この障害者福祉費のうち、自立支援給付事業及び障害児給付事業の概要と、12月補正の内訳をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 小熊委員からの自立支援給付事業等の概要と、12月補正の主な内訳についての御質疑にお答えいたします。

障害者自立支援給付事業は、主に18歳以上の障害のある方や難病患者等に対して、自宅または施設等において必要な介護を行ったり、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行ったりすることで、障害者自らが望む地域生活を営むことができるよう支援するものであります。

本市におきましては、障害者の施設入所や通所サービス及び居宅支援等の利用に係る11の事業を実施しており、今回の12月補正では、そのうち6事業について、計6億7060万4000円の増額補正を行うものであります。

その主な内訳といたしましては、障害者等に自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行う居宅サービス事業で2億8278万円、障害者等に住居、食事などの提供を行う共同生活援助事業、いわゆるグループホームで1億7924万円、障害者等に対し、能力や適性に合った就労の選択支援、生産活動等の機会提供、就労に必要な知識・能力向上のための訓練及び一般就労した方への定着支援等を行う就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援事業で1億343万6000円となっております。

次に、障害児給付事業は、18歳未満の障害のある児童に対して、地域で安心して暮らし、成長・発達していけるよう支援するものであります。

本市におきましては、障害児の通所サービス等の利用に係る2事業を実施しており、今回の12月補正では計2億3449万6000円の増額補正を行うものであります。

その内訳といたしましては、障害児等に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応のための支援等を行う障害児通所支援事業で2億1311万2000円、障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画の作成等を行う障害児相談支援事業で2138万4000円となっております。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 今回、当初予算から不足が生じて増額補正となったということでしたが、不足が生じた主な要因、これは何なのかお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 増額補正に至った主な要因についての再度の御質疑にお答えいたします。

障害者自立支援給付事業等における令和7年度当初予算の積算に当たりましては、過去の給付費の支払い実績をベースに計上しておりましたが、現在、給付費が見込み以上に増加している状況にあります。

今回、今年度の4月から8月までの実績をベースに前年同月比の伸び率を算出したところ、障害者自立支援給付事業につきましては、居宅サービス事業は16%の増、共同生活援助事業は14%の増、就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労

定着支援事業は11%の増となり、障害児給付事業につきましては、障害児通所支援事業は11%の増、障害児相談支援事業は25%の増となっております。

今回の補正予算につきましては、これらの伸び率を勘案して来年3月までに必要となる見込額を算出し、当初予算額に対し不足が見込まれる分について増額補正を行うものであります。

給付費が伸びた主な要因として、障害者自立支援給付事業につきましては、施設等からグループホームや一人暮らし等の地域生活へと移行する方の増加、障害者の高齢化・重度化に伴うサービス量の増加、障害特性等による就労関連事業所の長期利用等が挙げられます。また、障害児給付事業につきましては、早期に発達障害等の診断を受けるなど、療育を必要とする児童の増加傾向が続いていることなどが要因であると考えております。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

当初予算は昨年の実績を基に積算したということでしたが、それぞれ利用が伸びていると。障害者自立支援事業について、居宅サービス事業は16%、グループホームなどの共同生活援助事業で14%など、また、障害児給付事業では、通所支援事業が11%、相談支援事業が25%の増と、先ほど竹山委員の質疑でも出ましたが、結構利用が増えていることが分かりました。また、支援の形についても、高齢化や重度化で障害のある方へのサービスの量が増えているということ、また、障害児給付事業では、発達障害の早期の診断など、療育を必要とする児童が増加しているということも要因だということが分かりました。

補正の理由は分かりました。障害者が自立して日常生活・社会生活を営むことができるように支援することは、障害者本人にとっても、また、社会に出て働く障害者が可視化されるなど、社会的にもとても大事なことだと思います。

私も以前、障害者のピアサポート活動に参加していました。ピアサポートとは、主に当事者同士が悩みを相談したり、それから、障害に対する知識を深める中で孤立を防ぐ活動です。この中のメンバーの1人が成人してから10年近く親と同居をする中で、グループホームでの暮らしを決意して、実際にホームに移る経過を身近で見てきました。その中で、障害当事者の彼がぐんぐんと自分に自信をつけていく様子を見ながら、支援を受けながらも、やはり自立した生活、これは人の生きる力になるのだということを実感いたしました。

また、児童の発達障害が早期に分かって、早い時期に対応ができるという状況は、児童のこれからの成長過程にも大きく影響を及ぼすことでもあります。

障害のある方の高齢化、そして重度化でサービス量が増えているとのことでしたが、今後その傾向は一層拍車がかかっていくこととと思われます。

障害のある方が、十分な介護を受け、あるいは自立して生き生きと暮らし続けるためにも、将来も十分なサービス提供を継続できるよう、今後もしっかりと予算を

充てていただくことを要望しまして、この項は終わります。ありがとうございました。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、まちづくり寄附制度推進事業について質疑をいたします。

12月補正予算で、まちづくり寄附制度推進事業の補正として3億8000万円余りが計上されていますが、この補正内容の概要をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 小熊委員のまちづくり寄附制度推進事業の補正内容についての御質疑にお答えいたします。

青森市ふるさと応援寄附制度、いわゆるふるさと納税制度につきましては、「仕事をつくる」、「人をまもり・そだてる」、「まちをデザインする」に関連する事業などの17事業を本市の応援していただきたい事業として設定しており、寄附の申込みにあたっては、この中から応援する事業を選択していただくとともに、返礼品として本市の魅力をPRする特産品を選択していただいております。

12月補正予算案を提案させていただいた理由につきましては、令和7年度の寄附件数と金額は、当初予算において約11万9000件、金額にして約15億4320万4000円と見込んだのに対しまして、本年9月末時点において、前年同月を大幅に上回る寄附申込みがあったため、その実績を基に試算しましたところ、今年度の寄附件数と金額の見込みは約14万5500件、金額にして約19億3201万8000円となり、歳入予算の増額分として3億8881万4000円を計上しました。

また、歳出予算として、寄附金の積立金のほか、返礼品代や返礼品の配送料などの返礼品調達に要する経費の増額分として歳入と同額を計上し、今定例会で御審議いただいているところであります。

以上です。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

前年度を大幅に上回る寄附の申込みがあり、3億8000万円余りの増額になったということでした。

では、今年度の寄附実績がこんなに増えている主な要因、これをお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 寄附実績につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

寄附実績が増加した主な要因については、常時、返礼品の見直しを行っておりますこと、その中においても特に、申込み割合が高く人気のあるリンゴについて、本年10月からの寄附に伴うポイント等の付与廃止に係る駆け込み需要へ対応した先行予約を早期に始めたこと、米の需要増加に伴いまして、提供事業者の御協力の下、米の在庫を確保しましたこと、サクランボの主要産地において、猛暑による高温障害被害で不作となる地域がある中で、サクランボの在庫を確保したことなどによる

返礼品の提供体制の強化に加え、新たな取組として、三越伊勢丹ふるさと納税ポータルサイト導入による返礼品のブランド化、定期便やセット返礼品など寄附者のニーズに応じた返礼品の導入、市内で利用できる食事券及び宿泊クーポンの導入などを進め、魅力ある返礼品による新規寄附者またはリピーターの確保に努めたことによるものと考えております。

これらの取組によりまして、今年度の9月末までの実績は7万9991件で、金額にして約10億8323万円となっております。前年度同時期との比較では、件数及び金額とも約3倍となっております。

以上です。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

今年度の実績件数、金額ともに、前年度の約3倍の伸びと、大変びっくりするような状況と言えらると思います。

その要因として人気のあるリンゴについて、ポイント付与の制度が廃止になることに伴う駆け込みの需要、それから、昨年来の米の品薄に伴って米の需要が増えているところ、在庫の確保に努めたこと。また、返礼品で新たな取組を行ったことなどが実績を上げた要因として考えられるということでした。

補正の理由はよく分かりました。これからも本市の事業を応援していただけるよう、創意と工夫で青森市の魅力をアピールしていただきたいと思います。

以上でこの項を終わります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費に関連して、動物収容・譲渡対策施設について質疑をいたします。

保健部では、犬・猫の殺処分ゼロを目指していろいろな対策を講じていることは、これまでの議会で何度か伺いました。その中で、収容した犬や猫を新しい飼い主に譲渡するまでの間の飼育や管理、これは青森市宮田にある青森県動物愛護センターの施設の一部を間借りして行っているとお聞きしました。

現在、市独自で譲渡に向けた飼養管理を行うための動物収容・譲渡対策施設、これを新しく整備する事業が提案されていますが、新しい施設を造ることになった経緯と、この事業の概要をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 動物収容・譲渡対策施設整備事業についての御質疑にお答えいたします。

初めに、事業の経緯についてであります。青森県においては、県内全体の致死処分頭数の減少につなげるため、令和9年度を目途として、各中核市において譲渡に向けた飼養管理を行う施設を整備するよう、要請していたところです。

本市におきましては、収容した犬・猫等について、令和4年度から青森県動物愛護センター施設の一部を借用して譲渡に向けた飼養管理を行っております。しかし

ながら、飼養管理スペースが犬1頭、猫1頭分と限られていることから、県の協力をいただいて、同センター敷地内に、(仮称)動物収容・譲渡対策施設を整備することとしたものであります。

施設の概要であります。機能といたしまして、犬10頭、猫25頭、その他、ウサギやハムスターなどエキゾチックアニマルの飼養管理スペース、動物へのワクチン接種や治療を行う処置室、動物を清潔に保つためのシャンプー、使用した物品の洗浄や消毒などを行うグルーミング室、譲渡希望者とのお見合いを行う譲渡スペースなどを備えた、延べ床面積約200平方メートルの平屋建てを予定しております。

進捗状況であります。本年11月17日に株式会社松野総合建築事務所と設計業務委託契約を締結したところであります。今後、施設の間取りなど詳細について打ち合わせしていくこととしております。なお、本設計業務は令和8年12月までに完了しまして、令和9年度に建設工事及び供用開始を予定しております。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

では、動物愛護センターに関して、県へ支払う委託料や賃借料などの令和7年度当初予算額をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 委託料や賃借料等についての再度の御質疑にお答えいたします。

県へ支払う委託料や賃借料等の令和7年度当初予算額につきましては、犬・猫等の抑留及び処分に関する委託料が1363万6000円、土地・建物の賃借料が85万3000円、光熱水費分の負担金が15万4000円、計1464万3000円となっております。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

県へ支払っている委託料などは、犬・猫の抑留と処分に1363万円余り、そのほか合わせて合計約1464万円ということでした。

結構払っているんだなという感じがいたします。

これまで県の施設の間借りで、犬1頭、猫1頭とスペースが限られていたところ、新たに市の専用施設を造るということで、新しい施設では、犬が10頭、猫が25頭と増え、また、エキゾチックアニマルなどの飼育も行えるということでした。

エキゾチックアニマルとは、例えば、蛇とかワニとか南国の見慣れない動物のことかと思いましたが、鳥やウサギなどを含むということで、犬・猫以外のペット全般をエキゾチックアニマルと呼ぶのだそうです。どうしてそう呼ぶのかまではちょっと調べ切れませんでした。

市独自の施設ということで、グルーミング室や譲渡希望者とのお見合い室も新設されて、飼育頭数も大分増え、これまでの状況よりぐっときめ細かな対応ができるようになったと思います。大変よかったと思います。新しい収容・譲渡施設の完成

に伴って、市としても一層、殺処分ゼロを目指す活動を活発に行っていただきたいと思っております。令和9年の供用開始ということですから、施設の完成を待ちたいと思っております。

この項は終わりです。ありがとうございました。

最後に、1款競輪事業費2項競輪実施費1目競輪実施費に関連して、質疑をいたします。

競輪事業の補正予算を見ますと、歳入歳出ともに大きな金額となっていることからお尋ねします。議案第138号「令和7年度青森市競輪事業特別会計補正予算」の概要をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 小熊委員からの競輪事業特別会計補正予算の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、自転車競技法における公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、昭和25年6月から公営競技としての自転車競走を行っております。

お尋ねのありました12月補正の概要につきましては、まず歳入予算に関して、競輪事業収入として近年、堅調に推移している電話・インターネット投票での車券売上げが好調なことから、36億1702万5000円を増額、諸収入として競輪事業運営調整基金及び競輪事業施設等整備基金の運用利息分で9万3000円を増額、合計36億1711万8000円を増額補正するものであります。

次に、歳出予算に関して、車券売上げの増加に伴う払戻金や場外発売委託料など、売上げに連動する経費の不足が見込まれましたことから、競輪事業費及び諸支出金に34億250万1000円、競輪事業施設等整備基金への積立分として基金積立金に2億1461万7000円、合計36億1711万8000円を増額補正し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

歳入・歳出ともに36億円余りと、こういうことでした。

私は、競輪などのギャンブルは全く、残念ながらやったことがないんですが、年間で——今度行ってみたいと思っております——年間で36億円の売上げを増額補正ということで、結構収入も大きく伸びていることが推測されます。

では、令和5年からここ3年間の車券売上金額及び一般会計繰出金額をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和5年度、6年度及び7年度の車券売上金額及び一般会計繰出金額についての再度の御質疑にお答えいたします。

市営青森競輪における車券売上金額につきましては、令和5年度は297億5097

万 5200 円、令和 6 年度は 295 億 1328 万 7000 円となっており、令和 7 年度は 398 億 6229 万 7200 円を見込んでいるところであります。

次に、競輪事業特別会計から一般会計に繰り出した金額につきましては、令和 5 年度は決算において 4 億 4000 万円、令和 6 年度は決算において同じく 4 億 4000 万円となっており、令和 7 年度は当初予算において 5 億 2000 万円を見込んでいるところであります。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

車券の売上げ、令和 5 年度も令和 6 年度もそれぞれ約 300 億円弱ということですが、令和 7 年度は約 400 億円弱との見込みと、100 億円の増収になっていますが、これはなぜなのでしょう。100 億円増えた要因をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和 7 年度の車券売上金額が増えた要因についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和 7 年度の車券売上金額につきましては、前年度比 135.1%、額にいたしましては 103 億 4901 万円の増となっております。

主な要因といたしましては、今年度、青森競輪場で 7 年ぶりに開催いたしました全日本プロ選手権自転車競技大会記念競輪の車券売上額が約 39 億円、本場や場外車券売場での車券売上額減少分が約 1 億円、堅調に推移しております電話・インターネット投票での車券売上額増加分が約 65 億円となっております。

電話・インターネット投票による売上げが増加している理由といたしまして、業界において昼開催とナイター開催のレース時間帯の重なりや、複数レースの同時刻発走を解消する、競輪スマートリレーに取り組んでいること、競輪公式投票、CTC や各民間ポータルにおいて、様々なキャンペーンを実施していることが挙げられるところであります。

○赤平勇人委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

売上増の要因の一つが、今年度の全プロ記念競輪ということで、この全日本プロ選手権自転車競技大会、これは何だろうということでもちょっと調べてみました。

全プロっていうふうに略称されているそうなんですけれども、全日本プロ選手権自転車競技大会、日本国内における自転車競技の頂点を決める自転車競技のお祭りとも言われる大会だということです。ふだんは競輪をやっている選手たちが、この大会では自転車競技の本格的な種目で競い、選手たちが本気で挑む 1 年に一度のビッグイベントということでした。ふだんは本気じゃないのかなってちょっと疑問に思いましたけれども。

今年 5 月には、青森開催としては 7 年ぶりに青森競輪場で開催され、売上増に寄与したということでした。

余談になりますが、競輪は日本で発祥したスポーツなのですが、2000年のシドニーオリンピック大会から柔道に次いで日本発の五輪競技として採用されているということです。オリンピックでの競輪競技はテレビで何となくぼんやりと見ていたんですが、今回調べてみて再認識いたしました。

ほかに、売上増の大きな要因がインターネット投票ということで、今は、先ほど御説明があったように、実際に競輪場に足を運ぶよりも、この電話やインターネットでの売上げが急激に増えているということも、これも聞き取りの際にお聞きしました。

そして車券の売上げから、本市の一般会計への繰入れ、これ毎年約4億円から5億円ということで、大きな財源になっていることが分かりましたが、また、ギャンブル依存症というものも社会的な問題になっていて、これは悩ましいところです。令和6年第3回定例会で柿崎議員がギャンブル依存症に触れていましたが、依存症の対策にもしっかりと取り組みながら、売上げの向上に努めていただくようお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○赤平勇人委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 創青会、木村淳司です。まず、防災、災害時の対応体制の整備について3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連してお伺いしたいと思います。

12月8日、23時15分頃に青森県東方沖を震源とする強い地震が発生しました。最大震度6強、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

青森市内の観測は震度4でしたが、長時間かなり強く揺れたように感じました。夜中の発生で、その後も余震が相次ぎました。多くの市民が不安を抱いたものと思います。災害が夜間や休日に起こった場合でも、避難所や災害時対応体制が機能することが求められます。

そこでまず、今年度行った避難所開設訓練の概要をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 木村委員の避難所開設訓練についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市地域防災計画に基づき、災害時において、各機関が処理すべき事務及び業務を迅速かつ円滑に行うため、市総合防災訓練、災害対策本部設置運営訓練、避難誘導訓練、医療的ケア児避難訓練、避難所開設訓練等を実施しております。

これらのうち、避難所開設訓練につきましては、指定避難所であります小・中学校等に当該施設の管理者と各指定避難所を担当いたします避難所配置職員が参集し、1つに、施設に設置しております暗証番号式のキーボックスの開錠方法等、施設の開錠手順についての確認、2つに、備蓄物資を保管しております防災倉庫等、保管

場所及び備蓄物資の確認、3つに、指定避難所の状況を避難所配置職員の端末で撮影し、青森市防災情報システムへのアップロード及び状態を入力するシステム操作訓練、4つに、指定避難所に設置しております連絡用無線機の通信訓練等を実施しております。

令和7年11月4日に実施いたしました避難所開設訓練では、新たな取組といたしまして、地域との連携強化を目的に、地域住民に訓練の見学を呼びかけ、市内全域で約140の町会・町内会から約270名に見学いただきました。

その後、これらの方々に対しましてアンケート調査を実施いたしましたところ、今後も継続して実施して実施してほしい、さらに実践的な訓練にしてほしい、チャットツールなどの連絡手段を新たに検討する必要があるなどの御意見をいただきました。

本市といたしましては、今回いただきました御意見を踏まえ、より実効性の高い避難所開設訓練となるよう、改善を図りながら、地域と連携した防災力の向上に努めてまいります。

以上です。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 今回の避難所開設訓練、私も現地で見学させていただきました。

率直に申し上げます。この状態で、今、この瞬間に災害が起きたら、避難所は機能しません。それ以前に開設すらままならないと思います。

災害時には実際にはできない仕組みで訓練していたように思われます。地域の方からは、こんなお役所仕事で大丈夫と心配の声が上がっていました。

実際の避難所開設の流れに沿って再質疑したいと思います。まず、災害が発生すると、避難所や災害対策本部に市の職員の方が参集します。そこでお伺いします。

災害対策本部の職員と避難所配置職員の参集体制をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 災害対策本部の職員と避難所配置職員の参集体制についての再質疑にお答えいたします。

本市では、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合や、陸奥湾に津波警報または大津波警報が発表された場合などには、青森市地域防災計画に基づき、災害対策本部員及び本部事務局職員は、直ちに本庁舎等へ参集するとともに、避難所配置職員も85か所の指定避難所に自動参集することとしております。

災害発生が夜間や休日の場合は、各職員は、自身の居住地から所定の配置場所へ向かうこととなりますが、避難所配置職員は、指定避難所に早急に到着できますよう、各指定避難所周辺に居住する職員を指名しておりますことから、災害対策本部が立ち上がる前に避難所配置職員が指定避難所に到着する場合があります。避難所配置職員自ら本部の指示を待つことなく、避難所の開設作業の実施を求められることがあります。

このことから、災害対策本部の指示や連絡がない場合におきましても、スムーズに指定避難所を開設し、市民の受入れができますよう、避難所配置職員を対象に、毎年度当初に避難所開設運営に係る研修等を実施しておりますほか、担当する指定避難所において避難所開設訓練を実施しているものであります。

以上です。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

答弁では、避難所配置職員は、指定避難所の近隣に住んでいる市の職員の方を指定しているため、災害発生時に比較的早く現地に到着できるとのことでした。ここまではいいと思います。

一方で、災害対策本部の職員は本庁舎等へ参集するため、状況によってはかなり時間がかかると。その間、避難所配置職員が自律的に初動対応を行う必要があるとのことでした。

しかし、私が訓練当日の様子を見て感じていたのは、現状は到底自立的に初動体制を行う体制はできていないということです。このままでは非常時に確実に大混乱が生じると思いますよ。実際に避難所に参集した後、最初に行うのは、校舎の開錠です。玄関横のキーボックスを開け、そこに保管されている鍵を取り出す手順です。

訓練当日、避難所配置職員は、紙のマニュアルを見ながら番号を確認し、キーボックスを操作していました。かなり手間取っていました。朝8時、明るい時間帯です。それでも暗くてボタンが見えづらい、操作に迷う。そういう様子でした。

では、これが本当の災害時だったらどうなるか。夜中です。停電しています。多くの市民が避難してきています。けがをしている人もいるでしょう。早く開けろ、どうなってるんだ、命がかかっているのよ。

そういう声が飛ぶ中で、小さなボタンの番号を暗闇で紙のマニュアルを見ながら操作する。物すごいプレッシャーがかかると思います。職員の方は、夜間や休日に災害が起きれば自宅から駆けつけます。今回使っていた番号が書かれたマニュアルは常に御自宅に保管されているのでしょうか。仮に御自宅にあったとして、停電した真っ暗な中で、すぐに見つけられるのでしょうか。

こうした状況を前提にすれば、キーボックスを開けると自動でボタンが照らされる仕組み、災害が発生し、避難所開設が必要になった場合、職員の携帯電話にキーボックス解除のための番号が自動送信される仕組み、こうした仕組み——今すぐ検討・実装できる仕組みがあると思います。正直、現状の仕組みでは、災害時、校舎の中に入ることをすらできないと思います。

とは言え、そこで終わってしまうと質疑が進まないの、入ったとして、次の段に進みます。

校舎の中に入ったら、防災倉庫の鍵を開けて避難所を開設します。訓練では、まずキーボックスを開けて校舎に入ります。学校の先生が職員室の鍵を開けて職員室

に保管されている防災倉庫の鍵や無線機を取り出し、防災倉庫の鍵を開けて物資を取り出す流れとなっていました。

防災倉庫の中には毛布やストーブ、食べ物、発電機、投光器などが入っています。

今回の訓練では、施設管理者、つまり学校であれば、校長先生や教頭先生が立ち会ってくださっていましたので、職員室の鍵も当然、問題なく開けることができました。

しかし、実際の災害発生時、特に夜間や休日に学校の先生が直ちに学校へ到着していないという事態も想定されます。

そこで質疑いたします。

指定避難所の防災倉庫を速やかに開錠できるようにするべきと考えますが、市の見解をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 指定避難所の防災倉庫の開錠についての再質疑にお答えいたします。

指定避難所の防災倉庫等の鍵は、現在、職員室や事務室等に保管しております。

今回の訓練に係るアンケート調査におきまして、キーボックス内へ防災倉庫等の鍵を設置することで、施設管理者の到着が遅れた場合等であっても、速やかに開錠できるのではないかと御意見をいただいたところであります。

防災倉庫等には、発災後の避難所運営におきまして重要な物資が配備されておりますことから、御意見につきましては、防犯など様々な観点を踏まえ、今後検討してまいります。

以上です。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 今の答弁で、施設管理者の到着が遅れた場合であっても、とありましたが、災害時において施設管理者は遅れる存在ではなく、来ない、来られない可能性があると考えるべきだと思います。こういうところが机上の空論なんですね。

例えば、12月8日、夜の地震のような時間帯に仮に強い地震が発生して、停電、断水、着のみ着のまま避難してきた市民の方々に対して、先生が来ないので防災倉庫が開けられません。毛布もストーブも出せません。停電していますが、照明も発電機も取り出せません。無線機も職員室にあります。本部と通信できません。避難所配置職員のスマートフォンの電源が切れかかり、防災システムにもアクセスできません。もしその結果、低体温症や災害関連死など、本来防げたはずの人的な被害、人命が失われるようなことがあれば、それは人災だと私は考えます。明日、災害が起こるかもしれません。直ちに直視してください。

次です。

避難所に避難してきた市民の方々から、様々な要望が寄せられます。けがをしている人もいるかもしれません。持病がありすぐに病院に運ばないといけない人がい

るかもしれません。家屋の倒壊で救助が必要だという情報もどんどん入ってくる可能性があります。

そこで質疑いたします。

災害対策本部と指定避難所の通信体制についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 災害対策本部と指定避難所の通信体制についての再質疑にお答えいたします。

災害対策本部と指定避難所との通信体制につきましては、携帯電話網やインターネット回線で通信できる場合は、電話及び青森市防災情報システムによる通信体制を構築しております。

携帯電話網が途絶した場合は、連絡用無線機による通信体制を構築しております。

以上です。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 電話、防災情報システムによる連絡、それらが途絶した場合は連絡用無線機を使うということでした。

無線機ということで、方針自体がちょっと時代遅れというか、本当にそれでいいのかなという疑問を持っています。

それはちょっと後でお話しすることにして、連絡用無線機の訓練についてまず質疑します。

連絡用無線機の通信訓練内容をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 連絡用無線機の通信訓練の内容についての再質疑にお答えいたします。

本市では、緊急初動体制の確立のため、迅速な情報伝達と情報共有を図ることを目的に、災害対策本部、各庁舎、関係各課及び各指定避難所間の連絡手段といたしまして、連絡用無線機 141 台を配備しております。

連絡用無線機の通信訓練の内容につきましては、無線機の使用可否及び使用方法を確認することを目的に、指定避難所を総括管理いたします担当職員と、各避難所配置職員が連絡用無線機を実際に使用し通話を行う通信訓練を実施しているものがあります。

当該訓練は、昨年発生いたしました能登半島地震のような携帯電話の通信環境が途絶した場合を想定し実施したものであり、今回の訓練で把握した課題等を踏まえ、発災時には迅速に災害対策本部と指定避難所が連絡を取れるよう、今後も継続的に訓練を実施することとしております。

以上です。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 今回の避難所開設訓練へ参加していましたが、避難所と災害対

策本部が無線でつながるまでに1時間近くかかっておりました。

本当の災害であれば、その1時間は助けを待つ命が放置される時間です。真冬の雪が降る中で、高齢者や子どもや赤ちゃんは10分、20分で簡単にその命を失ってしまいます。携帯電話が使えないから無線機なんですよね。市民も携帯で救急車を呼べないんです。助けを呼ぶのに無線機だけが頼りということです。その重さ分かっているのでしょうか。

今回の訓練は、自分が40年前、小学生の時に受けた避難所訓練と変わらない、そう指摘する地域の方がいらっしゃいました。一方で、現実の災害現場はどうだったか。能登半島地震の被災地に派遣された本市の水道部職員の方から直接お話をお聞きしました。

復旧作業の打合せや進捗共有は、LINEなどのチャットツールで行われていたと。声ではなく、文字による情報共有が極めて有効だったとお話しされていました。

東日本大震災でも、電話はつながりませんでした。しかし、ツイッターやメールは残りました。つまり、声よりも文字のほうが非常に強い。これはもう、十数年前から実際の災害現場で証明されている事実です。電話も固定電話から携帯電話に替わり、最近では私もそうですが、フェイスブックメッセージやLINEで電話をかけることが多くなっています。そういうインターネット経由の電話が災害時に機能したのか。発災時、何時何分からLINEでメッセージが送れたのか、到着まで何分の遅延があったのか。フェイスブックメッセージで送れたのか、LINEのビデオ通話はできたのか、山間部は駄目だったけれども、平地ではどうだったか、市街地ではどうだったか。能登半島地震の通信途絶を踏まえてというのであれば、こういったことまできちんと入手して整理していく必要があると思います。

そこまでできていないということであれば、予算がない人手がかけられないということかもしれません、それは命を守るために何とかしないとイケないことだと思います。

端的に言って、危機管理が不十分だという感想を私は持っています。被災地に派遣した目的は一体何だったのか。もちろん、被災地の復興を手助けする、それもあります。ただそれだけではないはず。現地で得た教訓を、自分たちの自治体の防災体制に持ち帰り、本当の災害の際に生かすためではないんですか。

派遣職員の方から何を聞き取り、どのように整理し、市の防災体制や訓練に具体的にどう反映しているのか。ここで聞くことはいたしません、正直、十分に生かされているとは言えない状況です。

水道部だけではなく、資産税課の職員の方であるとか、それから保健師も能登半島地震の被災地に行かれたということです。それから、1月3日の深夜に被災地に入られたという中田委員も市議会にはいらっしゃいます。そうした方々の実際の話聞いて、ぜひ生かしていただきたいなと思います。

14年前の東日本大震災の時よりも、今の技術はさらに先を進んでいます。2年前の能登半島地震と比べても、AIの普及など環境は変わってきています。AIを活用した災害対応も始まっています。

例えば、あらかじめ想定される状況ごとにマニュアルや判断基準を整備し、それをAIチャットボットにナレッジとして記録させておく。そして現場の職員はチャットで質疑し、AIの的確な指示の基に即座に行動すると。こういった流れがもう実際にできています。

災害時、迷っている時間で命が失われる可能性があります。東日本大震災の時、宮城県石巻市立大川小学校では、地震発生から津波到達までの約50分間、児童と教職員は校庭に待機していました。

マニュアルには、校庭に出た後の具体的な避難場所についての記載はありませんでした。学校と市教育委員会などの行政機関の間で有線電話、携帯電話による通信は試みられたものの、回線の混雑、あるいは断線で連絡が取れませんでした。その間、教職員の間では、学校の裏山に逃げるか、避難所指定されている学校の校庭にとどまるか、スクールバスで移動するのか。こういった議論が紛糾し、リーダーシップ不在の中で避難の決断ができなかったことが、津波から逃げ遅れ、100名近くの児童と教職員が亡くなった最大の要因とされています。

そういった教訓を経て、果たして今のテクノロジーを使った体制の強化でいかに課題を解決するか。きちんと議論がなされるべきだと思います。

たとえ津波の到達時間まで、例えばAIチャットボットが使えなかったとしても、防災担当者がふだんからあらゆる事態を想定して、チャットボットを相手に仮想問答を繰り返していれば、トレーニングにより相当対応力がアップしているはずです。

災害関連、ありとあらゆるところにAIは活用できます。例えば、AIチャットボットと災害対策本部、あるいは避難所配置職員、こうした職員とAIチャットボットのやりとり——これログに全て記録が残って、AIが自動で整理・共有することができます。こうした仕組みは既に国主導で実現しており、実際の災害発生時に活用されています。

阪神・淡路大震災を経験した神戸市の職員はこう語っています。1995年当時にこの仕組みがあれば、もっと多くの命を守れたはずだと。最新のAI技術を活用すればより多くの命を救えることは実証されています。青森市がDX後進都市宣言をしていないのであれば、やるしかないということです。

次の議会では先ほどのような、今後も継続的に訓練しますといった、到底市民の命を守れない答弁ではなく、何をいつまでにどう変えるのか、そして、その着手状況を報告していただきたいと思います。

市民の命を守る防災体制を今すぐつくる覚悟を次の議会で示していただきたいと思います。私は3か月待ちますが、災害は3か月も待ってくれないかもしれません。

以上でこの項を終わります。

次に、道路公園の維持修繕契約についてです。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連してお伺いします。

道路・公園の維持修繕、市民からは、いつ直してくれるのかという声が絶えません。少しでも効率化して、より多くの市民要望に応えられる必要があります。

そこでお伺いします。

青森地区における道路補修に至るまでの対応及び令和6年度の契約件数、契約金額、契約方法をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木村委員の道路に関する対応と契約状況についての御質疑にお答えします。

道路管理者として本市が管理している市道は、延長が約1900キロメートルあり、整備されてから相当の年数が経過している箇所が多く、それに伴い、道路の舗装や側溝等についても老朽化が進んでおります。

道路の補修に至るまでの対応につきましては、本市職員による巡回パトロールのほか、町会や近隣住民の皆様からの要望を基に現地を確認した上で、交通量や通行の安全性を勘案し、市全体としての緊急性や優先度を判断して道路補修を実施しております。

補修につきましては、本市直営での常温合材による舗装の穴埋めやモルタル等により、側溝等の補修を行いますほか、広範囲な補修や専門性が必要である補修と判断した場合等は、状況に応じて業務委託による補修を行っております。

業務委託による補修につきましては、舗装補修については、市内を地区分けし、加熱合材による部分舗装、パッチング舗装を行っており、委託業者の選定に当たっては、指名競争入札により6事業者、路盤からの舗装打換え等の補修は、指名競争入札により4事業者と契約しております。

また、側溝等の部分的な施設補修につきましては、重機を用いた補修や撤去のほか、部材の入替え等を行っており、委託業者の選定に当たっては、指名競争入札により5事業者と契約しております。

令和6年度に実施した主な補修内容としましては、本市直営での舗装や側溝等の補修のほか、委託業者による加熱合材での部分舗装、パッチング舗装や舗装の打ち換え、側溝の入替え等となっております。

令和6年度の業務委託による道路補修の修繕実績としては、契約件数が15件、契約金額の合計が4774万9110円となっており、契約方法は全て指名競争入札となっております。

以上であります。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 舗装補修について、市内を地区分けして契約しているとのことでした。

この考え方は道路に限らず、公園やほかの公共インフラの維持修繕においても共通して活用できる効率化の視点ではないでしょうか。

次に、公園の維持修繕について質疑します。

公園施設の修繕に至るまでの対応、並びに令和6年度の契約件数、契約金額、契約方法、そのうち10万円以下の件数、それから平均契約金額をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 木村委員からの公園施設修繕に関する対応と契約状況についての御質疑についてお答えいたします。こちら青森地区についてお答えをいたします。

本市が設置しております都市公園や開発緑地等には、園路、広場をはじめ、植栽や花壇などの修景施設、ベンチやあずまやなどの休養施設、滑り台やブランコなどの遊戯施設、トイレや駐車場などの便益施設、外柵や照明灯などの管理施設など、様々な公園施設が設置されております。

都市公園や開発緑地等の管理につきましては、青森市指定管理者制度導入基本方針の下、比較的面積の大きい近隣公園以上の都市公園では指定管理者が、それ以外の都市公園や開発緑地等は本市が直接管理を行っております。

本市が直接管理を行っております都市公園や開発緑地等の公園施設の修繕の対応につきましては、市職員による巡回パトロールのほか、公園利用者や町会、近隣住民の皆様からの報告を基に、まずは公園施設の破損・劣化状況を確認しております。

破損・劣化した公園施設につきましては、それぞれの公園の利用方法や設置に至るまでの経緯や、公園施設が設置されている環境、設置後の経過年数、破損・劣化の程度、さらには修繕に対する費用対効果の検討など、単一の仕様に定まらないことから、本市が修繕方法などを決定しております。

また、修繕工事につきましては、適切な業種かつ迅速な対応が可能な複数の業者におのおの現地で修繕方法を指示した上で修繕見積りを徴取し、契約手続を行っております。

なお、指定管理者制度を導入しております都市公園の公園施設修繕の対応につきましては、本市と協議の上、指定管理者が協力会社と連携して、指定管理委託料の範囲で修繕を行っております。

令和6年度に実施いたしました主な修繕内容といたしましては、土木工事業者による公園外柵、車止めフェンスや遊具などの修繕、建築工事業者によるベンチやあずまや、案内板などの修繕、電気工事業者による園内の照明灯や、自動点滅機分電盤などの修繕、管工事業者によるトイレや水飲み場の蛇口や給水管などの修繕などとなっております。

令和6年度の公園施設の修繕実績といたしましては、契約件数が120件、契約金額の合計が1426万7588円となっており、契約方法は、修繕に特殊な技術を要することによる一者随契が2件、それ以外は支出予定額が一定額以下による見積り競争

の随意契約となっております。

なお、このうち10万円以下の契約につきましては117件、契約金額の合計が955万8488円となっております、1件当たりの平均契約額は8万1696円となっております。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 公園の維持修繕、10万円以下の小さな契約が117件あるとのことでした。

勤務日2日につき1件契約しているというような感じですね。1件1件は小さな修繕であっても、そのたびに地域からの要望を受け、現地を確認し、見積りを取り、契約し、支払いをする、この作業を繰り返していることになります。これは地味ですけれども、非常に手間になっていると思います。見積りを出す業者さんも大変だと思います。最近、見積りは有料という事業者さんも増えているとお聞きしています。

次に、公園及び街路樹、植樹ますの草刈り作業に至るまでの対応及び令和6年度の契約件数、契約金額、契約方法をお示しください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 草刈り作業に関する対応と契約状況についての御質疑にお答えいたします。

本市が設置しております都市公園や開発緑地、街路樹、植樹ます等につきましては、一部の都市公園では指定管理者が、それ以外の都市公園や開発緑地、街路樹、植樹ます等は本市が直接管理を行っております。

草刈り作業につきましては、草の繁茂が同時期となりますことから、指定管理者制度を導入している都市公園では指定管理者が、それ以外の都市公園や開発緑地等は、業務委託と本市職員による直営作業、街路樹、植樹ますは全て業務委託といったように分担して行っております。

業務委託による都市公園や開発緑地、街路樹、植樹ます等の草刈り作業に至る対応につきましては、毎年草が繁茂する6月から9月までの間に実施することとしており、町会等の要望を踏まえた受注者からの実施計画を確認した上で順次作業を行っております。

業務委託の発注に当たりましては、業務量や公園種別等を考慮し、エリア分けをした上で、作業の効率化や適時性の向上を図っており、令和6年度の業務委託による草刈り作業の実績といたしましては、契約件数が11件、契約金額の合計が1528万7129円となっております、いずれも指名競争入札による契約となっております。

なお、1件当たりの平均契約額は138万9739円となっております。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 舗装補修と同じように、草刈り業務についても、エリアごとにまとめて発注をして、同じ業者が一定期間まとめて作業を行うことで、毎年必ず発生する業務を比較的効率よく回しているものと思います。

道路に関連して、もう一つ質疑をしたいと思います。

道路照明灯、この修繕に至るまでの対応並びに令和6年度の契約件数、契約金額、契約方法、並びに10万円以下の件数や平均契約額をお示しください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 道路照明灯修繕に関する対応と契約状況についての再度の御質疑にお答えします。

本市が設置しております道路照明灯は、平成30年度からESCO事業を導入しており、既存の灯具や照明ポールはそのまま活用してランプをLED化しております。

道路照明灯の修繕に至るまでの対応につきましては、ESCO事業者の巡回パトロールにより不点灯などを確認した際には修繕を行っております。

修繕に当たりましては、不点灯などランプ類の取替えはESCO事業の契約の範囲内で行っており、それ以外の機器類については迅速な安全性確保の観点からESCO事業者へ単価契約で業務委託をしております。

このほか、単価項目に設定していないESCO事業対象外の灯具や照明ポール等の小規模な10万円以下の修繕につきましては、随意契約により対応しております。

令和6年度にESCO事業の契約の範囲外で実施した主な修繕内容としましては、カバーはずれのほか、分電盤内のブレーカー等の器具取替えや、破損による灯具替えなどとなっております。

令和6年度の道路照明灯修繕の契約実績としましては、ESCO事業者と維持管理に係る複数年契約をしており、令和6年度の支払い金額は4644万4440円、ESCO事業者との随意契約が1件で、契約金額の合計が161万2380円、ESCO事業者以外との10万円以下の随意契約が9件で、契約金額の合計が73万9970円、平均契約額は8万2218円となっております。

以上であります。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 道路の照明灯についても、既に点検から巡回そして修繕まで同じ事業者に複数年まとめて任せる仕組みができており、つかない照明灯があるとすぐに直せる体制になっているということでした。

要するに、同じ場所の仕事を同じ事業者にまとめて任せたほうが、何度も打合せや契約をしなくて済み、結果として、早く安く確実にできるということだと思えます。

北海道千歳市では、都市公園や公共広場について、地元事業者で構成される協同組合が指定管理者として市内300以上の公園全体の維持管理を行っております。同じ協同組合が契約は別になるんですが、市内全域の除排雪、それから道路河川の維持管理も担っております。

東京都府中市では、市全体を3つのエリアに分割し、道路、河川、街路樹などの

維持管理業務を一つの契約でまとめて包括的に行っています。巡回から軽微な補修まで一体的に委託することで、効率化と迅速な対応を図っています。

本市においても、既に草刈りや舗装補修などエリアにまとめて契約をしていますので、割とすぐできるんじゃないかなと思います。歩道の草刈りと、その歩道にある街路樹の植樹ますの草刈りは、同じ場所で同じ時期に同じ人ができる作業です。にもかかわらず、所管の課が違うというだけで契約が分かれていて、すぐそばの草を一度に刈れないと。こんなもったいないことはないですよ。

仮に、道路修繕に 5000 万円、公園維持管理に 1000 万円、公園の草刈り 2500 万円、道路や歩道の草刈りに 1500 万円かかっているとします。合計で 1 億円になります。

これをまとめて効率化し、仮に 9000 万円で回せるようになれば、1000 万円が新たに使える余地として生まれます。その 1000 万円があれば、公園の遊具を直すこともできますし、傷んだ道路をより多く舗装することもできます。

予算がないから、もう少し待つてほしいと言わざるを得なかった市民の要望に応えられるようになります。

道路維持課も公園河川課も同じ都市整備部ですね。今回、答弁は理事と、それから部長とお二人でやっていただきましたので、ぜひ道路の維持修繕、それから道路の歩道、公園街路樹の下の草刈りなど、エリアごとで一体に行う仕組みを、お二人でよく話をさせていただいて、ぜひ来年度からでも具体的に実行していただきたいなと思います。

以上でこの項を終わります。

最後に、病院事業について、4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費に関連してお伺いします。

本定例会に提案されている補正予算案に含まれる病院事業債(経営改善推進事業)の概要をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 木村委員の経営改善推進事業債についての御質疑にお答えいたします。

公立病院を取り巻く経営環境は、医師、看護師等の医療従事者不足、人口減少、少子・高齢化に伴う医療需要の変化などに加え、材料費等に係る物価高騰や人事院勧告等を踏まえた人件費の引上げの影響など、非常に厳しい状況となっております。

こうした状況を踏まえまして、国では、収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援するなどのため、令和 7 年から令和 9 年度を発行期間とする経営改善推進事業債を新たに創設いたしました。

この企業債は、資金不足が生じる年度の資金不足額を起債対象とし、起債に際して策定する経営改善実行計画に基づき、収支改善が見込まれる各取組の効果額を 5 年を上限に、それぞれの効果が継続する年数を乗じて得た額の合計の範囲内で、発

行が可能となるものであります。

なお、償還年限は15年以内となっており、資金は、地方公共団体金融機構資金または民間等資金とされております。

本市の病院事業につきましては、起債申請の8月時点での経営状況がこのまま推移した場合の決算見込みで、約22億7150万円程度の資金不足となる可能性がありますことから、そのうち、経営改善実行計画に位置づけた取組による収支改善が見込まれる効果額の合計である21億4360万円について、経営改善推進事業債として起債することとし、今定例会で補正予算案に計上したところであります。

青森市民病院においては、青森県立中央病院との統合を見据えながら、経営の効率化に向けた検討を進めているところでありますが、今後も青森地域保健医療圏における中核病院として安全で良質な医療の提供と信頼される病院を目指し、取り組んでまいります。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 毎回、病院に関する質疑をしてまいりました。

今回で6回連続、7回目の質疑になります。毎回、答弁をいただいて思うんですが、物すごい他責というか人のせい、人ごとなんですよ。

医師不足、人口減少、これは10年前、いやもっと前から分かっていたよね。分かっているなら対応策を打つのが仕事ですよ。経営の効率化に向けた検討を進めている、この言葉も私は何度も聞いてきました。ですがその間、赤字は拡大し、繰出金は増え、累積欠損金も膨らみ続けています。それでもなお、同じ言葉を同じトーンで繰り返す、私にはその感覚が理解できません。

今回の21億4000万円余りの経営改善推進事業債、経営改善とは名ばかりで、実際のところは経営に失敗し、足りなくなったお金を埋めるための借金でしかありません。この借金は、国は、1円も面倒を見てくれません。全額、市が利息もつけて返す借金です。結果として、毎年の繰出金27億円、赤字11億円に加えて、さらに市の財政を圧迫し、ほかの市民サービスに影響が及ぶことは必至です。

次に、先ほどの御答弁で、21億4000万円分、将来経営が改善するから借りますというものだ。そういうものだということでした。

これまでの議会での市のやりとり、そして経営の実績、そして現在の執行部の姿勢からは経営の改善は非常に難しいと思いますが質疑します。

経営改善効果額21億4360万円、この内訳についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 経営改善効果額についての御質疑にお答えいたします。

経営改善実行計画における経営改善効果額の21億4360万円の内訳につきましては、事業規模、機能の見直しとして、病床数削減後の病院規模に合わせ、職員の定年退職に当たり、会計年度任用職員を補充するなどによる人件費の削減効果額が

約 11 億 8400 万円、経費削減抑制対策として、全国的な共同購入組織への加盟による診療材料購入単価の引下げや、照明の LED 化による電気料の引下げなどによる効果額が約 1 億 4200 万円、収入増加確保対策として、病棟への薬剤師の配置などによる新たな診療報酬加算の取得による効果額が約 4 億 700 万円、機能分化、連携強化や経営形態の見直しとして、遠隔読影環境の整備などにより、他院と共同で放射線読影を実施することによる効果額が約 4 億 1100 万円となっております。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 正直に申し上げて、ここまで 2 年間、何度も数字を示し、危機感を訴えてきましたが、今日の答弁を聞いて、何も執行部、そして市長には響かなかつたんだなど。非常に悲しく感じております。

経営改善効果額の中身、職員の定年退職に当たり、会計年度任用職員を補充することなどによる人件費の削減、現場の待遇を悪化させて経営改善と称する、無策ここに極まれりという感想です。

21 億 4000 万円分、5 年間で経営が改善する。その前提で、同じ金額 21 億 4360 万円借金をしているわけですが、先ほどの人件費以外には、共同購入、診療報酬加算、連携強化、いずれもこれまで繰り返し示されてきたものと同じ内容です。

これまで改善を検討してまいると繰り返し言って改善できなかったことと、同じ内容を繰り返していても、改善はされないと思います。

市民サービスを削っていると。現に削っているという危機感も全く感じられません。だから、ねぶた小屋の常設化、前向きに検討してと市長は答弁されていましたが、かつては。今年度に入ったら、更新の検討を加速と後退し、部活動指導員も増やせない。不登校支援で現場の先生方が一生懸命やっても、現場の先生や支援員の方は増員できない。そういう状態なんですよ。こういう状態で青森市の未来が明るくよいものになっていくと本気で市の執行部はお考えですか。

次に行きます。

経営改善推進事業債の借入れに関わる金利をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 借入れに係る金利についての御質疑にお答えいたします。

企業債の金利につきましては、借入れの際に、借入先との契約によって決定するものでありますことから、現時点で決定しているものではありませんが、参考として、経営改善推進事業債の資金区分として示されている地方公共団体金融機構資金における取扱いを例にいたしますと、固定金利方式、元利均等償還払い、償還期限が 15 年で据置期間がない場合、こういう条件であれば、令和 7 年 11 月 26 日以降適用される利率は、1.9% となっております。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 金利も大分上昇してきています。利子の支払いだけでも、これ相

当になるんじゃないかなど。今後、金利も——住宅ローンの金利すら上がっていますので、下がるということは、なかなかないのではないかなど思っております。

そこで質疑いたします。

来年度から令和 10 年度までの 3 年間における経営改善推進事業債に関わる利子及び元金償還金の額の目安についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 元利償還金についての御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、金利をはじめとする償還条件については、借入先との契約によるものでありますことから、実際の元利償還金の額については現時点でお示しすることはできないものですが、参考として、先ほどお示しいたしました借入れ条件に基づく試算上は、令和 8 年度は元金償還金が約 1 億 2477 万円、利息償還金が約 4014 万円、令和 9 年度は元金償還金が約 1 億 2715 万円、利息償還金が約 3776 万円、令和 10 年度は元金償還金が約 1 億 2958 万円、利息償還金が約 3533 万円となり、各年度の元利償還金は約 1 億 6491 万円となります。

以上であります。

○赤平勇人委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ただいまの答弁で、経営改善推進事業債、元利償還の金額の目安をお示しいただきました。

毎年およそ 1 億 6500 万円、初年度はこのうち約 4000 万円が利息です。最初の数年間は 4 分の 1 が利払いに充てられる。15 年間続けると、利息だけで 3 億を超えます。

そもそも、この 21 億円は、経営が立ち行かなくなった結果として生じた資金不足を埋めるための借入れです。過去の経営失敗のツケを、利子をつけて将来に回しているだけです。

この状況を招いたのは、病院の再編、機能転換、圏域での役割整理、これらから逃げ続けてきた結果です。DXをはじめ、業務の効率化から、逃げ続けてきた結果です。

前回の定例会で、AI活用など、医療DXの導入により、待ち時間短縮を含む患者サービスの向上が図られるよう、検討を始めているという御答弁がありました。私はこれに、非常に期待を持ちまして、来年度にはすぐ医療DXによる経営効率化を実行に移せるよう、12月以降の補正予算に調査費を盛り込むなど、できるだけ早期に具体的な取組を出していただきたいと思っておりますと申し上げましたが、補正予算は見当たりませんでした。それに、今回経営改善に関する取組ということで御答弁もありませんでした。

市の執行部に全く危機感がない証拠だと思います。本気で経営改善をしようと思っていれば形になって取り組んでいるはずですが。これらは、現場や事務レベルで決められる話ではありません。市長のリーダーシップがなければ絶対に進まない話

です。執行部は、市長と膝を突き合わせて、真剣にこの課題を克服する議論をしてきましたか。してきた結果が、経営改善をしてみえますというお題目を唱えることですか。

これまで市が繰り返してきた、県が、医局が、国が、外部環境が厳しい、市としては何もできないという立場に自らを置き続けてきたのです。

決断は先送りされ、医療体制は弱体化し、一方で、税金は投入され続けて財政だけが悪化しています。

昨年、令和6年9月の議会で私が医療に強い経営コンサルに経営改善策を具体的に聞いてみてはと質疑した際、答弁が、今の浪岡振興部の奈良部長が答えてくださいました——当時の市民病院事務局長ですね、診療報酬請求業務の精度向上についてコンサルを頼んでいますというものでした。

これは経営改善、到底望めないなと私は思いました。新病院の設計支援コンサルには市からも1億5000万円近く払っています。

私は、市の病院事業の経営改善もコンサルを雇って、5000万円ぐらいを払ってもいいと思っています。

去年の診療報酬どうのこうのと勉強会レベルのコンサルの話ではなくて、ちゃんと年間赤字額を5億円、10億円、20億円と、減らしていける経営戦略を計画して実行に移せる、その支援ができるレベルのコンサルです。

そういうのは、きちんとお願いをして経営改革を行ったほうが結局安くつく。そういうことを去年の9月の議会で申し上げたかったわけです。そのとき、同じ決算特別委員会で、ここでラミネートを用意して、手作りのフリップを作って皆様にもお示しをしました。細々とした経営指標、できるだけ分かりやすいように、県立中央病院と比較してお話ししました。このままじゃもっと大変なことになりますよと。

その後半年間、何の進展もなかったもので、私は、令和7年3月の予算特別委員会で、市の計画は机上の空論、夢物語、虚構の経営と厳しく批判をさせていただきました。

別に言いたくて言っているわけじゃないんですよ、私だって。言いたくはないけれども、このままでは青森市の未来がなくなってしまうと。人口減少、ますます進んでしまうと思って言わざるを得なかったわけです。

今日の答弁を聞いたら。全くそのとおり、予想どおりになったなと痛感しております。本当に悲しいです。議員としての役目を果たすことができなかった。市民の代表者として、市の行政の監視ができなかったと。市民に対して申し訳ない。特に、これから青森で生きていく子どもたちのことを思うと、申し訳ないと。その思いしかありません。

経営改善策、何も進展がないようですので、少なくともチャットGPTやGeminiなどのAIに聞いたほうがいいのではと思っています。

病院事務局長が、控室に着任の御挨拶にいらっしゃったとき、私に言った言葉を私は忘れていません。市民病院の経営悪化は市の行く末を左右する非常に重要な問題だと。そういった旨のことをおっしゃっていただきました。本当にそのとおりだと思います。そのしわ寄せは具体的な形で、既に市民生活にひしひしと表われています。

午前中の質疑でも、桜川福祉館の建て替えが1年遅れていますと。それから、暗幕が破れてもそのままになっていると。積雪で屋根が崩落した浪岡中央児童館、基礎のひび割れと傾きで使用できなくなった三内児童館、油川で発生した水道管の漏水事故。いずれも、豪雪だから仕方ない、老朽化だから仕方ないと市は説明しています。

私はそうは思いません。病院経営の判断を先送りし、その穴を税金と借金で埋め続けた結果、児童館は直せず、水道管の更新も後回しになり、公共施設全体が同じ状況に追い込まれている。

それでもなお、経営改善に取り組んでいますと。これまでと同じ言葉を同じ調子で言える感覚に、強い違和感とある種の悲しさ、執行部や市長は、市民の生活や青森市の未来を何とも思っていないのかと。そういう気持ちです。

市長が責任を持って、市民病院・浪岡病院をどうするのか、市民サービス全体をどう守るのか、私はしっかりと決断すべきだと思います。青森市の未来を守るため、具体的な決断が今すぐ必要だと副市長以下、理事者の皆様にお伝え申し上げて、私の質疑を終わります。

○赤平勇人委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時40分からといたします。

午後3時9分休憩

午後3時40分再開

○赤平勇人委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブ、奈良祥孝であります。

それでは早速、議案別冊「令和7年度青森市一般会計・特別会計補正予算」に基づいて質疑をいたします。

初めに5ページ、8款土木費。この項をずっと見ていくと、なぜか款でマイナスなのは土木費になっていました。1733万2000円ですか。これからお金がかかる時期なのに、おやっと思ったんですけれども、内容を見てみると、84ページ・85ページ

ジでは、土木総務費、人件費が 891 万 5000 円減額と。また、当初予算の説明では人件費関係では約 8 億 5600 万円ほどの増額補正となっていたものですので、ちょっとこの点についてもお伺いします。

あわせて、88 ページ・89 ページ、8 款土木費 4 項都市計画費 3 目公共下水道費、下水道事業会計支出金として 7518 万 5000 円の減額となっています。

そこで、土木費の減額補正の内容についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 奈良委員からの土木費の減額補正の内訳についての御質疑にお答えいたします。

今定例会に提案し、御審議いただいております一般会計補正予算案のうち、歳出第 8 款土木費につきましては、1733 万 2000 円の減額となっているところであります。

その主な要因といたしましては、公営企業である下水道事業会計に対する繰出金について、令和 6 年度分の雨水処理に係る負担金の精算を行ったことなどにより、7518 万 5000 円を減額補正したことであり、その他当初予算積算時からの人員配置の異動による人件費の減や、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に基づく人件費の増などの要素がありますものの、土木費全体として減額補正となったものであります。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 奈良委員の土木費の減額補正についての御質疑のうち、職員人件費の増減理由について御答弁申し上げます。

本定例会に提出しております補正予算案の職員人件費につきましては、人員配置の異動によります各部局の職員数の増減や、今定例会で御審議いただいております給与条例の改正案等の影響によりまして、当初予算から変動がありました費目について調整を行ったものであります。

具体的には、当初予算編成の際に積算いたしました職員数と現状の職員数を比較し過不足を調整いたしますとともに、人事院勧告等を踏まえまして給与改定案を反映しております。

このことによりまして、土木費における職員人件費の内訳につきましては、土木総務費が 891 万 5000 円の減額、建築指導費が 523 万 4000 円の減額、道路橋梁総務費が 2371 万 5000 円の増額、都市計画総務費が 2321 万 6000 円の増額、住宅総務費が 628 万円の減額となっております。合計で 2650 万 2000 円の増額となっております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

要は、予算編成時の人員と現状の人員、異動があったり何なりして過不足が生じ

ているということで、こういうふうになったということですね。

この項はこれで終わります。ありがとうございました。

次に、議案別冊 254 ページ・255 ページ、自動車運送事業会計についてお伺いをいたします。

実はこれは、青森市民の方からちょっと聞かれたものです。実はその方は、新町通りのバス停で観光客の方に、このバス停で待っていると新青森駅に行けますかと聞かれたんだそうです。それから、その方はまた、市役所の前のバス停で、このバス停から新青森駅に行くバスはありますかと聞かれたんだそうです。

実際、私も行き先で分かりますけれども、西部営業所と言っても観光客とかビジネスマンはなかなか分からないなと思って、この質疑をすることにしました。

そこで、新青森駅に向かうバスの行き先表示はどのようになっているのか、お示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 奈良委員の新青森駅に向かいますバスの行き先表示についての御質疑にお答えいたします。

現在、市営バスに設置しております行き先表示器には、路線名や行き先を案内しておりますほか、これらをアルファベットと番号で分かりやすく表した系統ナンバリングを表示しております。

また、同一路線であっても経由地が異なる場合は、その経由地を併記することで、目的地までの経路を把握できるようにしております。

このことから、委員お尋ねの新青森駅に向かう運行便につきましては、新青森駅を経由地として併記し、バス利用者にお知らせしております。

今後も、バス利用者の利便性向上を図るため、分かりやすい案内に努めてまいります。

○赤平勇人委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございました。

実際、私もバスには乗りますけれども、ほとんど時刻表を見ないで、行き先、来たバスに乗るくせがついているものですので、今回聞き取りをしたら、本当に担当者がこういうふうにやっていますよということで来ていました。

ガーラタウン経由も、それから新青森駅の経由とか、シーナシーナ青森の経由とか、それぞれバス停にこのように表示しているそうです。これを市民の方に伝えたいなというふうに思っています。

これで私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○赤平勇人委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

それでは、私は 11 分しか時間がないため省略する部分がありますので、どうかお

許してください。

それでは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連して、浪岡地区の防災無線についてお聞きします。

防災無線は、浪岡ではどこにいても聞こえる、住民の安心・安全につながっています。

そして、今年騒がれた熊についても、5月頃に浪岡川沿いで出沒しまして、それが最初の頃、そして毎日15時に防災無線で注意を呼びかけることが続きました。

その放送を毎日聞いている人から声があって、毎日同じ内容だけれども変えることができないのかというふうにありました。

質疑します。

熊への注意を防災無線で呼びかけているが、その経緯と内容及び周知期間をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 天内委員からの防災行政無線についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区の防災行政無線につきましては、有害鳥獣等の目撃情報や霜対策等の農事情報のほか、浪岡地区の催事情報など各種行政情報を地域住民に一斉伝達するため、地区内71か所に屋外スピーカーを設置し、浪岡庁舎から情報を発信しております。

委員お尋ねの熊出沒に係る情報発信の経緯につきましては、本年4月の熊の出沒件数が、過去5年間における平均値15.4件の2倍以上となる33件であったため、5月1日付で県からツキノワグマ出沒警報が発表され、併せて注意喚起の徹底についての周知依頼があったことから、浪岡地区におきましては、防災行政無線により、出沒状況に気を配り、出沒が確認されている場所に近づかないようにすること等の注意喚起を5月9日から12月5日まで行ったものであります。

このほか、地区内の住宅地等において熊の出沒情報が寄せられた場合には、その都度、出沒場所や時間等の詳細な情報を速やかに放送しているところですが、市といたしましては、防災行政無線が、地域住民が必要とする各種行政情報を迅速に伝達する有効な手段と認識しておりますことから、今後も引き続き適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 天内委員。

○天内慎也委員 あと、要望にしますが、県の管轄だということですが、できれば1か月から2か月ぐらいごとに変えていただければいいのと、あと、浪岡振興部のほうからも、浪岡地区内で出た場合、呼びかけていただければということになります。

次に、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費に関連して、青森市清掃工場について

て、大変申し訳ありませんが、これは要望で全部終わります。

清掃工場にパッカー車でごみを搬入している業者の方から、搬入口が何か所か閉鎖されてごみ袋がたまっていたと。パッカー車が並んでいて1時間待たされたという訴えがあったということです。

それで聞き取りのときに、工場長が申し訳ないけれども1時間待つてほしいというふうに言っていましたけれども、業者としては待つ間もガソリンもかかりますし、空にしてからまた違うところに収集にも行かなければならないということで、何とかならないかというふうに言っていました。

それとあと、運営会社ではホームページで混雑内容を掲載しているんですけども、できることなら、リアルタイムで運転者が分かるようにすれば、なおいいのではないかということです。

それと、最後に聞こうと思っていましたけれども、浪岡地区のごみが処理されることになれば支障はないかということで、浪岡からは、恐らく20台ぐらいパッカー車が来るということでした。それに青森の多いパッカー車も合わせて、渋滞にならないように取り組んでいただければとお願いします。終わります。

次に、3款民生費2項児童福祉費5目児童福祉施設費に関連して、浪岡地区の児童館の在り方から見た浪岡中央児童館について質疑します。

まず、確認の意味で倒壊した経緯を聞こうと思っていましたけれども、確認の意味で——でも、これは分かります。屋根の雪だということで、業者に2回電話したけれども来なかったということなんですけれども、ただ、どうしても納得いかないのが、ここに男性の職員が2人いたんですよ。だから、全部下ろさなくてもいいので、軒から1メートルとか2メートル下ろすとか。あの時、2メートル積もっていました。それを1メートルだけ下ろすとか、ヘルメットをかぶって命綱をしてやれば、男だったらできないことはないとは私は思っていました。

それはなぜかと言えば、そこから歩いて10分ぐらい離れているところに、私も築60年ぐらいの建物を借りているんですよ。それで、1月4日、これは潰れるということで、自分で屋根に上がって、軒から3メートルぐらい下ろした——応急処置ですけれども。それで倒壊を免れて、業者に頼んだという経緯がありました。

本題に入りますけれども、平日、子どもたちが利用している総合福祉センターの状況を見てきました。

玄関からすぐホールのところ、子どもたちが楽しそうに、はないちもんめをやっていたんですけども、非常に狭くて、余裕がないというふうに感じられました。

それに加えて土曜日、学校休業日は杉高児童館に行かなければならないというんですが、杉高児童館は中心部から距離的には大体火葬場の辺りですよ。ということで、中心部から離れているということもあると思うんですよ。

この雪で倒れたということで、私としては、似ているんだけども建て替えよりは建て直しをしてあげようという言い方をしたいと思っています。子どもたちや保

護者が行き慣れた元気に過ごす場所が雪で潰れたわけですね。ということで、建て直しをしてあげるべきだと思います。

それは今すぐでなくてもいいんです。1年か2年でも、経過措置——今のままでいいと思いますけれども、それについて答弁を求めます。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 児童館についての御質疑にお答えいたします。

浪岡中央児童館につきましては、本年1月の倒壊に伴い、機能を移転しまして、現在は浪岡中央児童室ということで、委員からもお話がありましたように平日は浪岡総合保健福祉センター、土曜日及び学校休業日は杉高児童館で活動を行っているところでありますが、児童や保護者の皆様からの声を踏まえて、本年10月には隣接する浪岡南小学校の校庭、また12月からは浪岡中央公民館の大ホールを週一、二回利用できるよう調整し、運動や音楽演奏等の活動が行える環境を整えてまいりました。

市といたしましては、子どもたちが健全に成長していく上で、児童館の果たす役割は重要であると認識しておりますことから、子どもを取り巻く環境の変化や少子化による利用児童数の減少を踏まえつつ、今後も安全・安心な子どもの居場所の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 天内委員。

○天内慎也委員 最後、要望にしますけれども、廃校となった大栄小学校を母校として持つ私としてみると、浪岡地区内で浪岡北小学校と浪岡南小学校というのは大規模な小学校になります。南は今317人で、北が170人ぐらいいるんですけども、学校統廃合から見ると、大栄小学校や本郷小学校の児童を受け入れる側の学校が浪岡北・浪岡南小学校になっています。

それなのに、浪岡南小学校の学区内にある浪岡中央児童館を建て直さないというのは、地元としてはやっぱり考えられないわけでありますので、引き続き検討していただきたいと思います。終わります。

次に、9款消防費1項消防費2目非常備消防費に関連して、消防団についてです。

私も消防団に入っていますけれども、浪岡地区の農村部だとか、青森地区でも郊外のほうがそうだと思うんですけども、今、町会とか町内会の行事は子ども会や地元の夏祭りなど、人がいないということで消防団が頼まれるケースが多くなっています。

ということで、それに対する市の見解をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。消防長。

○村上靖総務部理事 天内委員からの町会等の活動に対する消防団の協力についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、地域防災力の向上を図る上で、町会等と消防団の協力は極

めて重要であると認識しております。

町会等は地域住民の最も身近な自治組織として、日頃から防災訓練への参加の呼びかけや、高齢者・要支援者の把握など、きめ細やかな地域活動に取り組んでいたいております。

また、消防団につきましては、地域の実情を熟知した消防・防災の実働組織として、火災や風水害時の初動対応、訓練や防災講話等の啓発活動など、住民の防火意識の高揚と地域防災力の向上に資するため、様々な地域行事へ積極的に参加しております。

本市といたしましては、こうした消防団の活動を通じ、町会等との間で日頃から顔の見える関係が構築され、災害時の迅速かつ円滑な避難誘導や消防活動につながり、また、町会等におきましても、地域内での支え合い機能の向上が期待できるものと考えております。

本市では、今後におきましても、町会等と消防団が合同訓練や地域の行事など、連携・協力できる機会を通じ、相互理解の促進と地域コミュニティーの活性化及び地域防災体制のさらなる充実強化が図られるよう努めてまいります。

○赤平勇人委員長 天内慎也委員に申し上げます。

日本共産党会派の持ち時間が経過いたしましたので、これをもって終了させていただきます。

○赤平勇人委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 皆さん、こんにちは。立憲民主・社民の藤田でございます。

先ほど福井で地震があつて、その次に青森県東方沖でまた地震がありました。

当初、八戸は震度6強。大したことないのかなと思つたら、大変な被害が出ております。お見舞いをしたいと思います。

文教経済常任委員会で海洋研究開発機構の追浜とそれから横浜研究所に行つてきました。

S-netという地震を探る5500キロメートルぐらいのケーブルが敷かれていて、地震計と水圧計、これは多分、津波のためなのでしょうね。今、横浜の研究所で、その地震計を研究しているんだろうなと思つています。今の高知沖のやつはN-netといつて、覚えたふりをするのではなくて、これは、教えられたことですが、新しい、いわゆる地震計のケーブル、地下に900キロメートルぐらいでしたか。センサーを継ぎ足し——新しく足せるという新しいタイプだそうで、早めに地震が分かつて被害がなくなればと思つています。

さて、この八戸の地震で、すごく感銘を受けたのが、NTTのタワーの件で、青森県が技術力を——大の大企業のNTTに技術力を提供しますよという話になって、すごいなと。今の時代、県の技術力ってすごいんだろうというふうに関心しておりました。感心はいいんだけど、八戸の熊谷市長はどこか悪いのかなと思つたら、県知事が前に出るもんだから、熊谷市長が前に出られないよう。あんまり口を出

さないで、地方自治体のことは地方自治体に任せればいいのになと思った次第であります。

今回、まずは8款土木費3項港湾費1目港湾費に関連してお伺いしたいと思っています。

いろいろと予算の項目を探りました。この順番になると、大体質疑されるので、できるだけ皆さんに触れないようにと選びまして、港湾は今年のいろんなテーマでもあったし、私は来年、これをテーマに、青森湾の港湾のことについて、いろいろとやりたいなと思っていますので、これについてちょっと質疑を入れてみました。

港湾文化交流施設活性化事業について、71万1000円上げていますが、事業内容についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 藤田委員からの港湾文化交流施設活性化事業の補正予算についての質疑にお答えをいたします。

本定例会に提案しております、いわゆる八甲田丸に係る補正予算案73万8000円でありますけれども、賃金水準の上昇に伴う指定管理料の増額等でありまして、その内訳であります、指定管理料の増額に71万1000円、八甲田丸の設備修繕に2万7000円となっております。

以上です。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これ、指定管理料というのは、いわゆる賃金に関わってのことですか。執行部にお願いがあります。この時期になると、人事院勧告等で、いろんな意味で賃金に関わる補正予算がありますけれども、できれば、職員人件費のところは分かるんだけど、その他のところで需用費にかぶせるとか、管理、事務事業にかぶせるとかということで、ちょっとそこの説明書があれば——あんまり説明書をつけてもらおうと質疑できなくなるので——できればこの時期、12月に関しては、人件費の分はぜひとも付け加えていただきたいと思います。これはまさに人件費だけで、今、修理費が2万何ぼと言いましたか。ペンキ代だべかね。そこはいいです。これについては、あといいです。ありがとうございます。

北東アジア港湾局長会議や北東アジア港湾協会会長会議、北東アジア港湾シンポジウムが開かれるとは知りませんでした。10月の都市建設常任委員協議会の資料を蛸名委員からもらいまして、あったんだと。残念なこと——できれば行って見たかったと思いましたが、青森市の400周年の記念事業を支えていただいて、本当にありがとうございますと言いたいところです。

最近、たしか韓国で同じような北東アジアの局長会議が開かれたようですが、それに関しては全然資料が残っておりません。そういう意味では、いろいろ国際情勢もあるので、これについてはもう終わりたいと思います。

次に、10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費に関連して、児童生徒安全

管理事業について、内容を示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 藤田委員の児童生徒安全管理事業についての御質疑にお答えいたします。

本定例会に提案しております児童生徒安全管理事業に係る補正予算の内容につきましては、教育委員会が、冬期間における児童の登下校時の安全を確保するため、各小学校において、PTA、学校関係者、地域住民等で結成された除雪協力会に小型除雪機を貸与し、通学路の除雪を行う除雪機貸与事業における除雪機の修繕料であります。

毎年8月から11月までの間に、冬期間へ向けた除雪機の保守点検を行っておりますが、今年度は、経年劣化に加え、昨冬の大雪に起因すると考えられる故障・破損等により、例年に比べて修繕件数が増加しており、既決予算では対応できなくなるおそれがありますことから、修繕に係る所要額を補正予算として本定例会に提案しているものであります。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 経年劣化ということで、小型除雪機の貸与事業、これは道路維持課も持っている事業ですが、小学校の前をやるちっちゃいやつだと思います。

除雪機の修理ということで、修理内容について、もし分かっていたらどのような内容があるのかお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育部長。

○武井秀雄教育委員会事務局教育部長 修繕内容についての再質疑にお答えいたします。

今年度の除雪機的主要な修繕内容といたしましては、走行ベルトやシューターと呼ばれる方向調整しながら雪を遠くに飛ばす部分の交換のほか、オーガと呼ばれる回転しながら雪を砕くための刃の部分の交換が例年に比べ多く発生しております。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 でしょうね、この雪だと——重い、湿気が多い雪だと、ベルトはぶっつき——私も今年の冬にベルトがぶっつき切れて、取りに来させたらたっぷり取られました。あとはシューター、これも意外と割れが入りやすい。

今年の分、また多分、必要に応じて補修も必要になるかと思っておりますので、万全を期して準備をしていただきたくお願いを申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

最後、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連してお伺いをします。

それで、先ほど木村委員が避難所の話をしました。地震があつて、一度、私どもの町会で避難訓練をしました。その後、いわゆる千年に一度の津波への見直しがあつて、危機管理課にお願いしてまたやりました。避難訓練というか、どうするかというのをやりました。私どもの町内でいろいろ役員やら皆さん、車椅子の方がいるし、

高齢者がいるし、平屋ですと。3メートルの津波が来たらどうすると。90分あるけれども、どうしますかと。自分たちでみんな勝手にやってくださいと。県が自助を中心と言いました。町内会で何ぼ話をしても、自分たちが手一杯だから、人のことに構ってられないと。

いわゆる避難に必要な援助物資の関係は、皆さん——店も一緒につかまえているんですが、そのところだけはみんなして助けようと。あとはみんな、自分たちでやれということで、結論がまとまりました。

ただし、直下型が来て、いわゆる天田内の断層がいったら、みんなして手を握って水をかぶりましょうということで、町会内では一定の結論を出しています。要避難者をどう守るかだけが今の課題です。

その後、に会合があった時に、実は、皆さん、市民センターの鍵を——町会長は小学校の鍵を預かっている。それで、ある時に、誰が開けるのかと。町会長会議をやった時に、誰が先に開けるといふ。一番近いのは富田町会の町会長で、私と中央富田の町会長が近いなど。誰が行くのかと。結局誰も行かないとなって、多分職員が先に来るのではないかといふことで収まっております。

まだ、そういう事態が起きていないので、私も大事に鍵ケースと鍵番号を預かっています。模様替えしたときにどこかにしまったら、どこに行ったか分からなくて、今のところ行方不明です。すみません、後で探しておきたいと思ひます。「それだばまいね」と呼ぶ者あり）すぐ富田町会に電話して、開けてもらえるかな。多分、富田町会もどこへ行ったか分からないかと思ひますけれども、そういう点は、皆さん——町会の人たちは心配しないで、職員が来るでしょうと。直下型以外は逃げる時間があるので、皆さん余裕を持って、ゆっくりと落ち着いて、避難しようといふ話になっています。

そこで、この鍵の話は先ほど木村委員もしゃべっていました。

指定緊急避難場所キーボックス自動解錠システム導入委託業務は債務負担行為を起こして、来年度までとなっているんですが、その委託業務の概要をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 藤田委員の指定緊急避難場所キーボックス自動解錠システム導入委託業務についての御質疑にお答えいたします。

本市では、災害時等におきまして、夜間や休日等でも緊急避難的に指定緊急避難場所に避難することができるよう、小学校や市民センター等 60 か所に暗証番号式のキーボックスを設置しております。

キーボックスの暗証番号につきましては、町会長や避難所配置職員等が共有しているところではありますが、津波が発生した場合には、やむを得ず逃げ遅れた住民が当該避難場所に避難してきたとしても、町会長や避難所配置職員等がいない場合には開錠することができないことから、施設内に入れず津波に巻き込まれることが想

定されます。

新たなキーボックス自動解錠システムにつきましては、Jアラートと連携することで、気象庁が発表いたします大津波警報等に合わせて自動でキーボックスが解除いたしますことから、避難者がキーボックス内の鍵を入手することができ、当該施設に避難することが可能となるものであります。

自動解錠システムによりますキーボックスの設置場所等につきましては、沖館小学校、沖館中学校、沖館市民センター等、津波浸水想定区域内にあります30施設への設置を予定しております。

本定例会において、当該事業に係る債務負担行為について御審議いただいておりますけれども、御議決いただけた際には、令和8年度中に設置することとしております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、答弁で、Jアラートと連携して、気象庁が発表する大津波警報——3・11のときに、たしか我々は個人的にですけれども、あっち行ったりこっち行ったりしていて、ユニバースの職員の人たちが避難したと——そうだ、思い出した。その時に鍵の話が出たんだ。その当時は鍵をしていなかったのかな。誰が開けるんだという話になっていて、こういうシステムをつくっていただいてありがとうございます。

この前、横内市民センターで総務企画常任委員会の議員とカダる会をやったわけ。横内市民センターに来た人が、学校の鍵の開錠システムに何も鍵がついていないと。いや、私たちは鍵を預かっているけれども、カダる会で言ったんだけど、町会長が来ていましたけれども、鍵が分からないと横内に来た参加者が言っていました。私のほうはちゃんと、そういう小・中学校に鍵のこの何とかシステムを——鍵を預かっていますよと話してはいたけれども、そういうことがありましたので、ついでに——今、思い出しました。

連携して自動的に開けると。これで鍵から解放されるという、多分大変みんな喜ぶ。早速、みんなにまだまだだけれども、喜んでくれると思います。みんな重い責任を負わされているという感じがしておりましたので。

ただ、さあ警報が出ました。開きました。気をつけないといけないのは、それを狙って早く行ってということもありますので、そこはきちとしないと——まあ、大丈夫だと思うけれども、学校で盗むものはないですからね。

大変ありがたいことで、早速——まあ、まだまだですので、今つくっているよと。大津波警報——ただ、30か所が自動で開くということだから、できればここで——理事者のところでコントロールして、必要なところ、例えば、大雨が降った、大雨警報だ、避難場所に行かなければならないとなったときに、さあ逃げてくださいとなったときに、そこの避難場所が開けられるように。開ける人は24時間ここに

いなければならないかもしれないけれども、そういう体制をしないと、千年に一度の大津波警報は、比較的早くて、来るまで90分かかるので。町会でもゆっくりしています、早く逃げないと混むよという話をしているんですが、皆さんゆっくりしています。

ただ、洪水の場合、警報を今5段階にまた分けると。3、4、5とつくるらしいんだけど。早めに3の段階で高齢者を避難させたときに、すぐに行ければいいけれども、そういう避難所に逃げられるように、そういう体制をきちっと——自動的に開くとしても、みんな60か所全部開いてしまえば、いろいろ不都合もあるでしょうから、きちっと中身を精査して、必要なところがちゃんと自動で開くように、町会長が24時間——気にしていない人もいるんだろうけれども。我々のところは、重い責任を負わせられたと、これは、どうするんだとちよくちよく言われるので、ひとつそこを考慮していただければと思います。

以上で私の質疑は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○赤平勇人委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後4時18分散会

2日目 令和7年12月17日（水曜日）午前10時開議

○赤平勇人委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民クラブ、柿崎孝治です。

12月中旬ですが、冬を感じさせない穏やかな日が続いています。市民の皆さんは雪がなくて楽だ、このまま降らなければいいのにと話されています。

毎年配布されているあおもり雪歳時記で今年の12月17日を確認すると18センチメートルの降雪があり、積雪は何と66センチメートルに達していました。

今年の青森市はまだ積雪ゼロです。今日現在の青森市の2週間天気予報で、12月27日まで出ていました。雪のマークが消え、晴れの日や曇りの日が多く、気温も高めに推移するようです。冬期間の雪は青森市の経済を左右し、市民の生活行動にも影響があります。年末まで雪が降らなくて、その後大雪になる可能性もあります。

副市長、理事者の皆さん、年末年始、正月休み中や、仕事始めの日は、昨年のように支障がないように努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは質疑に入ります。

10款教育費5項社会教育費2目市民センター費に関連して、青森市市民センターの利用についてお尋ねします。

市民センターは、地域住民の文化活動や教育活動の拠点として重要な役割を果たし、地域の文化資源を活用し、地域社会の発展に寄与することを目的としています。また、市民の健康や福祉の向上にも寄与し、地域の交流やコミュニティーの形成を促進しています。地域住民の文化活動や教育活動の拠点で、市民の皆さんは各地域の市民センターを朝から夜間まで活用されています。ただ、夜間午後9時以降の利用は少ないと思われます。

そこでお尋ねします。市民センターの夜間の利用状況についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）柿崎委員からの市民センターの夜間の利用状況についての御質疑にお答えいたします。

市内にある11の市民センターの開館時間につきましては、中央、東部、大野、横

内、戸山の5市民センターは青森市公民館条例施行規則、北部市民センターは青森市農村環境整備共同利用センター条例施行規則、油川、古川、荒川、沖館、西部の5市民センターは青森市市民センター条例施行規則によって定められており、中央、東部、大野、戸山、北部、古川、沖館の7市民センターの開館時間は午前9時から午後10時まで、横内、油川、荒川、西部の4市民センターの開館時間は午前8時30分から午後10時までとなっております。

各市民センターの利用状況につきましては、年間を通じた時間ごとの集計を行っておりませんが、昨年度実施した各市民センターの館長会議において、夜間の利用実態を踏まえ、閉館時間を午後9時に早めてはどうかといった提案がありましたことから、本年1月21日から1月30日までの10日間、各市民センターにおいて、最後の利用者の利用時間を調査した結果、10日間のうち、午後9時までに終了した日数は、中央、東部、大野の3市民センターが4日、北部市民センターが3日、古川市民センターが2日、横内、戸山、油川の3市民センターが1日、荒川、沖館、西部の3市民センターがゼロ日となったものであり、いずれの市民センターにおいても、午後9時までに利用を終えたケースは少なく、午後9時過ぎまで利用するケースが多い状況が判明したものであります。

なお、当該調査結果を踏まえ、令和7年4月開催の館長会議で話し合った結果、閉館時間を午後9時にするという意見集約はなされなかったものであります。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

閉館時間を午後9時にするという意見集約がされなかったことは私としては意外でした。

閉館時間を1時間短縮する、いわゆる働き方改革を実施することは、効率向上やコスト削減、市民センター職員のワーク・ライフ・バランスの改善など、様々なメリットをもたらすと考えます。1つに、コスト削減——営業時間を削減することで、光熱費の削減が期待できます。2つに、従業員の負担軽減、職員の負担軽減——営業時間の短縮は職員のワーク・ライフ・バランスの向上が期待でき、職員の満足度やモチベーションの向上にも寄与すると考えます。3つに、サービスの質の向上——営業時間を短縮することで、職員がより集中して業務に取り組むことができるため、サービスの質が向上する可能性があります。4つに、運営の効率化——営業時間を見直すことで、運営効率が向上します。より効果的な運営が可能になると考えます。

市内でもコロナ禍終了後、小売業を中心に営業時間短縮が実施されています。営業時間短縮は当市にとっても、光熱費の削減で多くのメリットをもたらすことが期待されます。私は、営業時間短縮で実施された光熱費の削減経費を市民センターの修繕費に回すこともできると考えます。

再質疑いたします。市民センターの開館時間を短縮すべきと考えますが、市の考

えをお示しく下さい。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 市民センターの開館時間に関する再度の御質疑にお答えいたします。

市民センターの開館時間につきましては、平成12年9月末まで、それぞれ閉館時間は午後9時となっておりましたが、当時の新青森市行政改革実施項目である公共施設サービスの拡充に基づき、貸館機能を持ち、市民需要の見込みの高い施設を対象に開館時間の検討がなされ、平成12年10月から閉館時間を午後9時から午後10時まで1時間延長するという開館時間の拡大を実施したものであります。

このことに加え、先ほども御答弁申し上げましたとおり、本年1月21日から1月30日までの利用状況の調査結果を踏まえれば、現時点で、閉館時間の前倒しによる開館時間の短縮は考えておりませんが、今後におきましても、他都市の状況や、委員御提案の働き方改革の観点も考慮しながら、引き続き、よりよい市民サービスの提供に取り組んでまいります。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

平成12年は、いわゆる2000年問題があった年でもあります。その数年前から社会情勢の変化があり、量販店の営業時間が延長され、24時間営業するコンビニが増え始めた頃と思われます。そして、新青森市行政改革実施項目である公共施設サービスの拡充が叫ばれたのではないかと思います。

最近ではコンビニが閉店する店舗が増え、24時間営業しない店舗もあります。

質疑いたします。冬期間は電気代だけではなく、燃料費も増加します。光熱費の削減を考えれば、冬期間だけでも開館時間を短縮することはできないのかと思いますが、市の考えをお示しく下さい。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 冬期間の開館時間に関する再度の御質疑にお答えいたします。

冬期間の開館時間につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、本年1月21日から1月30日まで実施した利用時間の調査期間が冬期間だったことを踏まえれば、現時点で冬期間、閉館時間の前倒しによる開館時間の短縮は考えておりませんが、今後におきましても、他都市の状況や、委員御提案の働き方改革の観点も考慮しながら、引き続き、よりよい市民サービスの提供に取り組んでまいります。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

営業時間を午後9時までにするのと、市民センターを利用する市民の皆さんも利用時間に合わせてくださるのではないかと思います。

社会状況も変化しています。そして、青森市行財政改革プラン（2024～2028）も

新しくなっています。他都市の状況や働き方改革の観点も考慮しながら、臨機応変に市民センターの開館時間を短縮することを望みまして、この項を終わります。ありがとうございました。

続きまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、地域コミュニティについてです。

ここ数年、地域コミュニティの希薄化が進んでいることを実感しています。少子・高齢化、ライフスタイルの変化、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動の中止・縮小により、つながりがさらに希薄化したと考えます。

お尋ねします。地域コミュニティの担い手について、町会等に限らず、多様な人材や組織が連携する必要性について、青森市の考えをお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）柿崎委員の地域コミュニティにおける多様な人材や、組織が連携する仕組み構築についての御質疑にお答えいたします。

近年の人口減少や少子・高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、地域への帰属意識の希薄化や無関心層の増加が進行し、地域コミュニティの担い手の不足、一部の住民の方への負担が偏っている状況であること、また、地域課題も多様化していることから、地域だけ、または行政だけでは対応が困難となっているものと認識しております。

このため、本市では、地域活動の担い手育成や地域コミュニティの活性化に向けて、町会等が自主的に実施する様々な活動に対して補助制度を設け、その取組を支援しております。さらに、多様な主体の連携・協働に向けて、町会等や地域で活動する団体などが、地区連合町会単位でのまちづくりを進めるまちづくり協議会の活動を支援しております。

現在、まちづくり協議会を設立しております市内14地域では、複数の町会や周辺の中学校、企業、ボランティア団体等と連携することによって、様々な活動が可能となり、地域の活性化や町会活動の担い手の育成につながっております。

本市では、青森市総合計画前期基本計画におきまして、地域で支え合う環境づくりの推進の施策に、地域に暮らす住民の安全・安心な暮らしの維持向上を図るため、若い世代を含む地域活動の担い手の育成や参加促進を掲げております。

このことから、今後におきましても、地域コミュニティ活性化のための取組を通じて、若い世代をはじめとした地域活動を支える人材の確保と担い手の育成に努めるとともに、地域の特性やニーズに応じた活動を支援してまいります。

以上です。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

市内各地域の実施事例冊子「青森市地域コミュニティ活動事例集」を毎年拝見さ

せていただいています。

意外と活動が行われていることも確認できますし、我が地域でも参考になる事例も多数ありました。

まちづくり協議会が地域課題の解決を将来像にまとめた地域計画を策定し、その計画に基づく事業を実施する際の青森市まちづくり構想推進事業補助金の概要をお示しく下さい。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市まちづくり構想推進事業補助金の概要についての再質疑にお答えいたします。

本市では、地域課題解決のための取組や地域連携の強化などを目指すまちづくり協議会に対し、自立した組織として継続的かつ安定的な地域計画の策定及び地域計画に基づく事業を実施することができるよう、青森市まちづくり構想推進事業補助金を交付しております。

この補助金の対象となる事業につきましては、各まちづくり協議会の活動の目的と段階に対応した補助となるよう、事業区分を設定しており、1つには、まちづくり協議会が将来目指したい地域づくりを実行していくための土台となる地域計画を策定する際の地域計画策定事業、2つには、策定された地域計画に基づき実施する地域の特色や資源を生かした事業を支援する特色あるまちづくり事業、3つには、特色あるまちづくり事業のみでは解決できない地域課題を解決するために実施する事業で、緊急性や必要性など、特別な事由が認められる課題に対して支援する地域づくり協働事業とし、これらの事業区分に応じて補助金を交付し、地域のまちづくりの推進を支援しております。

以上です。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

地域計画の策定を前提としているが、地域計画策定の意義をお示しく下さい。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 地域計画策定の意義についての再質疑にお答えいたします。

地域計画は、まちづくり協議会が将来目指したい地域づくりを実現していくために、将来の地域像や方向性、地域の現状や地域課題、その課題への対応、解決方法などの具体的な取組についてまとめた計画となります。

この地域計画は、地域住民や地域で活動する様々な団体が参加いたしますワークショップ等の開催などにより、広く意見等を聴取し、活動内容などを整理したものをまちづくり協議会の総会で承認を受けて、実行される計画でありますことから、まちづくり協議会が活動するに当たり極めて重要な意義を持つ指針となっております。

以上です。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

それでは、補助金の算定方法と令和7年度予算額をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市まちづくり構想推進事業補助金の算定方法と令和7年度予算額についての再質疑にお答えいたします。

青森市まちづくり構想推進事業補助金の交付算定方法は、補助対象となります事業区分に応じてそれぞれの補助率と上限額を定めております。

初めに、地域計画の策定に係る初期経費の負担を軽減する地域計画策定事業では、事務費などを補助対象とし、経費の全額または10万円を上限に交付しております。

次に、地域の特色や資源を生かした事業を支援する特色あるまちづくり事業では、各協議会にひとしく交付される基本額25万円に、活動区域内にある町会・町内会数に応じた町会・町内会割として5万円、10万円、15万円のいずれかを加え、さらに、世帯割として活動区域内の世帯数に応じ、1世帯につき20円を乗じた額を合算し交付しております。

最後に、緊急性などの特別な事由が認められる課題に対して支援する地域づくり協働事業では、補助対象経費の2分の1または50万円を上限に交付することとしております。

この算定によりまして、令和7年度の青森市まちづくり構想推進事業補助金の予算額は、既存の14団体に加え、新たに協議会が設立された場合を想定した額も含め、721万3000円を計上しております。

以上です。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 補助金の活用事例をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市まちづくり構想推進事業補助金の活用事例についての再質疑にお答えいたします。

現在、市内で活動しております14のまちづくり協議会は、それぞれが策定した地域計画に基づき、地域のニーズと特性に応じて多様な活動を展開しております。

担い手育成に関する取組の主な活動事例といたしまして、高田地区まちづくり協議会においては、地域の伝統を継承するため、昔ながらのろうそくねぶたを復活・運行しており、この活動は単に地域のにぎわい創出につながるだけでなく、準備段階から子どもや若い世代が関わる機会を生み出しておりまして、地域文化に触れ、愛着を育む場となっております。

次に、原別地域まちづくりを進める会におきましては、地域の安心・安全を確保するため、防災訓練を定期的実施しており、地域の小学校・中学校と積極的に連携し、合同で訓練を実施しておりまして、これにより地域住民と学校が連携を強化

し、地域活動に新しい視点と活力を提供しております。

最後に、幸畑団地地区まちづくり協議会におきましては、地域に立地する大学と協働することにより、多くの若い世代の方が参加しており、多様な主体との連携を図りながら活動を推進しております。また、地域住民のニーズに合わせながら、若い世代の視点を取り入れた企画を行うため、毎年事業内容に工夫を凝らし、少しずつ内容を変えながら継続的に活動を実施している点も特徴となっております。

ただいま御紹介申し上げました事例のほか、それぞれのまちづくり協議会においても、地域の課題解決に加え、学校、企業、住民など地域の多様な主体との協働を基盤に創意工夫を凝らしながら活動を展開しております。

以上です。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 今回、油川コミュニティ協議会の話がなかったのは、私がおの場
でちょっと言いたかったので、削除していただきました。私がちょっと御報告します。

私の所属する油川コミュニティ協議会では、第3次の油川地区計画というのを目標に取り組んでいます。学校連携の必要性として、活動が停滞していた油川獅子舞保存会に協力して、油川小学校・中学校に出向いて授業の中に組み入れていただきました。

現在は小学校3年生、中学校は7年生——中学校1年生ですが、油川獅子舞復活に向けて頑張っております。12月15日月曜日にも、保存会3名が中学校に出向いて指導しています。これは卒業に向けて門出を祝うために、中学1年生——7年生が今練習しているということになります。

来年度は小学校6年生が取り組んでいる地域の安心安全マップ、児童の自宅から学校までの危険な場所を各自撮影して、改善策を各班で検討して記載したものを廊下に貼って全校生徒でただ見る形になっていました。そこで止まってはもったいないということで、私が所属する協議会で、学校と協力して前進させるために、今後どうやっていくかということを考えて学校と連携していきたいと思っています。

それから、新しく町会長になられた赤平委員長、木村委員、コミュニティーについて一緒に頑張っていきませんか。

この項は終わります。(発言する者あり)ベテランの藤田委員や中田委員、工藤健委員も後で顧問として御意見をいただいきたいと思えます。

続きまして、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して質疑いたします。

新青森駅西口駐車場について、新青森駅で年末年始、ゴールデンウィークなど、車の混雑対策に向けた社会実験が行われたことを、駐車場入り口付近の告知看板で知りました。

11月29日、30日に実施した西口駐車場の実験の実施状況をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）柿崎委員の社会実験の実施状況についての御質疑にお答えします。

新青森駅西口駐車場の社会実験は、駐車場内の乗降場を降車専用とすることにより、乗降場の混雑緩和を目的に、11月29日、30日の2日間にわたって、午前5時半から午後6時までの間に実施したものであります。

これまで、大型連休や年末年始など特定の時期に新幹線の発着時間帯において、送迎車両が乗降場に集中することで、駐車場内に混雑が発生し、新青森駅を利用されるお急ぎの方が乗降場に入れられない状況となる場合がありました。

こうした状況を解消するため、駐車場に入るルートと乗降場へ入るルートを分け、乗降場を降車専用として試行運用することとし、お迎えや駅舎内での見送りの方には本駐車場へ駐車いただくこととし、満車の場合には、周辺駐車場を御利用いただくこととして社会実験を行いました。

実験当日は駐車場入り口の手前の地点で指定管理者職員が運転手の方に、乗降場利用か駐車場利用かを伺い、それぞれのルートに誘導することにより、乗降場利用の方が待機列として並ぶことのないよう案内を行いました。また、乗降場利用の方には、社会実験中は乗降場を降車専用とすることや、降車の際に長時間の停車とならないようお願いするとともに、乗降場にも指定管理者職員を配置し、利用者への案内を行いました。

社会実験実施期間中における西口駐車場の利用台数等の計測を行いましたところ、11月29日においては、総入場台数721台のうち、駐車場利用台数は584台、乗降場利用台数は137台、路上の待ち台数は最大で19台、11月30日においては、総入場台数897台のうち、駐車場利用台数は595台、乗降場利用台数は302台、路上の待ち台数は最大10台でありました。また、乗降場を降車専用としたことで、乗降場の混雑は解消され、新幹線を利用の方がおおむねスムーズに乗車できておりましたことから、社会実験における一定の成果はあったものと考えております。

なお、社会実験中に実施しましたアンケートでは、約200人の方々から御回答いただき、主要な設問として、乗降場を降車専用としたことにより乗降場の混雑が緩和されたと思うかというアンケートについては、緩和されたが61.4%、緩和されていないが38.6%、今後も乗降場を降車専用スペースにすべきと思うかというアンケートについては、従来どおりの送迎共用としての乗降場がいいが37.2%、常時降車専用としたほうがいいが35.8%、混雑が予想される日を限定で行ったほうがいいが27.0%と、6割以上の方が乗降場を降車専用としたほうがいいという結果となりました。

今後は、年末年始のUターンなどで乗降場に滞在する方が多くなる時期でありますことから、混雑状況に応じて降車専用の時間を設けるなどの対応を行い、新幹線を御利用の方がスムーズに乗車できるよう、駐車場や乗降場の適正な運用に取り組んでまいります。

以上であります。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

社会実験のアンケートはどのようにして行ったのでしょうか、お知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

社会実験のアンケートにつきましては、実験期間中に本駐車場を利用した方にQRコードを印刷したウェブアンケートの用紙を配布して御協力をお願いしたという次第であります。

以上であります。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 駅に来る方は、多分お忙しい方とかが多いと思います。

社会実験中は、駐車場の入り口手前で誘導員が一旦停止させて、乗降場利用か駐車場利用かを伺い、誘導していたということでしたが、一々停車させることに対してクレーム等はなかったでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

駐車場の入り口で一旦停車していただいたことに関して、特にクレームはありませんでした。

以上であります。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 今のに関連していろいろ調べていたら、市のホームページで、新青森駅西口・南口駐車場と青森駅西口広場トイレでネーミングライツを実施しているということを知りました。その概要についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 ネーミングライツについての再度の御質疑にお答えします。

ネーミングライツは、本市の施設の名称に愛称を付与させる代わりにネーミングライツを取得したネーミングライツ・スポンサーから、その対価を得ることにより、新たな歳入を確保し、施設の維持管理等に役立てるものであります。一方、ネーミングライツ・スポンサーは、愛称が周知されることにより、広告宣伝効果や地域貢献に対する企業のイメージ向上が期待されます。

本市では、新青森駅西口・南口駐車場及び青森駅西口広場トイレへの命名権付与を通じて、施設の利用マナーの向上及び良好な環境を安定的に提供するため、この2つの施設においてネーミングライツ・スポンサーを募集しております。

新青森駅西口・南口駐車場につきましては、本市が希望するネーミングライツ料を年額100万円、契約期間は令和8年4月1日から3年間以上、愛称には新青森駅

を含むものとし、駐車場、パーキング等の自動車の駐車施設があることが分かること、西口駐車場・南口駐車場いずれの施設についても、西口・南口の区別ができる文字を含めることとしており、青森駅西口広場トイレにつきましては、本市が希望するネーミングライツ料を年額 10 万円以上、または役務の提供も可、契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から 3 年間以上、愛称にはトイレを含むこととしております。

募集期間につきましては、令和 7 年 11 月 17 日から募集を開始しており、令和 7 年 12 月 22 日までとしております。

ネーミングライツ・スポンサーの選定は公平かつ適正な選定手続の確保を図るため、命名権者選定会議において、応募者の経営状況、愛称名、ネーミングライツ料、契約期間などについて、本市のネーミングライツ・スポンサーとして、ふさわしいかどうかを総合的に審査し、優先交渉権者を選定することとしております。

以上であります。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ネーミングライツ、決まればいいなと思います。

続いて、今年の年始、新青森駅周辺の除排雪が遅れ、社会問題となりましたが、今年度の新青森駅周辺の除排雪体制についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 新青森駅周辺の除排雪体制についての再度の御質疑にお答えします。

新青森駅東口及び西口周辺の道路はバス路線及び都市計画道路となっており、青森市除排雪事業実施計画においては幹線として位置づけております。

新青森駅周辺をはじめとする交通結節点周辺道路につきましては、道路交通機能の低下が市民生活の混乱に直結することから、重点的に除排雪作業を実施することとしており、さらに、昨冬の年末年始のような集中的な降雪や急激な暖気により路面状況が急激に悪化した場合には、日中除雪作業を実施するなど、道路状況などを注視しながら適切な除排雪作業に努めてまいります。

以上であります。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

除排雪のほう、雪が降った場合、よろしく願いいたします。

あと 1 つ要望があります。新青森駅前公園、ここに立派な公園がありますが、最近使われなくなっていて、樹木のほうが何か伸び切っているような状態になっていますので、来年は、いろんなスポーツ、国スポとか障スポもありますし、インバウンドのお客さんも来て、ちょっと変だなると思う可能性もありますので、そろそろ剪定の時期と思われるので、公園の整備もよろしく願いしたいと思います。

この項はこれで終わります。ありがとうございました。

続いて、2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費に関して、

外国人についてお尋ねします。

旅行者以外でも、外国人を市内で見かけることが多くなりました。油川エリアでも多数見かけますし、最近ではコンビニでレジの担当をしている外国人も増えました。

本市における、直近の外国人人口と人口の多い上位5つの国名及び在留資格別の人数をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 本市の外国人人口についての御質疑にお答えいたします。

令和7年12月1日時点の本市における外国人人口は、1558人となっております。そのうち、人口の多い5つの国名及び人数につきましては、多い順にベトナム社会主義共和国 498人、中華人民共和国 196人、大韓民国 195人、インドネシア共和国 143人、フィリピン共和国 73人となっております。また、各在留資格別の人数につきましては、多い順に技能実習 549人、留学 205人、永住者 193人、特定技能 180人、特別永住者 162人となっております。

以上です。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 近年、大雨や地震など、市内在住の外国人に対する防災情報の伝達手段はどのようになっているかお知らせください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 外国人に対する防災情報の伝達手段についての再質疑にお答えいたします。

本市では、外国人に対する防災情報の伝達手段といたしまして、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語など、14言語に対応いたしました市メールマガジンにおきまして、気象情報、地震情報、津波情報、避難情報等の防災情報を配信いたしますとともに、当該メールマガジンの登録を促進するために、案内チラシを市民課窓口を設置しております。また、本市の避難所・避難場所の確認や、平時からの防災に関する情報などを4言語で取得できる「防災情報『全国避難所ガイド』」及び気象庁からの緊急地震速報、津波警報など、緊急時の情報を14言語で通知いたします「Safety tips」の両防災アプリの活用を促進するために、市ホームページで周知を図っております。

さらには、市内在住の外国人を対象といたしました、防災講話を開催しております。その講話におきましても市メールマガジンや「防災情報『全国避難所ガイド』」、「Safety tips」を紹介し、防災情報の伝達手段の周知に努めております。

以上です。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 聞き取りの際、ホームページに外国人が見る画面がなかったのを、

ぜひ入れてほしいって言いましたら、早速入っていましたので、どうもありがとうございました。

それから、先ほどの油川コミュニティ協議会では毎年12月第2日曜日、防災訓練を行っていますので、その中で、毎年テーマを決めてやっていました。今回は、中学生も入れて、発電機の操作、水消火器の使い方、講話、非常食の作り方、食べ方とかもやっていたので、外国人とかが入って——油川にもいるのでぜひ誘ってみたいというのもあります。

あと、市民センターや小学校——昨日話題になっていた、扉が開けられないって話なんですけど、以前、うちでもそういう話があったときは、本当の緊急の際は、鍵を持っている人とか、分かる人が来る前に、扉をけがのないように壊して中に入ってやってもいいという指導を数年前に受けましたので、今はこれから変わってるかもしれないかもしれませんが、もしも、非常時の場合はそういうふうな開け方でもよろしいでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 災害時の避難行動についての再質疑にお答えいたします。

本市では、災害時等におきまして、夜間・休日でも、緊急避難的に、緊急避難場所に避難することができるように、小学校、市民センター等60か所に暗証番号式のキーボックスを設置しております。このキーボックスの暗証番号につきましては、町会長や避難所配置職員等が共有しているところであります。

しかしながら、津波が発生した場合は、やむを得ず逃げ遅れた住民が当該避難所に避難してきたとしても、町会長や避難所配置職員等がない場合には、開錠することができないことから、施設内に入れず津波に巻き込まれることが想定されることとあります。

先ほど委員からもありましたけれども、そういった場合は、現状であれば、やはり、戸は壊すなりして入るというふうなことが想定されますし、現に、能登半島地震の際に、そういうガラスを壊して施設内に入ったという事例が報告されております。このことから、今回、昨日藤田委員にも御答弁させていただきましたけれども、キーボックスの自動解錠システムというものを設置したいと考えております。

こちらのシステムにつきましては、Jアラートと連動することによりまして、気象庁が発表する、大津波警報等に合わせて自動でキーボックスが開錠いたしますことから、避難者がキーボックス内の鍵を入手することができまして、当該施設に避難することが可能になるものであります。この自動解錠システムによるキーボックスの設置場所等につきましては、津波浸水想定区域内にある30施設への設置を予定しているところであります。

今定例会におきまして、当該事業に係る債務負担行為について御審議いただいておりますけれども、御議決いただいた際には、令和8年度中に設置することとしているところであります。

以上です。

○赤平勇人委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。

本当にいつ災害が起きるか分からないので、早めにやっていただきたいと思えます。

これで質疑を終わります。ありがとうございます。

○赤平勇人委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、感謝と要望をお話ししたいと思いますけれども、11月15日に行われました東中学校区学校運営協議会主催のKOCHI音楽祭でありますけれども、東中学校や野内小学校のほかに、造道中学校区学校運営協議会奈良会長の協力によりまして、造道合唱サークル、造道中学校合唱団の皆さんの賛助出演をいただきまして、盛況のうちに終わることができました。子どもも大人もコーラスと音楽で彩りのある生活を楽しみましょうと。そういった趣旨での音楽祭でしたけれども、感動的でした素晴らしい音楽祭になったと思います。会場に響いた一つ一つの音色・歌声は、参加した子どもたちの自信、思い出となって、学びと成長に深く刻まれたものと思います。

工藤教育長にも花を添えていただきまして、この場をお借りして感謝申し上げます。

来年度はさらに参加校を増やして開催する予定でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次は要望ですけれども、11月末に、原別小学校、原別郵便局、青森東高校——東部市民センター付近に熊が出ました。周辺にお住まいの方はとても不安だったと思うんですけれども、特に東部市民センターは地域交流活動の拠点ですので、たくさんの方が出入りします。熊が入ってこないように自動ドアのスイッチを切って手動にしたんですけれども、何せドアが大きくて重いので、高齢者の方が開けられない、うんともすんとも言わないと言うので、やむなく自動のスイッチを入れたままにしていますけれども、いつ熊が入ってくるのか分からないというのと、あとは利用者から、なぜ自動ドアのままなんだというクレームもありまして、今後も熊が出ないとも限りませんので、多くの利用者が安全に安心して利用できるよう、自動ドアは、できれば感知式ではなくて、スイッチを押して開けるタイプに変えていただきますよう要望いたします。

では、質疑に移りますが、最初に10款教育費2項小学校費1目学校管理費に関連しまして、小学校施設整備事業についてお伺いいたします。

原別小学校のボイラー故障の経緯と対応についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 工藤健委員からの原別小学校のボイラーに関する

る御質疑にお答えいたします。

原別小学校は、校舎の建設時に設置された昭和 54 年製のボイラーが 2 台設置されており、毎年 7 月に法定点検を実施し、10 月に試運転を行った上で 11 月から本稼働をしております。

ボイラーの故障につきましては、令和 6 年 7 月の法定点検により 1 号機ボイラーの故障が判明し、また、本年 7 月の法定点検により 2 号機ボイラーについても故障が判明したものであり、いずれのボイラーも老朽化により本体の交換が必要でありますことから、現在運転を停止している状況であります。

先に故障が判明した 1 号機ボイラーにつきましては、当初、本体を修理することとし、令和 6 年 10 月 21 日の 1 回目の入札以降、10 月及び 11 月にも 1 回ずつ再入札を実施しましたが、全て不調となったものであります。

また、今年度におきましては、予定価格を見直しし、本年 9 月に 2 回入札を実施しましたが、全て不調となりましたことから、修理から本体の交換工事に切り替えることとし、工期が翌年度に及ぶことから、本定例会に繰越明許費の設定を提案し、御審議いただいているところであります。

また、今年度 1 号機ボイラーの入札を実施している間に、2 号機ボイラーについても故障が判明しましたことから、今後、適切に対応することとしております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

令和 6 年に 1 号機の故障が判明して 3 回の入札が不調だったと。今年も 2 回不調となって、もう 1 つの 2 号機も故障となったので、来年にかけて修理から本体交換工事に替えたということであります。

それでは、入札不調になった理由をお示してください

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 入札不調の理由に関する再度の御質疑に答弁いたします。

入札が不調となったことを受けまして、事業者に聞き取りを行ったところ、市の予定価格と事業者の見込額との間に開きがあったこと、入札の時期が冬にかけて繁忙期を迎える秋口に行われたこと、職人の確保が困難であったこと、受注生産のため納期に時間がかかることなどが理由として挙げられております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

不調の原因が、繁忙期に重なって応札可能な事業者が限られたということですね。あとは、機器が旧式なので、多分いろんな更新工事が難しかったと。あとは、市の予定価格と市場価格が離れていた。それで、工期確保が難しい事業者が多かったということでもありますけれども、最初の故障は令和 6 年からですので、2 号機が稼働していたことで、対応が多分後手に回ったのかなというふうに思います。

では、再入札のスケジュールをお示しください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 再入札のスケジュールに関する再度の御質疑にお答えいたします。

1号機ボイラーの本体交換工事につきましては、本定例会に繰越明許費の設定を提案し御審議いただいているところであり、御議決をいただいた場合には、速やかに発注手続を進めることとし、入札が不調となった理由を踏まえ、製品や仕様、繁忙期を避けた工期に見直した上で、最短で令和8年2月の入札を予定しております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 速やかにお願いしたいと思います。

このボイラー代替機にかかる費用を示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 ボイラー代替機の費用に関する再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、原別小学校の故障したボイラーの代替として、新たに業務用ヒーターを39台購入したところであり、その契約金額は236万5000円となっております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

39台のストーブ、これは職員の方が毎朝39台つけて回って、放課後は灯油を運んで入れているというふうに聞いています。

それでは、ほかの小・中学校の暖房設備の点検等の状況をお示しください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 他の小・中学校の暖房設備の点検状況に関する再度の御質疑にお答えいたします。

暖房設備は各小・中学校によって異なり、その内訳は、ボイラーが40校、FF式ストーブが12校、ガス暖房が7校、エアコンが1校、煙突式ストーブが1校となっております。

暖房設備の点検につきましては、専門業者への保守点検業務委託による定期点検や法定点検を実施しており、安全性の確保と安定的な稼働に努めております。

なお、点検時期は暖房設備によって異なり、ボイラーは年1回、FF式ストーブは8年に1回、ガス暖房は3年に1回、エアコンは適時、煙突式ストーブは8年に1回となっております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 すみません。学習環境への影響について、どのようになっているのか教えてもらえますか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○泉宏明教育委員会事務局理事 代替機による学習環境への影響に関する再度の御質疑にお答えいたします。

ボイラーの代替機として購入した業務用ヒーターにつきましては、普通教室をはじめ、特別教室や職員室、廊下などの児童や教職員の活動場所に設置したところであり、11月中旬から稼働しており、室温はこれまでのボイラーを使用していた場合と同等の室温を保っている状況となっております。

代替機の設置に伴う安全対策といたしましては、児童が業務用ヒーターに直接触れるといった事故を防止するための四方を囲むガードの設置や、定期的な換気などを行っております。

また、教職員の負担にならないように、灯油等の運搬などに従事する会計年度任用職員を配置し、継続的に給油を行える体制を整えており、教育委員会の職員が定期的に訪問し、学習環境への影響がないことを確認しております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

先日、原別小学校の暖房を見せてもらいましたけれども、これから寒さがますます厳しくなりますので、何とか冬を乗り切っていただきたいと思います。

そのついでに、以前やりました断熱ワークショップの教室も拝見したんですが、とても暖かいですね。窓枠が木ですから、外気のひんやり感が全然なくて、現在は校内教育支援センターとして使っているんですけども、とても快適だと、そこにいた児童も先生もお話ししておりました。

今回は、1号機・2号機、続けての故障でしたけれども、単なる設備トラブルにとどまらないのではないかなど。これは学校施設の老朽化が、確実に進んでいる学校があるということでもあります。原別小学校に限らず、築年数のたった学校施設では、暖房施設に限らず、電気・給排水・屋根・外壁など、耐用年数を超えた箇所が増えてきております。

現場の先生方も、日々修理を重ねて、教育委員会へ補修をお願いしながら、教育活動を維持しているのは現実だと思います。

子どもたちのいわゆる教育環境を整えるための、やはりタイムラインを少し早めて、計画的な財源確保ももちろん必要なんですけれども、それと併せて再編と更新も一体的に考えて学校施設・設備を進めていく必要があるというふうに申し上げて、この質疑は終わります。ありがとうございました。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、昨年度と今年度の新青森駅駐車場の満車日数を教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 工藤健委員の新青森駅駐車場についての御質疑にお答えいたします。

新青森駅西口駐車場は収容可能台数983台の立体駐車場であり、1日のうち満車

の時間帯があった日数を満車日数として集計しており、令和6年度における満車日数は63日、令和7年度11月末時点での満車日数は23日となっております。

新青森駅南口駐車場は収容可能台数74台の平面駐車場であり、令和6年度における満車日数は111日、令和7年度11月末時点での満車日数は32日となっております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 それでは昨年から今年にかけて、12月29日から1月3日の正月と、お盆は8月13日から16日のほかに、3日以上的大型連休の満車日数を教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

大型連休等における満車日数についてということでありまして、お盆の期間を8月13日から8月15日というふうにさせていただいても、よろしいでしょうか。

〔工藤健委員「はい」と呼ぶ〕

○土岐政温都市整備部理事 はい、ありがとうございます。

令和6年度におきましては、お盆期間を8月13日から8月15日、年末年始を12月29日から1月3日、3日以上の連休は春の大型連休や海の日のほか8回として、計43日間のうち、西口は26日、南口は36日が満車の時間帯がありました。

令和7年度11月末時点におきましては、お盆期間を8月13日から8月15日、3日以上の連休は春の大型連休や海の日のほか6回としまして、計27日間のうち、西口は13日、南口は16日が満車の時間帯がありました。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 今年度は合計27日のうち13日、約半数が一日中ではないにしても満車の時間帯があったということです。ほかに、通常土日であっても、学校が休みのシーズンだったり、あるいは大人の休日倶楽部の期間を含めて土曜日のちょっと遅い新幹線の時間だと、駐車場の屋上しか空いていないという——それで、残りが少ない時もあるって、冷やりとしたケースが私もありました。

では次に、11月29日、30日に行った社会実験ですけれども、先ほど柿崎委員も聞いておりますけれども、成果と課題も含めて、どのように捉えているのか教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 社会実験の成果と課題についての再度の御質疑にお答えをいたします。

新青森駅西口駐車場の社会実験は、駐車場内の乗降場を降車専用とすることにより乗降場の混雑緩和を図ることを目的に、11月29日、30日の2日間にわたって午

前5時半から午後6時まで実施したものであります。

これまで大型連休や年末年始など特定の時期に、新幹線の発着時間帯において、送迎車両が乗降場に集中することで駐車場内に混雑が発生し、新青森駅を利用されるお急ぎの方が乗降場に入れない状況となる場合があります。

こうした状況を解消するため、駐車場に入るルートと乗降場へ入るルートを分け、乗降場を降車専用として試行運用するとともに、お迎えや駅舎内での見送りの方には本駐車場へ駐車いただくこととし、満車の場合には周辺駐車場を御利用いただくこととして社会実験を行いました。

社会実験実施期間中における西口駐車場の利用台数等の計測を行いましたところ、11月29日においては、総入場台数721台のうち、駐車場利用台数は584台、乗降場利用台数は137台、路上の待ち台数は最大で19台。11月30日においては、総入場台数897台のうち、駐車場利用台数は595台、乗降場利用台数は302台、路上の待ち台数は最大で10台でありました。

また乗降場を降車専用としたことで乗降場の混雑が解消され、新幹線を御利用の方がおおむねスムーズに乗車できておりましたことから、社会実験における一定の成果はあったものと考えております。

一方、社会実験の課題としましては、駐車場に入らず駐車禁止エリアに路上駐車する方が散見されたことが挙げられます。

このたびの社会実験の際にアンケート調査を実施しましたところ、6割以上の方が乗降場を降車専用としたほうがいいという結果になりました。

このことを踏まえまして、今後は年末年始のUターンなどで乗降場に滞在する方が多くなる時期でありますことから、混雑状況に応じて降車専用の時間を設けるなどの対応を行い、新幹線を利用の方がスムーズに乗車できるよう、駐車場や乗降場の適正な運用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

降車専用を設けたことで混雑は解消されたということですので、多分これは継続して対応することになるんだと思いますけれども、送ってくる車は降ろして終わりなんですけども、迎えに来る車というのは駐車場を利用することになります。満車にぶつかると多分とても混雑するとは思いますが、特に混雑するケースでは、そうした状況も把握した上で何か対応を含めて検討を重ねてください。

では、以前までホームページで新青森駅駐車場の駐車可能台数を確認できたんですけども、現在確認することはできないのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 駐車可能台数の表示についての再度の御質疑にお答えします。

令和7年度から指定管理者が変更したことに伴い、システム上の関係から駐車可能台数は表示できなくなっておりますものの、現在は指定管理者の検索サイト内におきまして、空車・混雑・満車といった駐車場の稼働状況を掲載しているところがあります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 かつて台数で大体予測ができたんですけれども、いつの間にかなくなって、空車・混雑・満車という表示があると説明は受けたんですけれども、最初探せなかったんです。とても分かりづらいし、アバウトだなあというふうに思っておりますので、ぜひ、できれば以前のようなシステムに戻していただくか、もう少し状況が分かるようにしていただきたいと思います。

あと、今年度に入ってから新青森駅周辺で新たに民間駐車場というのは増えているのかどうか教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 新たな民間駐車場についての再度の御質疑にお答えします。

新青森駅周辺の駐車場台数につきましては、市営駐車場であります新青森駅西口駐車場は 983 台、南口駐車場は 74 台でありますほか、民間駐車場も含めると約 1500 台であると認識しております。

令和7年4月以降は新青森駅周辺の時間貸しの民間駐車場は増えていないというふうに承知をしております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 今年度は増えていないけれども、周辺を合わせると 1500 台ぐらいあるということです。

では、新青森駅駐車場が混雑した時に、利用者からどのような意見が出されているのかを教えてください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 利用者からの御意見についての再度の御質疑にお答えします。

混雑時の御意見ではないものの、市ホームページや令和7年度において指定管理者に寄せられた御意見では、以前のようにインターネットで空き台数表示を見られるようにしてほしいという御意見を数件いただいているところでもあります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 利用者も相応に注意をしておりますけれども、もう随分前からお盆、正月、連休のたびに混雑、満車ということが繰り返されているのは事

実です。

県議会でも質問が行われていて、昨日の答弁にありましたけれども、県としてはJR東日本とも連携の上で、青森市に対して、新青森駅東口の活用を含めて駅利用者の利便性の向上に取り組むよう働きかけていきますとしていました。

それが社会実験にもつながったんだと思うんですけども、送迎時の混雑含めて、やはり連休時の満車の状況を見ますと、新青森駅駐車場の駐車台数が足りないのではないかなというふうにも考えるんですが、駐車場を増やすという考えはあるのか、お示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 駐車場の増設についての再度の御質疑にお答えします。

新青森駅西口・南口駐車場は、青森市道路附属物自動車駐車場条例に基づく道路の附属物である自動車駐車場であり、自動車利用者の利便を図るとともに、安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するために設置をしております。

新青森駅駐車場は、平成22年12月の東北新幹線新青森駅開業以来、多くの方に御利用いただいております。平成29年度には新青森駅西口駐車場に隣接して立体駐車場が整備されるなど、民間駐車場の整備が進んだことにより、新青森駅周辺全体の駐車台数は約1500台規模に増加しております。

また、民間駐車場におきましては、料金体系を新幹線利用者向けに設定した駐車場もあると承知をしております。

本市としましては、新青森駅周辺における必要駐車台数については、それら民間駐車場を含めた地区全体における稼働率や料金体系などのほか、交通実態や需要動向などを総合的に分析し、多角的に検討する必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

周辺の民間駐車場を入れて約1500台。これは多分十分な台数に近いだと思います。でも、その場所、空き情報、そういったものが適切に伝わらなければ、利用者にとっては不安なままなんです。私も余裕を持って行くようにしていますが、もちろん残念ながら間に合わなかった方の声も聞きます。乗り遅れた場合は後続の新幹線に切符を取り直すわけですが、特急券分が損失になるということで、二重にショックを受けるということでした。

全国ではいろんな取組をしております。例えば、予約可能な事前確保型の駐車区画を設けるという事例もありますし、周辺の民間駐車場と連携してそれぞれの空き情報を提供するという方法もあります。

また、満車となる要素・パターン、これはある程度予測可能だと思いますので、

例えばA I を用いて満車の予測表示も可能な時代になってきていると思いますので、まずは止められない不安というのを解消することだと思います。

指定管理者だけでは、そこまでできないかもしれませんが、重要な交通結節点——玄関口である青森市の役割を考えますと、混雑、満車で安心して利用できない駅ではなくて、やはり計画的に安心して利用できる駅へ、中長期的でも見据えた、そういった解決策を検討していただくことを要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

では最後に、6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費に関連しまして、ホタテガイ養殖ですけれども、海水温の上昇による母貝・稚貝の死滅など、陸奥湾のホタテガイ養殖が危機的状況であります。幾つか確認させてください。

湾内での稚貝の確保が厳しい現状ですけれども、湾外からの持込みというのは難しいということでもあります。一部漁業者からは、その可能性ももう探るべきではないかという声もありますし、現実には、湾外のホタテも一般に食されており、海外輸出もしているのに、なぜ湾内にこだわるのかという声も聞こえてきます。

陸奥湾外からの稚貝の持込みによる影響を示していただけますか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤健委員の陸奥湾外からホタテガイ稚貝の持込みによる影響についての御質疑にお答えいたします。

貝類の移入により貝毒の発生が危惧される場所ではありますが、ホタテガイ等の二枚貝は、毒を持った植物プランクトンを摂取することで、毒が貝類に蓄積され毒化し、その貝を人間が食することで食中毒が発生することとなります。

このことから、青森県におきましては、陸奥湾において、養殖ホタテガイを定期的に貝毒検査を実施しており、国の規制値を超える毒力が検出された場合に出荷自主規制措置が取られているところであります。

貝毒は、大きく分けまして麻痺性貝毒と下痢性貝毒が知られており、陸奥湾においては、これまで麻痺性貝毒が検出されておらず、かつ、麻痺性貝毒原因プランクトンも見られておりません。

陸奥湾外で生産された貝類の湾内への放流や蓄養により、麻痺性貝毒原因プランクトンの休眠孢子等が混入し、増殖することで麻痺性貝毒が発生する危険性があるものであります。

このため、青森県におきましては、漁業協同組合や陸奥湾沿岸の漁業協同組合で組織します、むつ湾漁業振興会及び市町村に対しまして、陸奥湾外からの種苗移入について注意喚起を行っているところであります。

また、むつ湾漁業振興会におきましては、県の注意喚起をも踏まえ、高水温被害が発生している今年度においても、陸奥湾外からのホタテガイ種苗の移入については行わないこととしたと伺っております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

陸奥湾の貝毒と湾外の貝毒の特性というのが分かります。陸奥湾外では麻痺性の貝毒、湾内では下痢性の貝毒ということで、麻痺性貝毒のほうは毒性が強いということですね。さらに、プランクトンが貝毒を媒介するので、ほかのホタテにも影響を及ぼすということだと思います。

でも、このままでは壊滅してしまうんじゃないかと。湾外から稚貝を持ち込まないと、陸奥湾のホタテは終わってしまうんじゃないかという、そういった危機感も持っている漁業者も現実にはいるんですね。

ただ、この点についてはもちろん陸奥湾全体が影響を受けることですので、今後の慎重な議論が必要だと思います。

では、もう1つ、ホタテガイ養殖残渣についてお伺いしますけれども、残渣の処理状況を教えてもらえますか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ養殖残渣の処理状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

ホタテガイ養殖残渣につきましては、養殖する際に発生する有機物のこととなり、養殖施設や養殖籠等に付着する二枚貝類やホヤ類等の付着生物のほか、ホタテガイの貝殻が含まれ、生産者は一般廃棄物として適正に処理する必要があります。

本市におきましては、ホタテガイ養殖残渣を青森市一般廃棄物最終処分場で受入れ、埋立処分を行っております。

本市の一般廃棄物最終処分場におけるホタテガイ養殖残渣の受入れ量につきましては、令和2年度が約2180トン、令和3年度が約1990トン、令和4年度が約1540トン、令和5年度が約1680トン、令和6年度が約620トンであり、令和7年度は10月末現在で約960トンとなっております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 昨年・今年が少ないのは、それだけ死貝が多いということですね。例年ですと約2000トンあるということです。

漁業者からは、陸へ上げた残渣の処分について、もちろん処理費用もそうなのですが、海へ戻さなくなってから海洋環境が悪化したという、そういった声があると聞いています。

県も、残渣を海に戻すことへの影響について今現在検証中だということでありまして、ホタテガイ養殖残渣の陸上処理にしたことで、海洋環境に及ぼした影響についての科学的根拠とございますか、エビデンスはあるのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ養殖残渣の海洋環境への影響についての科学的根拠ということについての再度の御質疑にお答えいたします。

ホタテガイ養殖の陸上処理が海洋環境に与える影響につきまして、その因果関係

を調査した知見はありませんが、漁業者等からの意見交換等をしていく中では、海の栄養分が少なくなった、ホタテガイの貝殻がもろくなったなどというお話を聞いているところでもあります。

一方、海洋環境のうち、ホタテガイの餌環境につきましては、植物プランクトン量の指標となりますクロロフィル量は、青森県産業技術センター水産総合研究所の調査によりますと、令和7年10月時点で、陸奥湾西湾では平年並み、東湾では平年よりやや高い数値を示しております。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 因果関係の調査結果はないということですが、餌になるプランクトンの量で言えば、西側は平年並みで東側がむしろ高い数値になっているということです。

漁業者にとっては感覚的なものなのだと思うんですけども、現場の実感というものもある程度信じるに足るものがあるのかもしれないと思います。

広島のカキなんですけど、今年、9割が大量死しているという——もともとカキというのは二、三割は死ぬんだそうです。それでも9割が大量死しているということで、原因が海水温の高さ、そしてまた、雨が少なかったので塩分濃度の上昇ではないかというふうに言われております。

ホタテガイの生育について、塩分濃度の影響というのはあるのかどうか伺いたします。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ養殖への塩分濃度の影響についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県産業技術センター水産総合研究所に確認いたしましたところ、陸奥湾において、塩分濃度の変化がホタテガイの生育に大きな影響を与えた事例はこれまで見られていないとのことであります。

○赤平勇人委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。ありがとうございます。

今月の22日には実態調査結果が判明するということですので、結果を踏まえて今後の支援、対応が必要になるものと思います。

最後に、高水温という、いわゆる後戻りできない環境変化だと思うんです。試行錯誤しながら、いろんなデータとかいろんな調査結果、エビデンスを基に、あらゆる可能性・リスクを、多分今探っている現状だと思うんですけども、養殖漁業だけではなくて、資材メーカー、加工業者までを含む産業全体をどう守るかということになっていくんだと思います。

市としては、もちろんホタテガイ養殖漁業者が最優先であるというのは分かるんですけども、ホタテ産業を一つの単一業種ではなくて、ぜひ地域経済の基盤というふうに捉えて、サプライチェーン全体に支援の方針を示すこともこれから検討し

ていただきたいと申し上げて、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○赤平勇人委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 自民クラブ、澁谷でございます。よろしく申し上げます。

まず最初に、昨日、市民の方から、物価高騰対策支援について青森市は、これから何を考えているんですかというお尋ねがありまして、家計を預かる奥様方は灯油の補助がいいと。ただ、旦那さん側は、やはり自分の自由になるお金がいいので現金給付をぜひお願いしたいというようなお話で、家族の中で、夫婦の中でと、うちの中では、今の支援策について大分皆さんが御興味をお持ちになっているので、青森市のためになるように、青森市民のためになるような支援策をお願いしたいと思います。

まず、除排雪についてお伺いたします。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して質疑をさせていただきます。

昨年度の青森地区における事業者向けの雪捨場の稼働状況をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 澁谷委員の雪捨場の稼働状況についての御質疑にお答えします。

青森地区では、令和6年度に30か所の事業者向け雪捨場を設置しており、このうち、シーズン中に稼働したのは21か所であります。

なお、未稼働の主な理由としましては、事業者からの利用申請がなかったこと、隣接する雪捨場に余力があり、稼働させる必要がなかったことが挙げられます。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

まず、事業者からの利用申請がなかったこと、隣接する雪捨場に余力があり、稼働させる必要がなかったというように御答弁なさいましたが、昨冬における除排雪の中で雪を捨てる場所が足りない、なかなか捨てられる場所が近くにないというような事業者のお話を多く伺っておりました。

30か所もあるのに、実際に稼働した場所は21か所であるということであれば、その開けなかった理由について、当然、担当課では希望したところに行けなかった事業者に対してはきちんと説明をされているものだと思いますが、今年度の除排雪事業実施計画の中に、「雪捨て場の確保と効率的な運用」というところがありました。果たして、ここに記載されているように、実際にこの雪捨場の効率的な運用ができていたのかどうかというところに大変疑問を持っております。

次に、雪捨場を稼働させる際の基準についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 雪捨場の稼働基準についての再度の御質疑にお答え

します。

本市における事業者向け雪捨場の稼働管理は、令和5年度に導入した青森市除排雪業務総合管理システムにより実施しており、この流れとしましては、雪捨場の整正事業者が、その日の受入れ可能台数をシステムに入力、出動指令を受けた除排雪事業者が利用したい雪捨場の利用申請を行うとなっており、受入れ可能台数を超過した場合や、利用申請が極端に少ない場合は、本市担当職員が近隣の雪捨場に振り分けるといった調整を行って稼働させております。

以上であります。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 その日の受入れ可能台数をシステムに入力するとありましたが、入力したところで、その雪捨場が開かなかつた、開けなかつたという場合もあるのではないかと考えております。

出動指令を受けた事業者が自分の工区、幹線、補助幹線——現場から近い雪捨場に行ったほうが、往復で40分かかるところを、1時間20分かけてでも海に捨ててに行くようにと指令を受ければ、やはりその1時間20分のところに行かなければならない。であれば、雪を片づけるのに、雪捨場がなければ雪は片づいていかないという現状があると思います。

パトロールの際にもそれは、よく事業者の方とも相談なさっていることとは思いますが、この雪捨場の振り分けには、もっともっと事業者からきちんと情報を聞き入れて運用していったほうが、雪捨場はきちんと利用されているなというように見えるのではないのかなと。

それと、30か所あるうち21か所です。市有地であれば、確かに開ける、開けないは担当課で判断をしてもいいとは思いますが、民有地であれば、市の雪捨場の登録業者になっているところでは、市がそれを一体に管理をして稼働状況というか、振り分ける調整を行っているのですしたら、最低保障の部分、その管理になっている事業者がリースで機械を置いている、その1か月のリース代というのは、多額であります。

そういった部分も考えて、今後の雪捨場の状況なり、取組状況なりを検討し直してみるのも、一つの改善方法になるのではないかと考えています。

次に、除排雪事業者による位置情報アプリの利用状況をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 位置情報アプリの利用状況についての再度の御質疑にお答えします。

本市では、除排雪作業による道路附属物等の損傷軽減とオペレーターの負担軽減を図ることを目的に、国立研究開発法人土木研究所が開発したマンホールや橋梁ジョイント等の道路附属物等の位置を除排雪作業オペレーターに音声ガイダンス等で伝えるスマートフォン用の道路附属物位置情報提供アプリを令和5年度から各除

排雪事業者へ紹介をしております。

令和6年5月に実施しました事業者ヒアリングでは、令和5年度の除排雪業務に従事した事業者のうち、約3割から利用したとの回答がありました。

本アプリの導入効果としましては、新入オペレーターの教育に適している、急遽応援で作業する際には役立つといった意見がありました。

以上であります。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この位置情報アプリの利用状況なんですけど、オペレーターの方は、自分の持っている工区なりを、危険箇所はきちんとメモをして、その会社の中、または下請業者なり、孫請業者なりと、手伝っていただいている方々と情報交換をよくしているように私は思っていました。

確かに新入オペレーターの方には、このアプリというのは、使いやすい、あったほうが便利だという方もいらっしゃると思いますが、114者中31者と、約3割しかいない中で、果たしてこのアプリを使い続けて、事前ヒアリングまたは町会と事業者と市役所との事前説明のときでも、このアプリの必要性というのを、議論なされたことがあるのかというところから今回、質疑をさせていただきました。

続いて、位置情報アプリの利用を増やすために、今後、市の取組としてどのようなことをお考えになっているのかお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 位置情報アプリの利用を増やすための取組についての再度の御質疑にお答えします。

本市では、東青除排雪協会との意見交換のほか、毎年実施しております除排雪事業者向けの説明会やオペレーター向けの安全講習会など、様々な機会を捉え、主に経験の浅いオペレーターによる活用を促すために、位置情報アプリを紹介しております。今後も同様にしていく考えであります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

今後もこのアプリを使うのであれば——やはり事業者は、事前に雪が降る前に自分の担当地区のマンホールの確認、危険箇所の確認、側溝の蓋でも同じだと思います。マンホールの蓋の周りの穴埋めをするのも、事業者で行っているところもあれば、やはり担当課に、少しでもこういう危険箇所があるということを知っていただきたいと思って、穴埋めをお願いできませんかという御相談が担当課に、もしくは道路維持課に寄せられているのが実情ではありませんかと、私はお伺いしたいと思いますが、このアプリを導入するのは、確かに予算がかからなくて便利でいいかもしれませんが、実際にパトロールをしている市職員も、分かっているもそ

の穴埋めがなかなかできず、また翌年には同じ箇所でぶつかったり、少しここが危険だというようにしていても、それが改善されなければ、アプリがある意味もないと思います。

なので、これを取り入れるのであれば、もっともっと除排雪体制の中で何が問題になっているかというところも、一緒に考えて検討を続けていただきたいと思います。

この項については、以上で終わります。

次に、市民病院についてお伺いたします。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費に関連して質疑をさせていただきます。

経営統合に当たり、現在の市民病院及び浪岡病院が保有する負債・債務の処理の考え方をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 市民病院及び浪岡病院の負債・債務の処理の考え方についての御質疑にお答えいたします。

市民病院及び県立中央病院では、本年3月に策定した共同経営・統合新病院に係る基本計画でお示ししておりますとおり、統合新病院の円滑な開院のためには、同一組織の下での両病院の融合が重要であると考えまして、開院に向けた諸準備に取り組むことを念頭に置き、令和10年4月頃をめどに企業団の設置に向け、現在、準備を進めているところであります。

統合新病院開院までの現病院の経営につきましては、企業団が設置された以降も、市民病院及び県立中央病院の会計を区分し、統合による経営の効率化は想定しますものの、市及び県がこれまでと同様に、おのおのの病院を実施する政策医療等に対する負担や赤字補填などについて、それぞれが責任を持つものとしております。

また、統合新病院の開院時点における旧病院の負債・債務についても同様に市及び県がそれぞれ責任を持って処理することを原則としております。

一方、浪岡病院につきましては、病院経営として、新病院と一体的に運営したほうが効率的でありますことから、企業団の枠組みの中に統合することを基本に検討しておりますものの、会計の区分といたしましては、経営統合の有無にかかわらず、これまで同様、引き続き、浪岡病院として市の責任による負債処理を行っていくことを想定しております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

浪岡病院は統合新病院には含めないでいただきたい。私はずっとその言葉だけがただ残っているんです。統合新病院が、もう令和10年4月頃をめどにということで、設置に向けた準備の中、この負債・債務に当たる部分というのは今後も継続し

て、青森市の負債・債務として考えていかなければならないときに、おおよそ、現状の体制ではなかなか難しいことも承知はしておりますが、市民病院における現在の負債の状況をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 市民病院の負債の状況についての御質疑にお答えいたします。

今定例会に提案しております、令和7年度青森市病院事業会計補正予算案における令和8年3月31日時点の予定貸借対照表上、市民病院の固定負債及び流動負債の合計額は約88.6億円となっております。

その主な内訳といたしましては、今定例会に提案しております経営改善推進事業債を含む企業債が約39.7億円、退職給付引当金が約28.8億円、他会計からの長期借入金が約5.7億円、一時借入金が3億円となっております。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

なかなか、すばらしい金額だなと思いますが、これまでに積み重ねてきた地域医療を守る意味で、個人病院の不採算に当たる部分を市民病院が担ってきたのも事実ですし、また、患者が増えることによって、市民病院自体が潤うということもありますけれども、そこには、診療科目の中にきちんと常駐していただける医者がいれば、また、市民病院・浪岡病院で働く看護師の方がいてこそ、病院の運営というのはできるものだと、私はそう教わってきましたので、この負債の状況を今後も継続して青森市の負債として処理していく中で、10年・20年後もこの病院が経営統合した後でも、きちんと維持をできるような経営統合の体制づくりを行っていただきたいというように考えております。

次の質疑は、それぞれの負債についてどのような処理方法が考えられているのでしょうか、お示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長 負債の処理についての御質疑にお答えいたします。

それぞれの負債につきましては、他団体の処理方法等を参考に検討しているところではありますが、その一例を挙げますと、企業債については、それぞれの償還期間に応じて、統合後も市が引き続き償還することとし、うち統合新病院に引き継げる医療機器等に係るものについては、統合新病院において償還するなどが考えられます。

また、退職給付引当金につきましては、統合新病院開院後に退職する職員に対する退職前までに市が負担すべき期間分について、退職時に退職給付を行う際に、市が責任を持って負担することにより対応することなどが考えられます。

また、借入金につきましては、一般会計出資債を活用し、長期での返済に替えるなどの方法が考えられます。

いずれにいたしましても、負債の処理につきましては、その時期や手法につきまして、本市の厳しい財政状況を踏まえながら、引き続き、関係法令や県等との確認、調整を行いながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

それぞれの負債は今後も引き続き償還していくこととするということで、長期にわたって支払わなければならないことは十分に分かるんですが、その処理方法というのは、他都市も同じように苦しんでいるところがたくさんあるので、この1年ないし2年の中で、中核市であるとか、不採算である病院、公営の病院をどのようにこの財政を持っていけばいいのかという陳情を国に行っている都市がたくさん出てきたようにも感じておりました。

青森市民病院だけでなく、浪岡病院だけでなく、青森県立中央病院も同じ苦しいところがあるんだと私は思いますので、ぜひそういったところを議論しながら、今後の統合新病院に向けて、よりよい体制をつくっていただきたいと思い、この項は終わります。

次に、青森市役所のねぶた制作についてお伺いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連してお伺いいたします。

まず、制作委託料の推移についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 澁谷委員の青森市役所ねぶたにおけます制作委託料についての御質疑にお答えいたします。

青森市役所ねぶたにおけます制作委託料は、ねぶた本体の制作に要します針金や和紙といった原材料のほか、制作に携わるねぶた師、制作補助作業員等の人件費として支出しております。

過去3年間におけます制作委託料につきましては、令和5年度が414万円、令和6年度が460万4000円、令和7年度が同額の460万4000円となっております。

以上です。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この制作委託料、少しだけ、ねぶた師の方に制作委託料は足りているんですかということをお尋ねする機会がありまして、伺ったところ、わあっと思いました。他の団体の委託料というのはどのぐらいのものなのか、私は全然分かりませんが、ねぶた師もなかなか大変なところがあるんだろうなと思いました。

次に、ねぶた本体制作委託料について、今後、人件費や物価高騰により、ますます高額になると予想されます。

協賛を募ることも考えていくべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 協賛を募ることに対する本市の考え方についての再質疑にお答えいたします。

青森市役所ねぶたは、青森市と青森市職員互助会が共催で運行しておりまして、青森ねぶたの保存・伝承や青森ねぶた祭という観光資源の充実、さらには、本市職員の福利の増進や育成を目的としておりますことから、これまで民間企業等からの協賛を募らず、市と市職員互助会で負担金を出し合い、運行してきたところであります。

しかしながら、昨今の人件費や物価の高騰を踏まえつつ、持続可能なねぶた運行を継続していくためには、安定的な財源の確保が必要でありまして、また、近年、クラウドファンディングなどの新たな資金調達手法が活用されている事例もありますことから、委員御提案の民間企業等からの協賛金を募ることにつきましては、前向きに検討してまいります。

以上です。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

たまたま今年、自衛隊のねぶたと青森市役所のねぶたが、柳町の交差点のところで並んだときに、自衛隊のねぶたに参加していた青森市在住の方々から、なぜ青森市は協賛を集めるようなことをやらないんだろうと。自分たちは青森市に企業を置いていて、何かしらで寄附をしたいと思っても、何に寄附をしたらいいのかよく分からないし、ねぶたを見れば、全然協賛という形が見えなくて、いつまで自助努力で今後も継続しなければいけないこのねぶたをやるつもりなんだというようにちょっと聞かれたのがきっかけで、今回初めてこのねぶた制作とはどういうものなのかをお伺いさせていただきました。

ねぶたは、この先5年も10年も続けていかななくてはいけない青森市の大事な産業の一つですので、ぜひそういった寄附をしてあげたいという方々からは、優しくいただいて、それを青森ねぶた祭の活性化に反映できるように考えていただきたいというように思います。

この項は以上で終わります。ありがとうございます。

次に、ごみ袋についてお伺いいたします。

4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費に関連してお伺いさせていただきます。

令和8年度からの指定ごみ袋の概要についてお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 澁谷委員からの指定ごみ袋についての御質疑にお答えいたします。

黒石地区清掃施設組合の解散に伴いまして、同組合の指定ごみ袋が浪岡地区で使用できなくなることから、本市では、これまで青森・浪岡地区で異なっている指定ごみ袋につきまして、令和8年度から現在の青森地区と同様のものに統一すること

としております。

統一に当たりましては、指定ごみ袋の色、容量、形状、厚さ等の規格のほか、デザイン等を定めた青森市指定ごみ袋に関する要綱を改正し、令和7年11月に、本市に指定ごみ袋の製造登録をしております事業者に変更点を通知したところであります。

現在、青森地区で使用されている指定ごみ袋からの主な変更点につきましては、1つに、浪岡地区の方は黒石地区清掃施設組合指定のごみ袋を使用してくださいという旨の注意書きを、まず削除すること、2つに、ごみの分別・リサイクルが掲載されております市ホームページに遷移する二次元コードの追加を行っているところであります。

これによりまして、さらなるごみ出しマナーの向上と、分別の促進を図ることにより、ごみ減量化が着実に推進することを期待しているところであります。

なお、令和8年度以降におきましても、同組合指定のごみ袋を使って出された場合でも、当分の間はこれまでどおり収集することとしております。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

次に、市に登録している指定ごみ袋の製造業者は何者ありますでしょうか、お示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 ごみ袋についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市指定ごみ袋製造事業者として登録されております事業者数に関しましては、令和7年11月時点で6者となっております。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 次に、市は指定ごみ袋の品質についてどのように確認しておりますでしょうか、お示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 ごみ袋についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市指定ごみ袋に関する要綱におきまして、指定ごみ袋に関する色や材質などの品質について規定しております。

色につきましては、他自治体の事例を参考に、積雪時でも視認しやすく、内容物が識別しやすい、黄色半透明とし、材質につきましては、焼却時にダイオキシン等の有害物質が発生しにくく、安定供給が可能であり、比較的安価なポリエチレンを採用しております。

また、形状や引っ張り強度、伸び率などにつきましては、ポリエチレンフィルム関連の日本産業規格、いわゆるJIS規格に適合する基準を規定することで、袋の強度を確保し、破袋の防止や安全な収集作業の実現を図っております。

指定ごみ袋の品質の確認につきましては、当該要綱に基づき、指定ごみ袋製造の

登録申請の際、産業標準化法に規定する登録認証機関等が発行しました検査結果を証する書類を事業者に提出させることにより確認しております。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

このごみ袋について、製造事業者、もしくは製造メーカーから、相談があったんですが、まず、いろいろ思い出してきたのが、黄色の半透明にしたのは、カラス対策で黄色がいいというように考えて、一番最初に青森市の指定ごみ袋を黄色にしましょうというような話で進んだのが、私が議員になる前からだったんです。

それに続いて、伸びたほうが品質的にいいのか、それとも破れにくいもののがいいのかということで、青森市でつくった仕様書を私は見たことはありませんが、製造事業者、メーカーがそれぞれ危惧しているところが、やはり最近、販売している店舗によって、規格がきちんと満たされているのか、いないのかというところに、疑問、着目しているところがあります。

というのも、仕様書どおりにきちんと作っています。作っているので、きちんとその証明書も出ます。ですけれども、作っている製造事業者は、それぞれ使う材料も違えば、品質も違います。なので、できた見た目が、本当にこれが黄色い半透明なのかというところは、私たち市民の目で見てもよく分かりませんし、プロである事業者の方々からすれば、やはりそこはちょっと製造方法が違うよねと。そういうのが混ざった状態で、このごみ袋の在り方というのが、本当にいいのかどうなのかというところを、ずっと言えなかったんですけれども、やはり、きちんとどこかで、もう一度最初に返って見直していただきたい部分もあるということを言われましたが、指定ごみ袋を市内に本店・支店を有するところで製造しなければならないという基本条例にのっとりした仕様書ではないだろうし、また、買う消費者側には、青森市の指定ごみ袋ですよというように記載されていれば、どこで買ってもそれは捨ててもいい、燃えるごみに使ってもいい、半透明の黄色いごみ袋でしかありませんし、大変これは難しい問題だなと思っております。

今、浪岡地区も、青森市清掃工場にごみを捨てることになって、QRコードも記載されるようになってというように、ちょうど切替えの時期としては、言うタイミングかなと思って、今回質疑をさせていただきました。

その上で、最後に、質疑をさせていただきます。

指定ごみ袋の品質が市の基準を満たさない場合、製造事業者に対し、どのような対応をするのか、お示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 ごみ袋につきましての再度の御質疑にお答えします。

青森市指定ごみ袋に関する要綱では、製造登録の有効期間を2年間と定めており、更新手続等の際には、製造事業者からごみ袋のサンプルと検査結果を証する書類を提出させるなど、市の定めた基準を満たしているか確認しております。

なお、これまでに市の定めた基準を満たさなかった事例はありません。

今後におきましても、要綱に基づき、更新手続等の際に随時確認するほか、指定ごみ袋が市の定める規格等に適合しないと認めるときに関しましては、指定ごみ袋の製造事業者に対して適切に指導を行ってまいります。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 適切に指導を行ってください。よろしくお願いいたします。

この項については以上で終わります。

最後に、ホタテガイ生産安定対策事業について、6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費に関連して、お伺いさせていただきます。

まず、ホタテガイ親貝確保の取組状況をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員のホタテガイ親貝確保の取組状況についての御質疑にお答えいたします。

陸奥湾におきましては、ホタテガイは、2月から4月にかけて産卵期を迎え、受精後1週間程度で海中を浮遊する幼生——ラーバとなります。

この幼生は4月中旬から5月下旬にかけて、漁業用のロープや海藻類等に付着する状態になりますことから、この時期に漁業者は採苗器を投入し、稚貝を採取しているところであります。

ホタテガイ養殖は自然発生するホタテガイの幼生を利用しますことから、十分な量の親貝確保が必要となり、安定採苗に必要な親貝の保有枚数は、陸奥湾全体で1億4000万枚と言われております。

一方、近年は、高水温によるへい死等により、親貝保有枚数が減少しており、令和元年以降、安定採苗の目安とされる1億4000万枚を下回っている状況であります。

令和4年におきましては、親貝数が少なかったことに加えまして、水温や風向等の自然条件の影響から、採苗器への稚貝付着数が大幅に減少しております。

このことから本市では、親貝確保のために、ホタテガイの地まき放流を行う漁業協同組合の取組を支援するホタテガイ母貝確保対策事業を令和5年度から実施しているところであります。

同事業の実績といたしましては、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合の合計で、令和5年度は53トン、令和6年度は51.3トン、令和7年度は50.8トンのホタテガイの地まき放流が行われたところであります。

また、令和5年度におきましては、1月から3月までのホタテガイ成貝の出荷を抑制し、産卵後の出荷を促すため、4月以降に出荷を行う際のホタテガイのへい死や歩留りの低下リスクを補填するむつ湾漁業振興会の基金に対しまして、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業により800万円を拠出したところであります。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

次に、地まき放流を行ったホタテガイの現状をお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 地まき放流を行ったホタテガイの現況についての再度の御質疑にお答えいたします。

ホタテガイ母貝確保対策事業により、地まき放流を行ったホタテガイにつきましては、漁業協同組合が放流地点付近の潜水調査を行っております。

近年、陸奥湾では海水温の上昇により、ホタテガイのへい死被害が続いているものの、漁業協同組合によりますと、地まき放流地点周辺でのへい死は見られておらず、水深の深い海域へ移動している可能性があるとのことでありました。

なお、地まき放流開始以降の本市におきます稚貝付着数につきましては、令和4年度調査では、採苗器1袋当たり417個であったものに対し、令和5年度は1298個、令和6年度が3099個、令和7年度が2万4128個となっております。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 プロのダイバーによる調査を行っても、やはりダイバーがなかなか見に行けない部分も、海の中はあるのではないかとこのように思います。

水中ドローンというものが今、なかなか発達して、他都市においては、そのドローンを使って自分のところの漁場——海の中がどのようになっているのかという調査を行っているところもあります。

青森市もせっかく漁業協同組合と一緒に地まき放流をしたのであれば、やっぱりそういう調査が必要ではないかなというように思います。

最後の質疑ですが、水中ドローン等を活用して放流したホタテガイの現状を市として確認する考えはないのか、お示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 水中ドローン活用によるホタテガイ母貝の確認についての再度の御質疑にお答えいたします。

地まき放流を行いましたホタテガイにつきましては、市内漁業協同組合が放流地点での現況調査を確認しておりますが、その一方で、他地域におきましては、水中ドローン等を活用いたしまして、放流後の状況を詳細に確認している事例も伺っております。

近年の高水温の影響等により、本市のホタテガイ生産は、不安定な状況が続く、漁業再生に向けた親貝確保等の取組をより効果的に行う必要がありますことから、水中ドローン等を活用した地まき放流後のホタテガイの状況や海底環境等の現況調査の実施について検討してまいりたいと考えております。

○赤平勇人委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この水中ドローンを活用した海中の調査、私がお伺いしたところ、大体約2時間

ぐらいで海底調査を行うのですが、実際に水中ドローンを入れて調査をすれば、10分程度で調査が終わるそうなんです。

ただ、その漁場によっては、プロの船というか、プロの方でないとなかなか船頭をしていただける方もいないんですけれども、やはりその漁業協同組合でも自分のところのホタテが基幹産業ですので、それを守るためにも、青森市も漁業協同組合も、せっかくこういう支援策を少しずつ行っている中ですから、やっぱりこの先のホタテの生育状況がどうなのかというものを、調べる、知るにしても、こういった活用をやっていったほうが基幹産業は守れるのではないかなというように思います。

以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○赤平勇人委員長 次に、関貴光委員。

○関貴光委員 自民クラブ、関貴光です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費に関連して、鶴ヶ坂地区の水道施設整備について質疑いたしたいと思います。

まず、鶴ヶ坂地区の水道整備に向けた令和7年度の事業の進捗状況についてお示しく下さい。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 鶴ヶ坂地区の水道施設整備についての御質疑にお答えいたします。

鶴ヶ坂地区は、市内の給水区域内で唯一の水道未整備地区であるため、以前から鶴ヶ坂町会西部第5区連合町会の連名により、早急な水道整備を求める要望書が提出されてきたところであります。これを受け、水道部では昨年、鶴ヶ坂地区住民の皆様の飲料水への不安解消を図り、健康で文化的な生活を守るため、簡易水道での整備を前提に、事前調査等を行うことを決定し、令和7年度から着手することとしたものであります。

今年度実施した調査等の内容は、水道施設整備に必要な基礎データを整理するため、1つには、水道管を布設する際に支障がないかを調べるための道路の地下埋設物調査、2つには、水道水源として地下水を利用する際の条件を把握するための水源開発に係る規制等の確認、3つには、地下水源の分布や深さの参考とするための既存井戸に関する公的資料の収集、4つには、令和8年度以降に外部委託する調査内容等の検討であり、これらの調査等については、11月に全て完了しているところであります。

○赤平勇人委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

事前調査をもう行って、11月に完了しているということでありました。

令和7年度に実施した事前調査等の成果をお示しく下さい。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 事前調査等の成果についての再質疑にお答えいたします。

今年度実施いたしました事前調査等の成果であります。1つ目の道路の地下埋設物調査につきましては、地下埋設物占有が想定される関係機関、事業者に照会し、地区内の道路の地下埋設物の状況を確認しており、水道管布設に支障となる埋設物はないことを把握しております。

2つ目の水源開発に係る規制等の確認では、鶴ヶ坂地区の北側、具体的には鶴ヶ坂駅から浪岡方面に約400メートルの地点から戸門川までの範囲になりますが、こちらが青森市公害防止条例第23条に基づく地下水の採取を規制する地域となっているため、原則取水井を設置できないことを確認しております。

3つ目の既存井戸に関する公的資料の収集につきましては、平成15年度に実施された鶴ヶ坂地区を含む市内の井戸の調査結果を入手し、取水井を整備する位置や深さの参考として活用することとしております。

4つ目の令和8年度以降に外部委託する調査内容等の検討につきましては、水循環の量的把握や、地下水の分布状況を把握するための水門調査、帯水層の分布状況を調査するための二次元探査、取水井の水量及び水質調査、基本設計等が必要であると取りまとめたところであります。このうち水門調査につきましては、今年度以前倒して実施しているところであります。

これら事前調査等の成果は、今後の同地区の水道施設整備計画に活用していくこととしております。

以上です。

○赤平勇人委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

現時点で把握できている条件、課題が整理されているということを確認できました。特に地下水の採取に関する規制区域が存在するというものであります。

水道未整備という状況の中で生活してきた住民の皆さんにとって、規制とか調査というとなかなか、事業が遠のいてしまうんじゃないかというようなふうなお話もいただいております。

その中でやっぱり、地域の方々にどうやって説明していくかというのも今後重要なことと考えることから、再質疑を行います。令和8年度以降の予定についてお示しください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 令和8年度以降の予定についての再度の御質疑にお答えいたします。

鶴ヶ坂地区の水道整備に関する今後の予定につきましては、まず、現在実施しております水門調査の結果を踏まえまして、より詳細に地下水の状況を把握するため、地中の電気抵抗を測定することにより、帯水層の分布状況を調査する二次元探査を来年度実施する予定としております。

令和9年度以降は、この二次元探査の結果を基に、取水井の水量及び水質調査を行い、その後基本設計・詳細設計を経て、工事着手へと段階的に進めていくことを想定しております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

事業は着実に動いているということを理解しました。

先ほども申し上げましたとおり、実際に本当に実現するのかというふうな、鶴ヶ坂の方からもやっぱりお話等がありますので、ぜひ今後、調査や設計の節目ごとに丁寧に説明して、地域に寄り添った事業を進めていっていただくことを要望して、この項を終わらせていただきます。

次に、2款総務費2項徴税費1目課税費に関する、令和7年度税制改正に伴う税収について質疑いたします。

昨年度行われました令和7年度の税制改正において、所得税の非課税限度額が引き上げられ、いわゆる103万円の壁と言われているものが、160万円に引き上げられました。この壁については、所得税の基礎控除と給与所得控除の見直しにより行われたものです。住民税については、そのうち給与所得控除見直し分が影響し、減収となるとされております。

そこで質疑いたします。この給与所得控除の引上げによる市税収入の減収見込額をお示しく下さい。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 給与所得控除の引上げに伴う市税の影響額についての御質疑にお答えいたします。

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対応として、所得税の基礎控除及び給与所得控除の最低保障額の見直しが行われ、非課税限度額である、いわゆる103万円の壁が160万円に引き上げられ、令和7年分の所得税から適用となっております。

このうち、住民税においては、基礎控除額の引上げについては適用とならなかったものの、給与所得控除については、所得税と同じ算出方法であることから、令和8年度分以降の税収に影響を及ぼすこととなります。

具体的には、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられたことにより、給与収入190万円以下である者に影響が及ぶこととなり、令和7年度の課税データを基に試算いたしますと、対象者は約1万7000人、市税の減収額は約7500万円と見込まれます。

○赤平勇人委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

令和7年度の改正により市税収入の減収が見込まれる額は約7500万ということ

で理解いたしました。

現在、国において来年度の税制改正の検討が進められております。この160万円の壁をさらに引き上げる方向性で検討がされております。これについても、市税収入への影響を懸念されることから再質疑いたします。

今後市税収入への影響が懸念されますが、市の認識、どのように捉えているのかお示してください。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 税制改正に伴う市税減収に対する市の考え方についての御質疑にお答えいたします。

令和7年度の税制改正では、現下の物価動向における人手不足への対応として働き控えの解消など、様々な働き方改革の取組を進めていく中で、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が低額であることに対する物価調整が行われたものであり、また、地方税財政への影響にも配慮した内容となっておりますことから、一定程度理解が得られるものと考えています。

個人住民税は、都市自治体における最大の税目であるとともに、住民に身近な行政サービスの基盤となるものであります。

今後におきましても、何らかの見直しが行われる場合においては、行政サービスに支障を来すことがないように、国の責任において、地方一般財源総額を確保することを全国市長会等を通じて求めてきたところであり、引き続き、様々な機会を捉えて要望してまいります。

○赤平勇人委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

言うまでもなく、地方税収が減となることによって、行政サービスに支障を来すことがあってはならないと考えております。

引き続きしっかりと国に対して要望するということはもちろんであるんですけども、昨日大矢委員からもあったように、宿泊税の導入だとか、企業誘致して法人税等、固定資産税などの税収の確保というのも、ぜひしていただければなど要望を申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○赤平勇人委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第137号「令和7年度青森市一般会計補正予算」から議案第149号「令和7年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計13件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第 137 号「令和 7 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 149 号「令和 7 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算」までの計 13 件についてお諮りいたします。

議案第 137 号から議案第 149 号までの計 13 件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 天内慎也委員、何号に御異議がありますか。

○天内慎也委員 議案第 138 号に異議があります。

○赤平勇人委員長 議案番号を確認いたします。議案第 138 号でよろしいでしょうか。

○天内慎也委員 はい。

○赤平勇人委員長 ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第 138 号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 138 号については、原案のおとり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤平勇人委員長 起立多数であります。

よって、議案第 138 号については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 138 号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 138 号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2 日間にわたり終始熱心に審査していただき、誠にありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後0時13分閉会